

平成 30 年 第 4 回 東彼杵町議会定例会会議録

平成 30 年第 4 回東彼杵町議会定例会は、平成 30 年 12 月 5 日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	堀 進一郎 君	2 番	吉永 秀俊 君
3 番	岡田 伊一郎 君	4 番	前田 修一 君
5 番	口木 俊二 君	6 番	立山 裕次 君
7 番	浪瀬 真吾 君	8 番	森 敏則 君
9 番	大石 俊郎 君	10 番	橋村 孝彦 君
11 番	後城 一雄 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	渡邊 悟 君	教 育 長	加瀬川 哲文 君
副 町 長	(不 在)	建 設 課 長	楠本 信宏 君
総 務 課 長	松山 昭 君	健康ほけん課長	深草 孝俊 君
農林水産課長	高月 淳一郎 君	町 民 課 長	構 浩光 君
農 委 局 長	(高月淳一郎 君)	財政管財課長	三根 貞彦 君
水 道 課 長	氏福 達也 君	まちづくり課長	岡田 半二郎 君
教 育 次 長	岡木 徳人 君	税 務 課 長	山下 勝之 君
会 計 課 長	森 隆志 君		

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記	辻 由美子 君
--------	---------	-----	---------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 一般質問

6 散 会

開 会（午前 9 時 29 分）

○議長（後城一雄君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は 11 名です。定足数に達しておりますので、これより平成 30 年第 4 回東彼杵町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

これから諸般の報告をします。始めに議長報告ですが、皆さんのお手元に配布しておりますので、朗読は省略します。

次に、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されておりますが、朗読は省略いたします。

次に、議員派遣結果報告が、口木議員から議会広報研修報告書が提出されておりますが、提出者の報告は省略し、配布のみとします。

次に、総務厚生常任委員会所管事務調査の報告をお願いします。吉永総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（吉永秀俊君）

おはようございます。早速、委員会調査報告書を朗読いたします。

1 番目ですね。本委員会において、所管である健康ほけん課の調査を実施したので、会議規則第 76 条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 調査事件

地域包括ケアシステムの現状と介護認定の現状について

2 調査年月日

平成 30 年 10 月 22 日

3 調査の内容並びにその結果

深草健康ほけん課長、山根高齢者支援係長、樋口介護保険係長の出席を求め、本町の地域包括ケアシステムの現状等の説明を受けながら調査を行った。

少子高齢化に伴う社会保障費の増大を踏まえ、平成 25 年 12 月に「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」が制定され、これを受け、平成 26 年 6 月に地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化を柱とする「医療介護総合確保推進法」が制定されました。

現在、65 歳以上の人口は 3,000 万人を超えており、2042 年に 3,900 万人でピークを迎えます。特に、団塊の世代（約 800 万人）が 75 歳以上となる 2025 年以降は国民の医療や介護の需要が更に増加することが見込まれています。

このため、厚生労働省においては、2025 年を目途に高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的とし、「可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築」を全国市町村で推進している。

地域包括ケアシステムの具体的な 5 つの構成要素は次の 5 項目である。①医療・介護②介護・リハビリテーション③予防・保健④生活支援・福祉サービス⑤住まいと住まい方。

本町においても厚生労働省の指針に従い、上記 5 項目別に、ケアシステム構築達成時期を平成

32年から33年を目標とした地域包括ケアシステムロードマップを作成し、現在事業を推進している。

なお、30年度のそれぞれの事業計画は次のとおりである。

- ①3町で在宅医療介護連携支援センター（仮称）を検討中。
- ②在宅医療と在宅介護が一体的に提供される体制の構築、及び相談窓口の設置に向け、3町や関係者による協議の実施。
- ③認知症の人やその家族に対する相談支援や認知症の正しい理解への普及啓発を行う「認知症地域支援推進員」と、適切なサービスに結び付いていない認知症の人等へ支援をする「認知症初期集中支援チーム」を4月に設置。
- ④生活支援コーディネーターを4月に配置し、高齢者の日常生活ニーズ及び地域資源を把握し、必要な生活支援サービスの構築を図る。
- ⑤自立支援型地域包括ケア会議を月1回開催し、自立支援の視点の普及を図る。

本町の地域包括支援センターは、現在、管理者1名、保健師1名、社会福祉士1名、管理栄養士1名、介護支援専門員（嘱託）1名、看護師（嘱託）1名、認知症地域支援推進員兼生活支援コーディネーター（嘱託）1名の計7名で運営されているが、次のような課題があるとのことである。

- ①地域包括ケアシステムで最も重要になる医療と介護の連携が「メンタルバリア」と呼ばれる目に見えない壁により、相互疎通が上手くなされていない。
- ②サービスの主体が国から自治体へ移行するため、財源・人的資源の格差により提供されるサービスの質・量に自治体間格差が生じることが懸念される。
- ③地域包括ケアシステムでは地域住民同士で助け合う「互助」が重要視されるが、地域コミュニティ力の低下とともに、家族・親族間の疎遠化等が浸透しつつある現代社会においては「互助」が以前ほど期待できなくなっている。

次に、介護認定と介護認定者の現状について説明を受けたが、本町の1次介護認定は2名の嘱託看護師が行っており、2次審査及び更新等を3町で行っているとのことである。また、認定者数は平成29年度末457名で、ここ5年間横ばい状態で推移しており、被保険者数2,782名に対する認定率16.4%は県内でも佐々町に次ぐ低さである。

このことは、平成24年から開始された介護予防事業「よんなっせ」等が大きく寄与しているものと思われる。

次に2番目の報告でございます。

本委員会において、所管である総務課に関する調査を実施したので、会議規則第76条の規定により、次のとおり報告します。

1 調査事件

公共交通空白地有償運送事業並びに地域乗合交通創出事業について

2 調査年月日及び場所

①平成30年11月14日 茨城県常陸太田市

②平成30年11月15日 神奈川県大和市

3 調査内容並びにその結果

①公共交通空白地有償運送：常陸太田市は茨城県の東北部にあり、県都水戸市から 20 km、東京から 120 km 圏に位置し、面積 372 km²、人口約 5 万人の、茨城県内最大面積の市である。

常陸太田市には平成 28 年 9 月まで市町村合併の名残りで、路線バス、市民バス、患者輸送バス、スクールバス、公共交通空白地有償運送の 5 種類の公共交通が運行していたが、平成 28 年 10 月からは路線バス、市民バス、公共交通空白地有償運送の 3 種類になっており、今後は市民バスも路線バスに統合される予定であるとのことであります。

常陸太田市は前述のように面積が広いと、多くの過疎地があり、そのため 3 つの地区で、公共交通空白地有償運送が実施されているが、今回は特に直近（H29 年 6 月）に開始された高倉地区で実施されている公共交通空白地有償運送に重点を置いて調査を行った。ここ高倉地区では路線バス、乗り合いタクシー（金曜日）が運行されているが、自宅からバス停までが遠く、高齢化（高齢化率 53%）が進んでいる等、路線バス利用が困難な人が多く存在していると同時に、乗り合いタクシーは市街地までの送迎が主であり、地区内への近距離移動の際には近所の人と乗り合わせで送迎を行っている。このような地域の課題解決に向けて、地域が主体となった「住民共助による交通手段」が全国 2 例目の高倉地域づくりの会による公共交通空白地有償運送である。

その主な内容は次のとおりである。事業主体：高倉地域づくりの会（自治会組織）、事務所：交流センター、運行時間：毎週火曜日 9 時から 17 時、運賃：300 円、予約方法：前日までに電話予約、運転手：9 名（無償ボランティア）平均年齢 66 歳、利用者 1 日あたり 6.6 人、5 人乗りワゴン車購入費は地方創生加速化交付金 234 万円（県、市が各 2 分の 1）、市からの維持管理補助金は年 20 万円（上限）等である。

運行開始に至るまでの経緯としては、平成 28 年 11 月に関係者等との協議が開始され、同時にタクシー事業者との調整等も行われている。その後、市地域公共交通活性化協議会、議会において承認を受け、平成 29 年 4 月 7 日、国土交通省に登録申請、同年 5 月 29 日に登録の許可をもらっている。

現在、利用者は毎週火曜日に水府地区（高倉地区を含む、旧水府村）内のみ運行する「公共交通空白地有償運送」と市内の市街地まで運行する「乗合タクシー」の双方を使い分けているが、市内市街地への運行を要望する声もあり、今後、タクシー事業者との調整を検討していくとのことである。

今後の課題としては高齢化する運転手の確保などがあるが、利用者、事務局、運転手、地域住民に対してヒアリングなどを実施し、運行内容の改善を検討していくとのことである。

また、地域公共交通の再編計画により、スクールバスは平成 28 年から路線バスに統合されたが、再編実施に当たっては、市議会 6 回、学校（スクールバス関係者）7 回、市民等 38 回、町会 9 回、警察・道路管理者との調整など、市民との合意形成を図るため、計画（案）の段階から市民等への誠意を持った懇切丁寧な説明が繰り返し行われている。

②地域乗合交通創出事業：大和市は神奈川県のおぼ中央に位置し、横浜、藤沢、相模原、東京都町田など 7 市に隣接する人口約 23 万人、面積 27 km²の丘陵起伏がほとんどない、まさに、典型的なコンパクトシティである。

平成 23 年 4 月から開始されたデマンド型バス「のりあい」は 9 自治会（約 2400 世帯）の地域住民が中心となって組織する「地域と市との協働のりあい」（事業母体）が、10 人乗りワゴン車を使い、地域と鉄道駅、商業施設等を結ぶ移動手段の提供のみならず、地域コミュニティ活性化に資する地域活動である。

事業の概要は次のとおりである。運営経費等：9 自治会の各世帯からの協力金、個人賛同支援金、企業協賛金、バザー収益金等。運行について：道路運送法の登録や許可を要さないボランティアによる無償運送、運転登録者 13 名、利用者への介添えを行うボランティア添乗員登録者 25 名がいる。運行ルート等：平日運行、1 周約 9 キロの周回コースを 1 日 15 周。市の関与：車両の確保、燃料の提供、関係機関との連絡調整等、補助金は年間約 300 万円である。

事業開始までの経緯は、平成 20 年 10 月に「乗合バス運行準備会」が発足、平成 21 年 4 月に住民アンケート、ルート試走、ミニ集会、同 5 月地域説明会、同 6 月第 1 回実験（5 日間行われて 1 日 9 周されている）、同 8 月大和市との協働事業に採択される。その後、数回の実験や地域報告会が行われ、平成 23 年 4 月より本格事業が開始されている。

「のりあい」は添乗員が同乗しているため、杖やカートを使用している人も気軽に乗車できる。顔見知りの方が運転しているため、安心感がある等の好評な一面があったが、「のりあい」は道路運送法上の許可を要しない無償運送で運行しており、「運賃が取れない」、「自治会からの支援金を確保することが難航している」、などの資金繰りの問題や、「運転手の高齢化」、「交通事故が起こった場合の責任の所在の問題」、「微妙な自損事故の増加」などの安全運転への懸念により、7 年間の運営が今年 9 月末で終了し、10 月 1 日以降は、年間委託料約 5000 万円でバス事業者による運行に変更された。なお、ボランティアの添乗員は継続しているとのことであります。

また、大和市では平成 16 年からは民間路線バス廃止に伴い、コミュニティバス「のろっと」、更に平成 26 年からは「のろっと」が乗り入れることができない住宅地や比較的狭い通りを運行するワゴンタイプのコミュニティバス「やまとん GO」を導入している。

このように大和市では潤沢な財政（実質公債費比率 0.7%、自主財源率 58%等）のもと、交通手段だけ見ても二重三重の手厚い住民サービスが施されており、本町の参考事例とするには些か無理があるように思われた。

しかしながら、「のりあい」事業立ち上げの際には、平成 20 年の「乗合バス運行準備会」発足から平成 24 年に事業開始に至るまでの経緯を見ると、明確な事業目的とビジョンをもって、関係機関との綿密な連携、議会との協議、住民ニーズ調査、ワークショップなどを周到に行い、地域との協働事業が構築されていることは、本町の新規事業の立ち上げ時や事業計画の変更などの際には大いに参考になると思われる。以上です。

○議長（後城一雄君）

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

次に、産業建設文教常任委員会所管事務調査の報告をお願いいたします。浪瀬産業建設文教常任委員長。

○産業建設文教常任委員長（浪瀬真吾君）

おはようございます。それでは委員会調査報告書を朗読いたします。本委員会において下記の事件についての調査を実施したので会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 調査事件

きのくに国際高等専修学校視察及び淡路市における大震災後の復興状況と防災対策について

2 調査年月日

平成 30 年 11 月 19 日から 20 日

3 場所

和歌山県橋本市及び兵庫県淡路市

4 調査結果

来年 4 月に開校を予定されている学校法人きのくに子どもの村学園系列のきのくに国際高等専修学校の特徴や指導方針等を調査するため、和歌山県橋本市彦谷にある学校を訪問しました。この学校は、橋本市の橋本駅から約 7km の山中にあり、1998 年開校され 1 学年約 20 名の学校です。対応には、校長先生に当たっていただきましたが、基本方針としては、自己決定、個性化、体験学習を大切にしながら、一人ひとりがみんなと自由に積極的に学べる学校活動を行っているとのことでした。

高等専修学校にされたのは、学校教育法が定める一定の基準（認可基準）を満たすためとのことで、生徒たちの話を聞くと、縛りがなく自分にあった自由な学習や研究ができるとのことでした。公立の中学校から進学した生徒もいました。ほとんどが寮生で寮費を含め年間約 150 万円かかるとのことでした。なお、海外研修としてイギリスにも行っているとのことでした。生徒は、約 70%以上が文系の大学に進学しているとのことでした。今後、同様の専修学校を開設される予定はないかとの質問に対しては、今のところないとのことでした。また、隣接されている小中学校も視察しましたが、昨年視察した北九州のきのくに子どもの村学園と同じく、子ども達ものびのびと学習している様子がうかがえました。

平成 7 年 1 月 17 日、早朝発生した阪神淡路大震災の復興状況とその後の防災対策の取り組みについて淡路市役所の防災あんしんセンターで研修を行いました。淡路市は、平成 17 年 4 月 1 日に 5 つの町が合併して誕生した人口約 44,100 人の町で、対応には、危機管理課の課長さん始め職員の皆さんに当たっていただきました。阪神淡路大震災では、死者 6,434 名、行方不明 3 名、負傷者 43,792 名でマグニチュード 7.2、後で 7.3 に改訂されております。震度 6 を観測し、一部地域では震度 7 に相当する揺れが発生したとのことでした。

淡路市においては、死者 58 名、重傷 125 名、軽傷 1,052 名、住宅被害では、全壊 3,082 戸、半壊 3,984 戸、一部損壊 10,034 戸で甚大な被害を受けていますが、震災前はハザードマップ作成までは至っていなかったとのことでした。後に作成されたようです。当時の災害状況については、プロジェクターにより説明を受けましたが、1 階部分が押しつぶされ車が下敷きになった家屋や陥没し通行止めになった道路、上下に波打ちし亀裂が走る港湾施設など生々しい被害の状況が映しだされ、地震の怖さを改めて痛感しました。避難所は、各地域に 45 か所設けられ、約 3 か月間の延べ人数は 129,165 人であったとのことでした。発災当時の役場では、すぐに災害本部が設置

され、人命の救助を最優先として、各職員は各関係機関との連絡調整等に携わり、地元住民や消防団との連携、協力のもと、発生した時刻には全住民の安否確認が完了したとのこと。

課題としては、当時、淡路島付近は比較的地震が起こりにくいと考えられていたため、地震に対する知識や経験もなく、また、早朝の発災ということもあり情報伝達が上手くいかず、混乱を招き、被害が大きくなったことが挙げられております。今後は、防災体制の強化を図りつつ、市民に周知し自助・共助で地域防災の向上を図ることが重要であると認識されております。また、南海トラフ地震発生による想定や各種災害に対する市の備えについても職員体制の確立が図られているようです。更に、災害備蓄品等の準備や防災行政無線・防災ネット・データ放送等の活用もされており、防災訓練・講話の実施もされているようです。

その後、北淡震災記念公園で断層などの実際を見学してきました。

以上のことから、本町においても地震や豪雨災害など自然の猛威に対する防災対策が、いかに重要であるかということを確認しました。以上です。

○議長（後城一雄君）

以上で、産業建設文教常任委員会の報告を終わります。

次に、陳情第4号「消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書」を政府に対し提出を求める陳情は、配布のみとします。

これで諸般の報告を終わります。

次に町長の行政報告をお願いいたします。町長。

○町長（渡邊悟君）

おはようございます。本日ここに平成30年12月定例町議会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては大変ご健勝にてご出席賜りまして厚くお礼申し上げます。

開会に当たりまして、前定例会以降今日までの町政の重要事項について行政報告を申し上げます。

まず最初に、既に皆様ご存知かと思いますが、飲んでおいしいお茶を選ぶ日本茶アワード2018が開催されまして、その日本茶大賞ですが、東彼杵町の有限会社茶友様が日本茶大賞を受賞されております。心からお祝いを申し上げます。この大会は消費者が審査員を務めて最終審査会に勝ち残った19点飲み比べて投票を行って決定をいたします。全国から120余りの品種が出ておりまして、この大会は今年で5年目になります。全国から393点の出品があって、昨年は本町の岡田商會様が優勝されまして、2年連続の東彼杵町のお茶屋さんが優勝ということでございます。そしてまた茶友様におかれましては、この大会の第1回大会で優勝されてまして、そして今年の第5回目の2018年で優勝ということでございまして2回目の優勝でございます。この最終審査会は東京でありますけれども、今回は特にフランスあたりも含めて全国9か所ぐらいの会場で投票いたしまして、1038票の投票あつての栄えある優勝でございます。誠にすばらしいことだと思っております。

次に、お手元の行政報告をご覧いただきたいと思っております。

まず、9月25日でございます。オスプレイについて嬉野市長へ要請をいたしております。9月25日に、大野原演習場へのオスプレイの配備訓練ということで村上嬉野市長に面会を求めまして、私たち東彼杵町、それから嬉野市につきましては、大野原演習場周辺地域基地協力会を中心に演習場を住民あるいは部隊、行政、協力をして演習場の管理を行っているわけですが、全くそういうことにも関わらず、防衛省は今までのとおりヘリコプターで訓練をするんだから書面だけで借りま

すよというスタンスでございます。しかし、オスプレイとなりますと相次ぐ事故等も発生しておりますので、そういうことを考えれば素直にこの配備訓練には同意できないようなことでございます。そういうことを考えまして、市長と一緒に意思疎通をしながら、そういう配備訓練には簡単には同意できませんとか、あるいは安全確認がまず第一ですよということで意思疎通をしたところでございます。

それから10月9日、K（架け橋）プロジェクトということで発足をいたしております。これは先ほどアワード大会で優勝されました有限会社茶友様と大村の株式会社サンダイという会社ですけれども、ここと共同で3年ぐらい前から抹茶の試作を行っております。これがほぼ製品化ができておりますので、その新商品開発とか、あるいは販路拡大ということで、そういう取り組みをされておまして、関連の製造業者あたりもお願いしながらお披露目等も行われております。

それから10月19日ですね。町づくりアドバイザー片岡力氏告别式と書いてありますけれども、元々この方は長崎国際大学の教授でございまして、東彼杵町の職員の研修等にご尽力をいただいております。そしてまた、今、坂本地区で収穫祭で沖縄のエイサーが地域の住民の方と一体になっておりますけれども、このエイサーをこっちに持ってこられた仕掛け人でございます。告别式に参加をいたしましたところでございます。

次に10月22日、故高田勇県民お別れの会ということで、これは議長も一緒でございますけれども、長崎の方でお別れの会ということで、家族の方もお出でになりましてお別れ会に参列いたしております。

それから5点目ですけれども、10月23日東彼杵道路中央要望（有料制）としておりますけれども、現在まではバイパスとか、あるいは現道拡幅化とか、そういう話で要望しておりましたけれども、突然この23日に中央に要望に参りましたところ、有料道路とした方が早く着手できるんじゃないかという提案がなされております。そう言いながらも、すぐ採択をされましても5年間ぐらいかかって計画段階評価をいたします。その後十何年かかって工事をするわけですから、結果的には20年ぐらいしないと全線開通は無理じゃないかと思っておりますけれども、そういう国の方針が大きく変わって現道拡幅だけだったら全国で57位ぐらいの順位ということで、とてもそれだけではできないという言い方をされておりますし、もちろん最初から話があったんですけれども、そういうふうになるかなと考えております。先の臨時議会でもこのことは議員の皆様にはお知らせをしたとおりでございます。

したがって、有料となりますと地域の合意形成これが第一でございまして、知事の所にも参りまして、そういう趣旨の説明をいたしております。生活道路としての機能をどう持たせるかということでございますけれども、全く高規格で東彼杵インターからハウステンボスまで真っ直ぐ繋いだ場合は、地域の生活道路としての機能というのは全くないわけでございます。

例えば、川棚にインターチェンジができた場合は交通事故の場合とか災害の場合は迂回ができますので、そういうことになっていくのかなと思っております。なかなかどうなるのか、まだ絵が描かれておりませんが、高速道路となれば当然インターチェンジの設置がなされますので、川棚あたりに作ってもらえれば迂回路ができるんじゃないかなと考えております。今後、期成会の総会も予定されておりますので、そこでその案が提案されるものと思っております。

そして6点目ですけど、11月13日に全国鯨フォーラム2018ということで開催をいたしまして、

全国からたくさんの方がお出でいただきまして、あるいは国際捕鯨委員会 IWC の議長をされました東京海洋大学の森下先生もお出でになりまして、身近にそういう鯨を取り巻く環境、捕鯨を取り巻く環境ということを皆さんもお聞きになったかと思っております。

それから 7 点目ですけども、11 月 19 日北朝鮮拉致問題啓発事業ということで、映画横田めぐみさんですけども、引き裂かれた家族の 30 年ということで上映いたしております。本当に残酷な事件でございますけども、今なお解決していないということで、県議の方ですか超党派でつくっておられます議員の方で主催をされまして、町も協賛という形で映画を上映いたしております。約 200 名の方がお出でになったかと思っております。

それから 8 番目ですけども、11 月 20 日から 21 日にかけて東彼杵町の区長会の視察研修に同行いたしております。先ほど吉永議員からも話があったおりました町バスあたりも含めて視察をしております。視察場所は鹿児島県の日置市の高山地区という公民館活動、これは高齢化率が 67% ということで、6 集落で NPO を立ち上げられまして、全員のですね、全員の同意で NPO を立ち上げたということで本当に素晴らしい活動をされております。

そして次が 9 番目ですが、11 月 24 日、これは東彼杵町うまかもんフェスタということで 25 日まで行いました。中華人民共和国の長崎総領事劉亜明氏が昨年来町する予定でございましたけれども、どうしても公務で参加できないということで 11 月 24 日に本町に来町されております。それぞれうまかもんフェスタの会場の視察とか案内をいたしまして、町内の茶園とか、あるいはそのぎ茶等の視察をされております。

最後になりますが 12 月 2 日でございます。これは法音寺地区の川原悟さんですけども、日本ソフトボール協会の功労賞を受賞されております。川原さんは鈴木病院に勤務されておまして、約 51 年間ソフトボールの技術の向上とか、子どもたちの育成など多大なご尽力をいただいております。受賞を心からお祝いしたいと思っております。

以上でございます。その他につきましては、お手元の行政報告をご覧いただければ幸いかと思っております。今回の定例会では議案 13 件を予定しておりますので、何卒慎重ご審議の上適正なご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます

○議長（後城一雄君）

これで町長の行政報告を終わります。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（後城一雄君）

それでは、これから議事に入ります。日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、1 番議員、堀進一郎君、2 番議員、吉永秀俊君を指名します。

日程第 2 会期の決定について

○議長（後城一雄君）

日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月13日までの9日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月13日までの9日間に決定しました。

日程第3 一般質問

○議長（後城一雄君）

日程第3、一般質問を行います。

質問形式は、一問一答方式。質問時間は執行部答弁を含めて60分以内。制限時間の2分前には告知ベルを鳴らします。なお、質問、答弁とも簡潔明解をお願いします。順番に発言を許します。始めに3番議員、岡田伊一郎君の発言を許します。3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

それでは、先に通告いたしておりました3点について質問いたします。

まず始めに、千綿女子高等学園跡地活用事業についてであります。長崎県の事業ではあるが、農地の活用はその後どうなったのか。大村市でトマト栽培の栽培技術管理力と生産性が安定してくれば取り組みたいということだったが、定かではないと答弁されています。平成26年に公募が行われており、町長も企業誘致との捉え方もしていると発言され、農業技術のサポート体制、特に町内の農業技術者をお願いし、技術指導を行うということでした。水道管敷設についても、公共事業というのはタイムリーでないといけないので工事を完了された。上手くいった時に水が足らなくなったらどうにもならない。公共事業の宿命で埋没費用であり、初期投資という発言でした。

今回の件を企業誘致と同様に考えられた経緯と、県との綿密な調整はできていたのかについて尋ねます。

次に、第2点であります。常明園跡地におけるロハスの郷について。平成25年度の準備から26年度、27年度までの委託費との合計で、委託事業が約892万円、施設の改修費が約1399万円計上されたが、この計画を議会に提案するまでのプロセスはどうだったのか。特に、民間施設の改修に公金を投入することへの検討は充分だったのか伺います。

次に、第3点であります。小中校のいじめ対策と教職員の労働環境について。学校などの具体的な対応策を示した「いじめ防止基本方針」を改定し、「けんかやふざけあいでもいじめの有無を確認する」ことを追加することにより、認知数は増加している。スマートフォンや会員制交流サイトでのいじめに対する把握や防止策、家庭や地域との連携、また教職員の過重労働対策についてどのような対応をされるのか尋ねます。

以上、登壇しての質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それでは、岡田議員の質問にお答えいたします。

まず 1 点目の千綿女子高等学園跡地活用事業についてでございます。結論から申し上げますと、平成 27 年 5 月 28 日、長崎県との県有財産貸付契約によりまして、旧千綿女子高等学園跡地に進出しました株式会社平田農場、これは代表取締役平田誠氏でございます。3 年間の貸付期間終了後、結果的には撤退したわけでございます。

県との貸付契約につきましては、3 年間の貸付契約後、同法人が一括購入するという条件付き契約でございまして、契約満了となる 2 か月前の今年 3 月から長崎県と平田農場との間で複数回面談がっております。最終的には、7 月 6 日の平田農場側が資金調達が困難であることを理由に跡地購入を辞退する旨申し出があり、撤退となったようでございます。

既に、県は新たな事業者の募集を今年の 10 月 5 日から 11 月 30 日まで行っております。県の農業経営課に確認いたしましたところ、6 社からの問い合わせがあつて、最終的に 1 社が応募したようでございます。今後、書類を県の方で精査をされまして、応募者選定のための検討会を来年 1 月に開催されて、2 月を目途に決定する予定のようでございます。

よって、その後の農地活用というご質問に対しては現状白紙に戻ったこととなります。

それから 2 点目の企業誘致と同様に考えた経緯と県との綿密な調整はできたのかでございます。敷地が 6ha 超えておりまして、県は当初から一括売却の方針でありました。町の考え方といたしましては、企業誘致という考え方をしないとこの場所への企業の進出は難しいと考えておりまして、あらかじめインフラ整備を行ったものでございます。

平田農場撤退後、県が公募を実施する前に県から町に意見を求められております。東彼杵町の意見としては、企業誘致の受け皿として工業団地への利用は希望していると伝えております。しかしながら県の所管はあくまで農業経営課でございますので、県の公募についての考え方というのは、農業生産により地域の農業振興に貢献すると共に地域経済の活性化や雇用の創出等にも寄与する計画があるということとなっております。今回の公募が仮に不調に終わった場合には、工場適地、工業団地としての可能性が高まるものではないかと考えております。当然、この時は農業経営課から、これはもう財産の管理の方にいきますので、全くフリーにというか完全公募になるんじゃないかと考え方をいたしております。

なお、本町から県の企業誘致サイドへ直接やり取りした経緯はございません。窓口は県の農業経営でございますので、町の方としては程度が、綿密がどの程度の綿密なのかわかりませんが、基本、県の土地でございますので、県が当然されます。そこに町がああしてください、こうしてくださいというのはなかなか言いづらうございます。ただ、雇用促進とか地域の活性化になることはやってくれということはしますけど、そういうことでございます。

したがいまして、そういう意見は若干述べることはできますけども、打ち合わせというのは県の土地でございますので、できないかなという考えであります。

それからロハスの件ですが、この計画についてのプロセスですが、きっかけといたしましては耕作放棄地の解消、あるいは古民家再生ということ課題にしておりまして、職員の優良事例視察研修であります。この視察先での完全有機農業の実践者であつて、この実践者から本町での炭素循

環農法による完全無農薬、無化学肥料の農業実践事業の提案を受けております。そういうことで平成26年6月から始まった事業でございます。また、同年10月には事業提案によって完全有機農業を实践する自然農園栽培運營業務と旧常明園を活用した食養生施設運營業務を開始いたしております。議会への計画提案段階におきまして、平成26年12月議会での全員協議会を開催いたしまして、その時に事業の構想とその計画、あるいは事業受託者のプレゼンテーションを行っております。その説明も行っております。その後、事業展開の中で地方創生交付金等の事業活用を含めて関係者との検討を重ねまして、国県との協議を詰め、その都度、事業予算計上と併せて事業計画提案及び説明を行ってきた経過であります。

民間施設の改修に公金を投入することへの検討は充分だったのかでございますが、結論といたしましては充分な検討を行っての対応であります。当該施設は、遊休となった社会福祉施設を無償で借り受けた施設でありまして、また、この施設には建設当時にも社会福祉事業関係の国の補助金も投入されており、再活用におきましては当然関係法令上の使用制限とか手続きが必要であります。なお、本事業においては施設改修といたしまして地方創生交付金、これは地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金。地方創生先行型でございますけれども1301万1000円を活用してるところでございます。この交付金の活用にあたっては、遊休である社会福祉施設を有機農業及び食養生等の実践施設としての改修整備に対して、国の地方創生担当部局との充分な協議を経て事業としての妥当性を得られているものでございます。このようなことから、遊休施設となった施設の活用においては、破損した部分等の修繕あるいは一部改修を必要とする中で国県とも協議を行いまして、まちづくり事業の一環として、公共性の高い事業活用施設として事業実施には必要不可欠なものと判断をいたしております。そういうことで施設の改修も併せて行ったところでございます。

登壇での説明は以上で終わります。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

岡田議員の質問にお答えをいたします。

小中校のいじめ対策と教職員の労働環境についてということで、スマートフォンや会員制交流サイトでのいじめに対する把握について、まずお答えをいたします。

今年度、現在のところ小学校2校、中学校2校共に、スマートフォンや会員制交流サイトでのいじめに対するいじめというふうな内容につきましては、報告は上がっておりません。ゼロでございますが、中学校でLINEで悪口を言っているという情報がありましたので情報源を明らかにするように務めたところございましたが、該当生徒への指導は直接することはできなかったようです。全校生徒に一事例として紹介をし、指導をいたしております。

2番目のスマートフォンや会員制交流サイトでのいじめに対する防止策についてでございますが、小学校での携帯電話やスマートフォンを持っている児童は97名、約27.9%でございます。小学校でスマートフォンを持っている、携帯電話ではなくスマートフォンを持っている児童は21名で6%でございます。中学校での携帯電話やスマートフォンを持っている生徒は95名、約半分の50.5%でございます。そのうちスマートフォンを持っている生徒は48名、25.5%で、約4分の1という結果が出ております。いじめの防止策につきましては、いくつか挙げられるんですが、いじめ

校内緊急対策6項目というので、定期的にいじめアンケートを実施していること、個別面談を実施している、巡回指導の実施、引き継ぎ総点検、いじめ相談窓口の設置、そして学校にいじめ対策委員会を開設しているという6項目でございます。2点目に、学期に1回以上は小中合同でのメディア講習会というのが開催をされています。3点目、小学校でも発達段階に応じての情報モラルの指導。4点目、子どものスマホ等の所持につきましては、最終的には保護者に責任を持っていただきたいということで、学級懇談会とか学校便りなどでの啓発活動をいたしております。5点目、道徳や技術、社会科等の授業での生命の尊重や人権をテーマにした内容の中で、スマートフォン等SNSの利用について注意等を挙げているところがございます。また6点目として、生活ノートとか、あるいは交換日記などでの情報を把握するように努めているところがございます。

家庭、地域との連携におきましては、1、PTA総会、地区懇談会、学級懇談会でのメディア実践内容について話し合い、今、PTAの方では夜9時以降は保護者が預かるとか、あるいはフィルタリングをしよう。現在、小学校40%、中学校70%がフィルタリングが完了しているようです。

3番目に、いじめに繋がるような知り得た情報は、必ず学校等にもしようというふうな実践を行っていただいております。また、2点目として、PTAでは年2回メディア週間を設定して、家族でのメディアについて考えたり、一家団らんの場合を設けるようにしているところがございます。3点目にコミュニティスクール関係の学校運営協議会の中で熟議し、地域学校共同活動として、いろんな共通実践をやっていこうというふうな取り組みがなされております。

教職員の過重労働対策についてどのような対応をされるのか尋ねますということでございますが、これはSNS等に関わってだけではなくて、一般的な形で答えをさせていただければと思っております。教職員の過重労働対策についてでございますが、まず教職員や保護者、地域住民等への文書配布。今、この教職員の過重労働等が非常に問題になっておりますので、その実態についての啓発活動を行っております。そして2番目、各学校におきましては定時退庁日、いわゆる週1回ノー残業デーというのをつくって定刻に退庁するというふうな取り組みを行い、全ての学校で実践をされているところがございます。だいたい毎週水曜日とか金曜日、各学校で独自に決めております。3点目、部活動休養日の設定ということで、教職員の過重労働の一番大きな原因は部活動でございます。この部活動の回数を週1回必ずノー部活デーをつくること、また、第3日曜日の家庭の日は休養日とすること、また、今後部活動休養日を週2日へもっていくということなどについて実践をなされております。4点目、学校施設時刻、職員室での掲示。それによって早めの退庁の呼びかけをいたしております。5点目、タイムカード。今、各学校タイムカードを導入いたしまして、先生方の出退勤時刻をしっかりと把握するようにいたしております。6点目、放課後の時間確保のために週2回実施していた職員連絡会、いわゆる職員会議ですが、それを1回に減らして、あと諸連絡はミライムと申しましてネットワークの掲示板を活用いたしております。7点目、一部の職員に過重な負担が生じないよう公務文書等の公平化と複数担当制を講じております。そして、いろんな問題が生じた場合に担任1人に抱え込ませることがないように、全職員で情報を共有し、複数で問題解決にあたるよう配慮をしているところがございます。

また、過重労働対策として今後期待をしておりますのが、コミュニティスクールの推奨を図っていくことで登下校の見守りとか、あるいは環境整備、ゲストティーチャー等の学校支援が更に充実をいたしまして、職員の負担が軽減されるように努めていきたいと考えているところがございます。

以上、登壇しての回答を終わらせていただきます。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

まず始めに、千綿女子高等学園跡地活用でお尋ねをいたします。平成 27 年の 6 月議会では、あくまで長崎県が誘致する企業であり、町が起業することはないと発言されていますが、なぜ急いで水道管を敷設しなければならなかったのか。長崎県からの要請もあったのか。その点について、まずお尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これはそういう企業がまいりますので、水道管は、併せて水道の配水計画がありまして、私も答弁の中では埋没費用ということで、社会資本の整備だということで説明をいたしておりましたが、担当の話にすれば大きくなりますけれども、赤木地区から千綿宿の方に水道管というのは繋がっておりません。それで瀬戸地区の方から千綿宿の簡易水道ということで配管がなっております。ここは非常に赤い鉄分といいますか、そういうものが入りまして非常に水質が悪くなっていると。そういうことで赤木の良質な水道水を、配水をしようということで工業団地の近くから下の方に下ろしてもらいました。そうしますと圧力が強すぎます。非常に圧力が強すぎます。直接繋ぐことはできません。そういうことで減圧性というのを工業団地の S カーブを曲がった所の高速道路の下の付近、その辺で減圧をして、それで東宿の方に配水をしようという計画が水道課の方で上がっておりまして、それを仮に圧を絞った場合はどうしても女子学園の方には水が上がりなくなると。だから、それも合わせて、今の配水をいたしましたそちらと合わせて、そういうことになっております。だから水道の配水計画でございます。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

ちょっと時間ありませんが端的にですよ、その減圧のこともありますけれども、長崎県からの要請もあったのかとお尋ねをしているのですが、県からの要請はあったんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

いや、これは県の方からは要請はあっておりません。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

そしたら平田農場との協議もされたんですか。どうしても水道を早く引かないと開設ができないと。そういうのはあったんでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

いや、それはありません。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

平成 27 年の 5 月 28 日付けで契約が長崎県と締結をされております。建物の補修工事が行われま
す。電気、水道及び合併浄化槽等、十数年経過している。開始時期は、畑などの利用は早速始まる
が、建物は補修の予定で未定と回答されておりますですね。また、外国人の実習生はブラジル、ベ
トナム、ネパール等で、住居は旧農学園の寮になると発言されていますが、建物は建築されてから
何年経過しているのか。寮は何年経過しているのか。そこは当然把握をされていたんですか、お尋
ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

並行して決定をしたということで、進出はすぐではございませんので、その辺は平田農場からお
聞きしたり県と一緒に検討し、そういう施設の老朽化とかは確認いたしております。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

そうしますと町長の発言で、寮はまだ造って新しいのであまり補修もいりません、中身はまだ上
等ですぐ泊まれますという答弁があつておりますが、家の中の配管は腐食をしているので、それは
しなければならぬとありましたが、長崎県農林部との協議の結果、そういう判断をされてるん
ですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

はい、そのとおりでございます。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

それで、建物は昭和 61 年の建築で、寮は平成 7 年に改修され 23 年以上経過をしておりますし、
施設の中の水道管補修も必要であります。平成 27 年 5 月 28 日から貸付が始まった後の平成 27 年
6 月 24 日に、すぐ水道管敷設工事に着手されたのは、やはり私は考えてもあまりにも拙速じゃな
かったか。前回、同僚議員も質問されましたが、この点について町長にもう 1 回確認をいた
します。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まずそういう企業誘致的なものできますので、水が一番大事ですので、それはすぐしなければならぬということで職員とも協議をいたしております。その中で先ほど言いました水圧の関係で、どうしても下じゃなくて、下だったらそのまま良いんですけども、上の方に変えたというのが実際現況でございます。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

そうしますと、県は当然、違約金等が発生すると思いますが、町もやはり先に事業者のために投資をするということで、3 年も経過をしてるんですよ。圧力とか何とかも関係しますけども、私は第一義的にやっぱりそこに企業として捉えて、平田農場が来るということで水道管を敷設されたと説明を聞いているものですから、その点について町も事業者のために投資をすることについては、何らかの協議というか、そういう違約金みたいな話はなかったんでしょうか。くる、こない、お尋ねいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

そういう違約金の話はしておりません。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

そうしますと、平成 27 年 6 月議会では、平田農場の雇用については従業員が 2 名程度、栽培技術の指導員が 4、5 名でほぼ決定で、地元採用となっているとの発言でしたが、勤務状態はどうだったんでしょうか。何か月ぐらい勤務されたんでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

農林水産課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（高月淳一郎君）

大村市で農業経営をされておりまして、そちらの方での従業員ということで、2 名ということを知っております。以上です。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

いや、そうじゃなくて、高等学園跡地に技術の指導員が 4、5 名でほぼ決定で、地元採用となると発言があったものですから、これは議事録に載ってるんです。だから何日ぐらい従業員の人が、地元の人が働かれたのかということをお尋ねしてるんですけど。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

確か指導員の方は、農協 OB とか、県の職員の OB とか 4 名ぐらい、あるいは專業農家の方とか 4 名を平田農場の方で雇用をされておりますので、その辺で我々は把握しておりません。そういう技術指導があっているというのは確認しておりますけども、どういう雇用形態だったのかというのは、町の方としましては把握いたしておりません。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

そして、実はですね、私は長崎県議会の農水経済委員会での県の説明資料を要求してもらいました。これでは、先ほど町長が答弁されたように、3 年後に跡地を一括購入することを前提に、それまでは営農に必要な施設、土地のみを貸し付けることとし、活用開始後 3 年間は農地 1.9ha、宅地 0.2ha を賃借し、構成員 3 名、雇用者 1 名により、馬鈴薯、玉葱などを栽培。3 年後には農地を 2.3ha を含む合計 6.0ha の跡地を一括購入し、雇用者を 1 名増員し、トマト、メロンの施設野菜を栽培する計画となっていると。また、ここで重要なのは、将来的にはですよ、将来的には当該施設を外国人研修生の研修用に活用となっている。それで、ここで将来的にはとなっているのに、なぜ慌てて研修生が来られるということで水道管を敷設しなければならなかったのかというのが、私が非常に疑問に持っております、再度町長に、またそこら辺をお尋ねいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

あまり記憶が定かではございませんが、寮の方が平成 2 年位に建てた寮がございます。ここ 50 名ぐらい、1 階、2 階で白百合寮という名称ですけども、まだ新しいです。新しいですけども、ここに今おっしゃった外国人を宿泊をさせて、それは計画は、今おっしゃった計画はそうでございますけども、そういうことをやりたいということで、そしたら寮の方の水道とか浄化槽とか整備をしないといけないということで、そういう話があるものですから、並行しながら水道も整備しようとそういうことでございます。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

将来的には寮に入る。しかし、作物も馬鈴薯、玉葱等で、水道管をわざわざ敷設しないで栽培はできると思うんですよ、まだ。そこに入ってきてから。

町長は、この説明で構成員 3 名、雇用者 1 名で 3 年後に雇用者 1 名増員となっておりますが、町長は所信表明で、雇用は当初 30 名程度ということで町広報紙に記載をされているんですよ、30 名。だから、すぐ来るんじゃないかと私たちも思っております、この水道管の方も議決をしてるわけでございますが、その辺の確認というか、どうなってたんでしょうか。なんで水道管を先に敷設も、3 年間も経過して利用できないとなってるものですからお尋ねいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今、議員がおっしゃったような雇用計画があったとしますけども、協議の中では当然急いでという30名ぐらいの雇用が発生しますよという話が協議の中で発生したと思っております。だから、急いで水道事業者としては浄化槽あるいは飲料水が使えるように整備するのが当たり前。当然急がなくてはならないということでそれはやっております。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

私は、ちょっと町長と違うんですが、やはりここに入って来られて確実にってから、水道管の敷設は3か月でできているんですね。はっきり言ってできるんですよ。だから、ここに企業が完全に入ってきて、もう出発する時点で寮の中の水道管もやり直さないといけない、並行してもできたんじゃないかと。町長はそれを先にして埋没費用とおっしゃいましたけども、お金がないこの町としては完全に来てから、普通の企業誘致と私は違うと思ってたものですから。先ほど町長も言われたように、農林部が手を放せば相対的な企業誘致になると。そういうことでちょっと拙速ではなかったのかと思っておりますので、ここはやはり再度検証をすべきではないかと思うんですが、町長いかがでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

埋没費用と言っておりますが、公共工事というのは、全て、ダムでも道路でも造りましたは利用がないとなれば、埋没費用なんですね。だから、いつでも社会資本整備のためには、整備をしておかないなりません。ですから、私の任期中じゃなくて前の町長の任期中にも、今は使うようになってきましたけども、赤木の工業団地付近から今の八反田地区のグラウンドまで、これは全然使っていません。何十年と使ってないんですけども、今回、若者が茶工場を造るということで使うようになりました。

そういう公共工事というのは、どうしても事前に準備しなければなりませんので、そういう埋没費用が出て当たり前なんです。だから、そういう考え方でやっております。それと併せまして、前、議会でも説明いたしました水圧の関係で、どうしても路線を変えなくちゃならないと。それが逆に言えば、東宿の住民の皆様には早くそういう綺麗な水が飲めるようになったということで、そっちの方も効果がありますので、総合的に判断をしたということでございます。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

そしたら、ずっと予定をされていたのに県も町と連携して支援していくと述べられていますが、逐一、業者の動向についての報告は県には求めなかったんですか。その辺についてお尋ねいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは県の方には求めておりません。平田農場の社長さんが定期的にお出でになっていきますので、その時に事情をお尋ねをいたしております。その中で、今度どうしても貸付金を借りておりますので、日本政策銀行ですか、こういう方も心配されまして、なかなか運営が思わしくないという情報等は入ってございました。その辺では逐次、平田農場と話を担当が特に中心にやっておりますけども、どういう経営になるのかということで聞いております。どんどん聞いていく中で、大村、諫早でやっているトマトというのは非常に最初のうちは良好だということを知っております。その後、なぜ資金繰りが悪くなったかと言いますと、これは長くなりますけども三菱自動車のリコールの話がありまして、その方が人材派遣会社も別途運営されておまして、そのリコールの関係でどうしても資金繰りが悪くなったということで聞いておまして、その辺からどんだんどんだん経営が、これは怪しくなったぞということになっております。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

時間の関係上、次に移らせていただきます。

常明園跡地におけるロハスの郷についてですが、執行部としては糸島の現地には何回ぐらい出向かれたのでしょうか、本社がある。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

糸島は、私を含めて2回ぐらい行っております。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

ここを担当する部署、職員の体制は充分だったのでしょうか。ロハスの郷について、その辺についてお尋ねいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、まちづくり課でございます。総合的にやっておりますので、充分とはいきませんが、それなりに大きなプロジェクトもありませんでしたので、集中できたと思っております。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

そしたら職員が、年次休暇も取れないような状況でもなかったんですか。まちづくり課の忙しさ、多忙を極めるということは、この事業をしながら、その点についてお尋ねいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

把握しておりませんが、そんなに休みも取れないようなことではなかったとっております。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

いろいろ調査をさせていただきましたけれども、かなり、このロハスの郷事業だけではなくて、まちづくり課全体で土曜、日曜もほとんど仕事に出ると、子どもに接する時間もなくなるというような話も聞いたことがあるんですよ。これは本人に確認をしておりますので間違いありません。だから、当時は副町長もおられたと思うんですが、こういうロハスの郷を導入する時に、職員の意見を集約するような会議というのはどのくらい行われていたのかお尋ねいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

集約する会議というのはやっておりません。ただ、そのポイントポイントで、副町長は専門にはもういませんでしたので、たぶん担当課長が嘱託制にしまして、その職員も主に担当させておまして、労働過重にならないように嘱託職員を主に充ててやっておまして、定期的な会合はやっておりません。私の方から逆に心配になりまして、どうしても当初の議会に説明したグリーンハンド、そういうここで説明いたしました計画と全く違うものですから、慌てて私が指摘をしたのは事実でございます。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

そしたら、こういう民間施設の改修に反対と言う職員の意見もなかったし、そういう意見も把握はされてないということですか、町長は。お尋ねいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

反対を把握するとか何とかはやりませんので、地方創生事業で空き家活用とか地域活性化となるわけですから、反対職員はいなかったと思いますよ。ですから、当然、国、県も認めていただいて地方創生事業で100%の事業でございますので、是非やろうということでやったわけでございます。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

今、活動をされていないんですが、この施設建物の電気代等の年間維持費はどのぐらいになっているんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

維持管理は、4年間で140万円ぐらいです。平成26年が25万円、27年が35万円ぐらい、それから28年が約30万円、それから29年が40万円ぐらい、そんなものです。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

この問題は、私は、町長の責任と予算を議決した議会の責任でもあります。最終的には町長としての決断で議会に予算を計上されましたが、もう少し時間をかけて丁寧な議論を議会側と行ってもよかったんじゃないかと思うんです。先ほど、総務厚生委員長から報告がありましたように、常陸太田市は1年以上かけて説明をされております。やはり今回のような議案は、議会としても独自に調査活動を行わなければなりません、議会事務局の職員体制も2名で非常に困難であります。町長部局は何十名もおられますので、やはり何としても頼らざるを得ないんですね、議案を挙げてもらうには。また、会期も限られている中で、提案された議案についても十分な質疑ができない状況も出てまいります。先ほどの報告にも、本当にありましたように、もっと事前に相当な時間をかけて議会、住民の方の協議をされていくのが妥当だと思うんですが、町長はいかが考えられますか。この責任問題について。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

責任問題は、何でも事業を行う上で、こういう失敗とか不調は当然あります。それをしないと職員も一緒ですよ。それを失敗だからしないとなれば誰もできません。議会にもどの程度説明すればいいのか、これも程度ものでありまして、ここにわざわざ来てもらってプレゼンまでして、それは初めてですよ、そういうのは。それで見抜けなかったというか、逆に、それは経営が変わったからこうなったんですが、その方の理論というのは議員さんも全く私も問題ないような理論詰めだと思います。その時は当然ロハスというのは素晴らしいトレンドの事業ですので、誰もが疑う余地はなかったと思います。だから1年半ぐらいは上手い具合にいたわけですよ。だから素晴らしい事業ですよ。それで、アメリカから歌手のマドンナという方の専任のシェフが、アレルギー対策の方がお出でになって、そしてここで講習会をして、何百人という方が福岡、熊本辺りからもお出でになって、そういう事業がうまくいっていたんですよ。だから一人の経営者が変わった関係で全く違う方向に転回したものですから、経営ができなかったという反省ですので、それはもうよくある話だと思っております。それに負けずにやらないといけないということです。それはもう責任というのほどこまで取るのかわかりませんが、それは責任を感じております。だから、それを挽回するためにやるのが仕事かなと思っております。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

やるのが悪いとか何とか私は言ってないですよ。4年間140万円もお金が浪費される。だから、

議会も責任もあると私は言ったじゃないですか。町長の責任もある。しかし、議決した議会にも責任はあるんですよ、はっきり言って。しかし、私はこれをなぜ質問をするかと言いますのは、その経過ですね、もう少し時間をかけて。だって、ここでプレゼンをされた時に、議会側からも会社経営は大丈夫かという議員さんもいらっしゃいましたよ。確かに収支決算を見てですね。だから、そういうのを私は悪いとかなんとか言ってないんですよ。経過をもっと丁寧に時間をかけて、議案を提案される前に、こういう補助金でもありますけれども、補助金であっても皆さんの税金なんですよ。国も皆さんからの税金ですから、だから慎重にやっていただきたいというのを私はここで述べてるだけです。もう回答は要りません。

次に、小中校のいじめ対策と教職員の労働環境についてお尋ねをいたします。

ラインなどのいじめ対策として専門家を呼んで保護者研修を行っている、平成25年12月議会に同僚議員の質問に答弁されてますが、現在の状況はどうなっているんですか。お尋ねいたします。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

防止策としまして、先ほど申しましたようにメディア講習会、これは今年もPTA連合会の方で主催をされまして、小中合同で講師をお招きいたしまして実施をいたしております。その講師につきましては、県の方から専門の方がおられますので、その方に来ていただいて話をさせていただいたりということを行われているようでございます。以上です。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

そしたら、ネットやラインで一度発信されてしまったら、拡散されてしまった情報は完全に消し去ることができないことや責任についての児童、生徒の指導というのも十分になされているんですか。そういう一回拡散されてしまったら大変なことになるということ、いかがですか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

これも先ほど事例を挙げましたけれども、子どものスマホ等の所持につきましては、最終的には保護者が責任を持つこと。これにつきまして、いじめ対策防止の基本方針の中にも明記をいたしております。最終的には保護者が責任を持つことということで、学級懇談会とか学校便りなどで1回アップした情報などについて、なかなか消しにくいということ、十分その点は注意をさせていただくようにというふうな啓発活動を繰り返し繰り返し行っているところでございます。以上です。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

宮城県の仙台市では、いじめによって自殺者も出ておりますが、児童、生徒間でこういうのを共有するような話し合いというのは時間が持てたこともあるんですか。お尋ねいたします。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

特に小学校の方では発達段階に応じまして、それぞれ道徳とか学活とか、あるいは社会科、生活科などの授業の中で生命尊重、人権をテーマにということで、小グループで、こういう事例、特に新聞などを活用しながらその事案を上げて、こういうふうなことになるように十分注意をしようねという啓発などは全学年で行われておるようでございます。以上です。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

そしたらライン等による中学生間の批判なんかは、どういうふうにして把握をされるんですか。もし事案が発生した場合。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

特に最近ではSNS情報通信機器、ソーシャルネットワーキングサービスでございますが、インターネット、スマートフォンを介しての新たな問題が発生するというので、その複雑化、深刻化と潜在化というのが非常に問題になっているところでございますが、一番把握をする方法といたしまして、一つは本人からの、こういうふうな変なラインが来たとか、あるいは冷やかし、からかい、嫌なあだ名などを載せてきたとか、変な写真を送ってきたとか、そのような情報を担任等が取得することによっての指導。

二つ目は、保護者からの報告というふうなことが一番大きな理由として挙げられているようでございます。以上です。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

そしたら、ネット等の利用を止めるとSNSから開放されて付き合いの必要がなくなり、寝る前に読書の時間が増えたという意見も出ておりますね。

県内の児童、生徒の1か月あたりの読書量は全国平均を上回っていると報道されましたが、町内の平均は何冊なのでしょう。1か月あたり。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

町内の子どもたちの読書量につきましては、ちょっと今、把握資料等がないので申し上げにくいところでございますけども、県と同様、かなり本を読む数につきましては、県平均よりもかなり上ではなかろうかというふうに思っているところでございます。以上です。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

この SNS も、1 人では止める勇気が難しいと思うんですが、学校全体の取り組みになれば実現可能でもあると思うんですね。もっと、想像力や読解力、表現力が養われていくと思うんですが、教育長いかが考えられますか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

ラインなど SNS につきましては、確かに全体呼びかけをして、できるだけまだ小中学生には早いんじゃないかというふうなことで、持たせない方向というのも考えられるところではございますけれども、最終的にはこれは学校が命じて、SNS やスマートフォン等は止めなさいということは、なかなかできかねるところでございます。また、ネットには危険もいっぱいではございますが、SNS を活用して、今、文科省の方などでは、命に関わる緊急な対応などの場合、SNS 等を活用して相談体制の構築をしてほしいというふうな要望も出ております。そういう中でいろいろフィルタリングを活用したりとか、あるいは保護者が常時その内容などを知り得る状況に置くということ、そういう意味で家族でのメディアについて考えたりする、そういう取り組みを通して改善されていければなと思っているところでございます。以上です。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

もう一点お尋ねしますけれども、佐世保市立江迎中学校は県警から委嘱された佐世保高専の学生に、インターネットに潜む危険や安全に利用する方法を講演してもらっているんです。本町はそういう計画はありませんか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

今のところ、町教委といたしまして、文化ホールに皆さんをお集めして、集っていただいて、このネットに関してのメディア講習会等をということを一時考えはしたんですけれども、各学校で体育館等で熱心に取り組んでおられるところでもありますので、今は学校の方にお任せしているということでございます。そして、併せて佐世保高専などの取り組みについては承知しているところではありますが、機会がありましたら、また各学校にも紹介をいたしまして、そして良い取り組み等ができればなと考えているところでございます。以上です。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

それでは、教職員の過重労働についてお尋ねしますが、教職員の過労死等防止対策白書では、時間外勤務の常態化がくっきりとなり、業務量が多く新しい勤務実態が浮かんでまいりました。本町でも教員の増員や学校の行事見直しを求める声は出てないのか、お尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

学校行事の精選等につきましては、例えば、体育大会、運動会等を春にやっていたものを秋に、あるいは秋を春にとか持っていったり、あるいは行事につきましても先ほどもちょっと触れましたけれども、毎週の職員連絡会、これを2回やっておったものを1回にするとか、そういう行事の精選等が行われているところでございます。ただ、特定の公務文書の担当者のみがいろんな会合に出て行くのではなくて、それを何名かによって分けて、そして交代で分担していくと、会合等に出て行く。そういう削減も各学校行われているところでございます。以上です。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

そしたら、小中学校教員の平均一日あたりの学内勤務時間というのは、どのくらいになっているのですか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

ただいまのところ、8時から16時30分、もしくは、16時45分というのが多いようでございますけれども、先ほど申し上げましたノー残業デー、水曜日、金曜日。これがかなり改善されてきて守られているということなどを含めて、大体、一人頭1時間か1時間半ぐらいかなと承知いたしております。

本町におけます今年度9月の調査結果では、一般教員で時間外勤務、大体1日2時間半程度ですと、80時間を超えるんでございますけど、その80時間を超えたというのは、一般教員では2人ですございました。そして小中学校におきましては、やはり教頭先生が80時間超えの、変な言い方ですが常連になってるということで、この教頭先生の業務の改善というのが見込まれるところでございます。以上です。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

それでも、教職員の自宅への持ち帰り業務も多々あると思うのですが、いかが把握されてますか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

自宅への持ち帰りは、特に教材研究。明日の授業の準備等の場合には若干あるようでございます。ただ、今、先生方をお願いをしているのは、採点を要するテスト問題とか、あるいは諸々の外部に漏れてはまずいような書類関係とかはできるだけ学校内でするように。特にテスト問題の中学校の中間テスト、期末テスト等を自宅に持ち帰って採点と、途中で失くしたというケース等が県内の高校等でもあっておりますので、そういうことがないようにということで、可能な限り校内で処理し、そして自宅には持ち帰らないようにという指導をしているところでございます。以上です。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎）君

しかし、全国調査では、現在の仕事の状況では全体の 82.8%が時間内に処理しきれないと感じて
るというデータが出てるんですが、この点についてはいかがですか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教職員の業務というのは、非常に多岐に渡っているものがありまして、ここまですればいいとい
う状況のものではないというのが普通でございます。だから、今、調査 82.8%というのも持ち帰り
というような形、校内ではなかなか処理できないと。いろんな相談業務があったり、子どもたちと
のふれあい等もあったりというふうなことで出てきておりますけれども、それぞれ特に担任の先生
方の分につきましては、他の先生方で可能なところ印刷等含めて処理をいたしまして、100%とは
なかなかいきにくいんですが、今、その軽減を図るような方策、学校活動支援員の配置とか、そう
いうものを含めて考えていきたいなと思っているところでございます。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎）君

そしたら特に女性教員の方、やはり長時間労働は家事育児などがネックとなり、管理職志望が少
ないという要因は主たるものですか。この辺が長時間労働というのは、お尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

今、長崎県におきましても女性管理職員の増加というのを一つの大きな目玉にしているところ
でございますけれども、一般の女性教職員に教頭先生、あるいは校長先生の受験のトライについてお話
をいたしますと、やはりまだ子どもが小さいからとか、あるいは今、中学生、高校生で子育てが大
変、あるいは介護等で祖父母を見ているとか、そういう諸々の家庭内の問題が出てきているよう
でございます。家事育児などについても、やはり大きな課題ではございますけれども、それを家族内
で、特にご主人が協力をしてあげていただいて、そしてトライをしていただくように、その家庭
内のいろいろな助けあいという面でも考えてみてはどうかということとか、あるいはいろいろな土
曜日、日曜日の行事等につきましては、子どもさんも連れて参加をしていただいて、そして育児コ
ーナーなどというようなことで祖父母の会の方々などに協力をしていただきながら見守って
いただくという取り組みなども実践をしたところでございました。以上です。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎）君

最後ですけども、やはり教育の質を高めるためには教師自身も自己研鑽を重ねる時間、研修の時
間、こういうのが余裕を持たないとやはり教育にも影響してくると思うので、是非、労働時間等も
教育長としては把握をされて、働きやすい環境を整えていただきたいと思います。以上で私の質問

を終わります。

○議長（後城一雄君）

以上で、3番議員、岡田伊一郎君の質問を終わります。

ここで暫時休憩をします。

暫時休憩（午前 11 時 04 分）

再 開（午前 11 時 14 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番議員、大石俊郎君の質問を許します。

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

通告をしておりました2点について質問をいたします。

まず、大きな1点、第3回東彼杵町議会定例会における町長及び教育長等の答弁についてでございます。

(1) 住所漏洩事案、飲酒運転事案の懲戒処分等につきまして。

ア項、今年1月11日に発生した住所漏洩事案における被害を受けられた女性との交渉は、9月の一般質問における答弁では、全く進捗していないということでありました。その後、いつ、どんな内容で進捗しているのか、お尋ねします。簡潔な答弁をお願いいたします。

イ項、住所漏洩事案における町長の監督責任のついては、12月ぐらいで責任を取ろうと考えていると答弁されておりました。どのような処置、すなわちどのような責任を取ろうとしておられるのか、お尋ねをします。

ウ項、6年前の飲酒運転事案について、降任という処分を下していないという答弁でありました。平成24年12月の町広報紙には、分限処分として降任をしたという記事が掲載されております。9月の一般質問において町の広報紙に謝罪と訂正の記事を載せるよう質問しましたが、町の広報紙には、まだ掲載されていません。来年1月の町の広報紙に謝罪と訂正の記事を載せられますか。載せる、載せないの結論だけお聞かせください。細部は降壇してお尋ねします。

(2) 本町における西日本豪雨災害の対応についてでございます。

ア項、避難勧告発表する時期について、本来は土砂災害警戒情報が発表された時に出すべきだったと答弁をされておられました。また、土砂災害警戒情報から1時間28分遅れた理由としては、その時の状況でやむを得なかったと答弁されております。この、やむを得なかったという理由は何でしょうか。簡潔な答弁をお願いします。

イ項、教育長は災害対策本部が開設された際、教育長室におりましたと答弁をしておられた。災害対策本部副部長として、町長不在という状況の中、町長に次ぐ災害対策本部を指揮する者として災害対策本部から離れている教育長室が最も適切な場所であると判断をされたのか、この点を伺います。

ウ項、町長は7月6日宮崎出張から本町に戻って来られた時間を夜中の10時位だと思いと2回

繰り返して答弁をしておられました。この答弁、間違いではないのですか。間違いではない、間違いであったの結論だけお聞かせください。

エ項、7月6日の当日、各避難所における避難者数及び避難世帯数は具体的にどのようにして掌握をされていたのですか。簡潔な答弁を求めます。

次に、大きな2点目の、東彼杵町集落対策に関わる実態調査についてであります。

- (1) 実態調査用封筒に記入者名を記入させた目的は何でしょうか。
- (2) 世帯の主な収入先を記載させた目的は何でしょうか。
- (3) (2) 項のデータをどのように活用しようとしておられるのか。
- (4) 日常生活用品等の主な調達先を調査された目的は何でしょうか。
- (5) (4) 項のデータをどのように活用しようとしておられるのでしょうか。
- (6) 東彼杵町集落対策に関わる実態調査に要した職員の時間外手当はいくらかかったのか、お尋ねします。
- (7) 東彼杵町集落対策に関わる実態調査に要した職員の合計勤務時間数はどのようにになっているのか、お尋ねします。
- (8) 東彼杵町集落対策に関わる実態調査の取りまとめは完成したのか。完成していなければ、取りまとめの完成目標時期はいつまでと指示しておられるのか。

登壇での質問は以上であります。答弁される方にお願ひがあります。答弁は、まず結論を述べていただき、その後の説明は簡潔明瞭にお願ひいたします。質問時間1時間という制約がありますのでご協力をお願ひいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

大石議員の質問にお答えいたします。第3回東彼杵町議会定例会における町長及び教育長等の答弁につきましてでございますが、まず(1)のAですが、これは全く進捗いたしておりません。詳細につきましては、町民課長から説明をさせます。

それから、イですけれども、監督責任でございますが、これは、12月の私の本俸から2.5%のカットを行います。今回、議案として上げております。

それから、ウの6年前の飲酒運転事故事案ですが、降任という処分を下してないかという件ですが、これにつきましては、掲載は考えておりません。なぜかといいますと、これは広報に掲載したのが間違いだったんですね、広報に。職員の身分帳というのが、原本がありますが、ここは分限処分にはなっておりませんので、それは間違いはないということでございます。広報に説明するのがまずかったというだけでございますので、これはそこまでは考えておりません。また、それをする事によって、当時処分を受けた職員が、再度また町民の目にさらされるということになります。職員もそれ相応の社会的制裁を受けておりますので、そうした公表等が更に罪を追求するような形になります。制裁をするようなことになりますので、掲載はしないという考え方でありませぬ。

それから、(2)の本町における西日本豪雨災害の対応でございますが、確かに土砂災害警報が出た時にはマニュアルでは避難勧告をするようにしております。その時は、現場は総務課長以下消防団長とかもおりましたので、そこで現場の判断だったと思います。だから1時間28分と書いてあ

りますが、正確には1時間15分遅れております。警報と同時に出すわけできませんので、その後の避難準備情報を出す時がチャンスですので、それから考えますと1時間15分ぐらい遅れたのかと思っております。当然、現場で、団長それから総務課長、役場の応接室で河川が見える所に陣取っておりますので、河川の雨量の水位が確実にわかります。そして雨量が、避難勧告を出す前の時間というのは、本当に雨が降っておりません。通常の5ミリ、6ミリとかの雨です。4時ぐらいから若干ひどくなって20ミリとか30ミリとかなりますけど、結果的には170ミリぐらい降りましたが、その時点ではそんなに心配することはないと。だから、私もラインで送ってきました時には、写真を確認してまだ大丈夫と、彼杵川の河川があと半分ぐらいは十分流せるような、これは計画流量で半分ぐらいですので、相当まだ降っても大丈夫だなという感覚を持っておりました。まだ大丈夫だなと思っておりました。そして、5時10分には出してよいかという電話がかかってきて、そしてそれは出していいと、現場で判断していいということで出したわけでございます。だから、決して遅れたというのは、確かにタイムリーにマニュアルどおりにでいけばそうかもわかりませんが、あくまでもそれは現場の話です。団長等と相談をしながらやっておりますので、それはやむを得なかったんじゃないかなというそういう気持ちでおります。

それから、ウの町長は7月6日の夜中の10時位だと思えますというのは、これは正にこのとおりです。安易に答えております。実際お調べになって9時だったそうですが、大変申し訳ないなと思っただけでございます。

それからエにつきましては、総務課長から答弁をさせます。

それから、大きな2点目の東彼杵町集落対策に関わる実態調査。これにつきましては、2040年、2060年人口が相当減ります。そうしますと、今の生活実態これを把握しなければなりません。それは全ての情報をできる限り町の方で調べて、そしてそれをこれからの政策に生かすというのが私の考えでございますので、そういった調査をいたしております。詳細につきましては、課長から説明をさせます。登壇での説明は以上です。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

大石議員の質問にお答えをいたします。2番の本町における西日本豪雨災害の対応についてということで、教育長は教育長室等で対応をしていたということだけれども、教育長室が最も適切な場所であると判断をされたのかということでございますが、通常ならば災害対策本部が設置された場合は役場総務課の災害対策本部に駆けつけるのでございますが、7月6日、金曜日当日は、諸々の状況判断をした時に、教育総合会館を離れられないと判断いたしまして、災害対策本部の総務係に連絡の上、教育長室等で対応していたということでございます。

総合会館にいた理由、1、当日は彼杵地区の中心的な避難場所である教育総合会館には、17時現在、約30名以上の人達が、もう既に避難をして来ておられましたし、今後100名以上もの町民の皆さんが避難して来られることが予想されました。そういう中で、人手不足の中、その対応に緊急を要したということでございます。

2番目に、総合会館にも学校にも児童、生徒が一時待機していましたので、保護者への直接引渡しや電話連絡等が必要でございました。子どもたちや避難者及び保護者等への対応をさておいて、

災害対策本部へは行けなかったということでございます。

3番目、彼杵川が決壊した場合は、1階和室等にいる避難者の方々を急きよ2階等へ誘導決断を下す必要があったということでございます。

4番目、役場内の災害対策本部にはもう1人の副本部長、消防団長もお出ででございました。教育長室横には緊急無線も完備しており、連絡等はすぐに取りれる状況でしたので総務班と連絡を取り、教育総合会館の方で避難者等の対応に当たらせていただくことにさせていただいたわけでございます。あくまでもその時の状況に応じた臨時緊急的な対応ということで、総合会館教育長室が最も適切な場所であると判断したということでございます。以上、登壇しての答弁を終わらせていただきます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

町民課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（構浩光君）

大石議員の質問にお答えいたします。まず、30年の5月7日に相手方の方に慰謝料の件で電話をしております。金額を提示しております。その後2か月間相手方からの連絡がなかったものですから、弁護士の方に相談に行きました。その時、一応こちらからかけても回答が来ない場合は、相手の方からどうでしょうか、考えがまとまらなければ相手からですね、電話をいただけないでしょうかという回答をもらえたので、戻りまして、町長、総務課長と協議して、そういう態度をとっております。

その後、8月17日に相手方にその件で電話をかけました。それで相手の方に先ほど言いましたように、結論が出たら電話をいただけないかということで女性の方に電話したところ、はい、わかりましたということで終わっております。その後、約4か月後回答がない状況であります。

また、先日、平成30年10月25日付け送付で住民基本台帳事務における支援措置申し出の写しが、事件があった市から送付されております。内容は、本人からの延長申請、支援措置の申し出の申請書が送付されてなかったものですから、支援措置を終了することに決定いたしましたという通知がきております。支援の終了日は30年の8月13日をもって期間満了となっております。以上です。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

7月6日の各避難所における避難者数につきましては、避難者名簿を備えて把握をいたしております。

ます。避難世帯数についてはどこからどこまでが、同じ世帯かという確認をしておりませんので、避難者数ということで把握をしております。以上です。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

東彼杵町集落対策に関わる実態調査について町長に代わりお答えいたします。

まず、1点目の実態調査用封筒に記入者名を記入させた目的は何かということでございますが、設定の目的ですが、今回の調査票の回収には各地区公民館等に職員が出向き、職員が直接受け取り、併せて記入漏れの聞き取り、記入や設問に対する記入事項の確認及び正誤修正を行うにあたり、受付事務の対応を適切かつスムーズに処理するために設定を行っております。

なお、現在整理を進めているところですが、地区によっては回収率が低い地区もありますので、この調査の活用及び成果を上げるためには、より多くのデータを把握する必要もあり、できる限り8割近くに上げられないかと考えております。したがって、当初は設定してはおりませんでした。が未提出。

○——△——

記入させた目的を質問してるから、目的だけ言ってもらったら結構なんです。細部は要らんから。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

はい、承知しました。それでは2点目の世帯の主な収入先を記載させた目的は何か。目的は、地区内での各世帯の収入源による収入種別の構成状況を把握するためのものであります。

3点目の(2)の項のデータをどのように活用しておられるのかということでございますけれども、データ活用については、現状での地区内での収入源構成の状況分析と地区内の人口構成や少子高齢化に伴う将来的な収入源構成の予測に活用いたします。また、収入源構成の分析及び予測は、地区内の安定的な生活力の維持の度合いや将来的な地域経済力の持続性等の予測にも活用できるものであります。

4点目の日常の生活用品等の主な調達先を調査された目的は何かでございますが、調査目的は主として日常的な生活用品等の購入先の町内外の状況の実態把握と生活圏構造を分析するためのものであります。

5点目の(4)の項のデータをどのように活用しようとしておられるのかでございますが、データ活用については、仕事場所や勤務先などの日常の就労先の状況や、また世帯収入源の現状及び予測との関連性を含めて、今後の町内外での調達先の予測にも活用が可能であります。また、このデータは町内事業者の方にも非常に参考データともなり、町内購買力の予測あるいは購買者の見通しによる消費状況や販売先の選択拡大など経営戦略へのデータ活用にも想定されます。具体的な事例として、町内外向けや消費者層のターゲットを絞った商品開発や販売手法の検討等にも有効なデータ活用が可能であります。

6 点目、東彼杵町集落対策に関わる実態調査に要した職員の時間外手当はいくらだったのか。この調査に要した 8 月から 10 月までの職員時間外勤務手当は、70 万 1793 円です。

7 点目の東彼杵町集落対策に関わる実態調査に要した職員の合計勤務時間数はどうなっているのか。時間外勤務による時間数では管理職を含めて対応職員 78 名で、述べ時間数が 384 時間を要しております。

8 点目の実態調査の取りまとめは完成したのか。完成していなければ、取りまとめの完成目標時期はいつまでと指示しておられるのかでございますが、進捗状況としては、まだ完成しておりません。また、完成目標時期の指示は行われておりません。なお、進捗状況は 10 月中旬に地区ごとの調査票データの記号や数値部分の入力までを終了しており、現在、調査票とその入力結果の突合チェックを行っての状況です。

取りまとめの完成目標時期は、担当課の計画といたしまして 12 月末までのデータ整理と分析を行い、その後、地区ごとに報告書の作成を 2 か月かけ、各地区への説明及び集落対策の検討を平成 31 年 3 月までに進めていく計画としております。状況といたしまして、進捗状況が 1 か月程度遅れている状況でございます。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

まず、大きな 1 点目の第 3 回定例議会における町長及び教育長の答弁について、一つずつ質問していきます。

まず、住所漏洩事案。まだ、交渉は進捗してないという回答でありました。補償金等解決していないというふうに捉えております。では、町長の任期は来年 5 月だと思っておりますけども、来年 5 月まで回答できる見込みというのは持っておられるのかどうか、その辺をお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、見込みというのは相手方に委ねられておりますので、私がいつまでと言うことはできませんので、それはもっと遅れるかもわかりませんし、全く消えてしまう可能性もあるかと思っています。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

これは相手があるからわからないということなんですけど、そうなればですよ、5 月にもし、出馬して当選されたら問題ないですが、もし万が一に新しい町長が出た場合、町長は次の町長に申し送りということになりますよね。これでこういう状況になっても構わないと考えておられますか。いかがですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

構わないじゃなくて、行政というのは、東彼杵町というのはずっと現在進行形ですので、町長が変わろうと変わるまいとずっと続くわけですから、それは、もし辞めた場合は引継書がありますので、そういうことになっていくかと思います。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

行政というのは確かにずっと東彼杵町が有る限り継続されていくものと私もそう思います。しかしながら、やはり自分の時に発生した事案、やはりこれを相手方はあるんだろうけど、相手方は確かにありますよ。あるんだけどその熱意、努力、こういう思いがなければなかなか解決しない。相手方女性に対してのやっぱり対応をしっかりとやっていく工程、なかなか難しい相手であればあるこそ、弁護士さんとかを活用されて、しっかりと任期中に解決していただきたいということを申し添えたいと思います。

次のイ項、町長の監督責任については、給料を 2.5%、議案で上げているということでございましたので了解をいたしました。

次にウ項の降任という処分を下してないということが、平成 24 年 12 月号の広報紙に載せられております。資料 6 を見て下さい。資料 6。平成 24 年 12 月号の右上に職員の分限及び懲戒処分の状況として、分限処分、降任 1 と明確に町の広報紙にうたった訳ですよ。うたっている以上、やはりそれは間違いであったのであれば当然町の広報紙でもって、この 24 年 12 月にあった分限処分、降任 1 という事は誤りでありましたという訂正記事を載せるのが当然だと思うんですけども、町長は広報に載せたのが間違いだった。平成 24 年 12 月に載せたのが間違いであった。それから訂正は考えていない。私はこれで終わりと思っておられるのでしょうか。一般質問の場で、謝罪をして間違いでした。もうそれで終わり、そういうふうに考えておられるのですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先ほど答弁したとおりでございます。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

だいたいマスコミ、新聞でもテレビでもなんでもそうですよ。1 回報道した人が、報道したのが間違いであれば、当然そのマスコミも報道機関も訂正記事を載せるというのが、私は責任のあるべき姿だと思います。今の町長の答弁については納得できませんが、載せないというのを載せろという命令権も私にはありませんので、この質問はここで終わります。

次の大きな 2 番目、本町における西日本豪雨災害の対応につきましてのア項の、本来は土砂災害警戒情報が発表された時に出すべきだと、町長は 1 時間 28 分じゃなくて実際は 1 時間 15 分、まあ 1 時間 15 分でもいいですよ。しかしながら、この遅れた理由、やむを得なかったに関しては明確な答弁は残念ながらありませんでした。

いいですか、今度は資料 1 を見て下さい。資料 1、東彼 3 町の避難勧告発表時刻を表してる資料

です。土砂災害警戒情報発表から波佐見町はですね、波佐見町。波佐見町は 24 分後、川棚町は 49 分後に避難勧告発表時刻を発表しています。しかも大雨特別警報発表時刻 17 時 10 分より前に余裕をもって波佐見、川棚両町は避難勧告を発表しています。町民が避難するに十分余裕のある時間を与えたということになるわけです。その点、東彼杵町は大雨特別警報より後に避難勧告を 17 時 19 分に発表をしております。

大雨特別警報というのをもう一回復習してみましよう。大雨特別警報というのは、その資料に書いてある、数十年に一度、経験したことがないような異常事態。逃げてくださいじゃないんですよ、命を守る行動を取ってくださいという切羽詰った状態のことを言っています。数十年に一度。大雨警報というのは重大な災害が起きる恐れ。避難行動が終わっていないといけない状況。これは 6 日の午前 3 時 34 分に発表されているんです。もう早くに。本当はこの時に避難行動を出すべきと思われれます。幸いにして、本町においては町民の生命に被害が及ぶことはありませんでした。これがもし満潮、大潮、そして後 1 ないし 2 時間大雨が続いたとしたならば堤防が決壊をしたり、あるいは堤防を越えて川の水が集落を襲ってきたかもしれませぬ。当時、役場の職員さん達は駐車場隣にある書庫、古い文書の書庫。古い文書を必死で上の方に上げていたと当時聞き及んでおります。川の水が堤防を越えていた場合、家屋の被害はもとより町民の方々の生命に重大な危険が及んでいたかもしれませぬ。そのような切迫した状況の中において、今回の避難勧告発表時刻が土砂災害警戒情報から町長の言われる 1 時間 15 分も大幅に遅れた理由を、やむを得なかったという町長の簡単な説明だけでは済まないと思います。命がかかっている。先ほどの説明だけでいいんですか。付け加えて説明されることはありませんか、このやむを得なかったという理由ですよ。お願いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、遅れた理由はですね、現場なんですよ。一番身近な所にいるわけですから。課長とか消防団長はいるんですから、現場で。これも経験しているんですよ。東彼杵町は 50 年に一度の雨を 57 年前ぐらいにも経験しているんです。170 ミリ降ってますがそんなもんじゃないんですよ。300 ミリ降ったんですよ。その雨量で造った河川なんです。だから、その半分ぐらいしか流れてないということは、本当にまだ大丈夫だったんです。しかしですね、これは騙されてはいけません。大雨特別警報を説明されましたけれども、もう一つ大きな問題があって、雨が降ってなくても、土壌雨量指数というのがあるんですよ。これが、土質が飽和状態になってる、それは雨が降らなくても出すんです。それが、大雨特別警報が本町の場合はこれだったんです。だから雨が降ってなかったんです。そういうことで現場で判断をして、そして結果的には東彼 3 町比較をされておりますけれども、比較の話じゃないんです。比較をしますと一番東彼杵町の方が避難した数が多いんですよ。県下で一番ぐらいなんですよ。トップクラスですよ。避難してるのは。だからそんなに私は遅かったということは、確かにマニュアルには遅かったですけども、これからは絶対見直さないじゃなくて、常にそれは見直して常に新しく制度を作り変えようということですので、当然町民の生命財産が第一でございますので、今からも務めてまいろうと思っております。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

町長は現場の判断に任せる。私は現場の判断に任せてはいけないですよ。こういうのは、やはり気象情報、気象庁が発表する気象情報に基づいてしっかりしないと。現場の判断が間違ったら、現場の当時の、例えば消防団長の責任になったりするんじゃないですか。そんな無責任なことをされては困ります。そして、その時は雨が降っていなかったと、河川の水量はどうだったとか言われますけども、現実問題として本当に彼杵川は正に当時決壊する直前までいったわけですよ。町長は現場におられなかったのかもわかりませんが、私は見た目によるとそういう状況まで陥りました。東町の人も本町の人も金谷の人も必死で避難所に行っていたわけですよ。そういう状況を現場の判断に任せるというのは有り得ないと思います。これ以上質問してもなんですから、次の質問にまいります。

次は教育長です。対策本部が開設された際、教育長室に居りましたということで、おられない、離れない理由を4点ほど言われました。30名以上の避難者がいて、そのうち100名位くるであろうと。学校、児童、保護者への連絡もあった。決壊した時に2階に誘導することもあった。そして、災害対策本部には消防団長もおられた。その方にお任せしよう。こういうことで判断されたんですが、いずれにしても教育長は、今までの4つの理由を聞いても私は納得するわけいきません。なぜならば、今、消防団長除いた三つの点については教育長じゃなくても、教育次長とか教育委員会にスタッフがおられるじゃないですか。そういう方に指示をすればいいわけです。この時の状況は町長というナンバーワンが不在、宮崎に出張中であつた。いいですか。ナンバーツーの地位におられたんですよ。やはり現場においては町長に代わって災害対策本部を指揮する立場におられたことは間違いありません。災害対策本部という指揮中枢の場所で指揮を取らないということは、私は極めて無責任、職務放棄と言わざるを得ないわけです。教育長の給料の中には非常時における災害対策本部副本部長としての職部分も含まれているんじゃないですか。含まれている、含まれていないの結論だけお聞きします。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

含まれていると思います。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

そのとおりなんですよ、含まれているんですよ。だからですね、教育長の職務だけじゃなくて、そういう付随するような重要な職務についても、しっかり勉強されて、町民の、町民の生命財産を守る、ここぞという時に、ここぞという時に働かなくしてどうするんですか。町民の負託に応えるよう努力されてください。

次、ウ項の質問にいきます。宮崎出張から本町に来られた時間は、夜中の10時ぐらいだったのを間違っていたと、9時というふうに認められました。1時間でも遅く着いたと言いたい心情は理解できますよ。町長の心情は理解できます。大事な質問でした。9月の議会では正確に答弁していただきたかったと思っております。

それで、夜の9時に本町に戻られたということですよ。その時間帯においてはまだ災害対策本部や避難所では職員が勤務をしていました。資料2を見て下さい。資料2。夜の9時45分の時点においては総合会館の避難所には130名、その他各コミュニティセンターや公民館等6施設には28名、合計158名の方が避難をされておられました。

そこで質問です。本町に戻ってこられた直後、町長は真っ直ぐに自宅に帰られたということですよ。町長は災害対策本部に顔を出して職員の労をねぎらうと共に被害の状況等について、直接、災害対策副本部長、すなわち教育長や職員から報告を受けるという考えに思いが至らなかったんですか。どうですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは総務課長と逐次連絡をとっておりますので、被害の状況とか避難の状況は聞いておりました。私も8時間かけて帰ってきたわけですので、本当に国道を走れない、高速も走れないということで大変だったんですが、確かに今思えば避難所に行って、皆さんにちょっと挨拶でもしなければいけなかったなと反省をいたしております。翌日には出まして、職員等には全部労をねぎらったわけですけども、そこはやはり配慮としてすべきだったかなと思っております。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

今、町長が配慮が足らなかった、やっぱり顔を出すべきだった、正にそのとおりなんです。やはりトッパーリーダーとして、いかに宮崎から帰って来て疲れていたとは言え、災害対策本部に顔を出して職員や避難されてる町民の方々がおられます。そういう所を回って、励ましたり状況を聞く、これがトッパーリーダーの責務だろうと思います。

ところで東京東彼杵会、10月27日東京都で行われましたよね。町当局からどなたが参加されましたか。

○議長（後城一雄君）

質問内容に書いてありませんが。9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

この質問は町長の危機管理、要するに今の災害対策に係る質問だから聞いてるんですよ。答弁をお願いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

私と教育長と総務課長と、若い職員が1名、4名行っております。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

今、東京東彼杵会に町長、教育長、総務課長とあと1名、4名行かれたと。この東京出張間に、

もし仮に、平成 28 年熊本地震のような未曾有の大地震がわが町を発生した場合、主要な方が不在になってるわけですよ。不在になってる間、ではどなたが、もし起きたと仮定して災害対策本部で指揮を取られるんですか。この時。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、職務代理を指定しております。例えば、総務課長の次、財政管財課長。町長が不在の場合、総務課長、それから財政管財課長、まちづくり課長とかずっと順位を決めております。国内でございまして連絡は取れます。大災害の時はどこにいてもそれは一緒です。それは大きな災害が起きた場合は想定できません。そういうことで、そういう指示ができるようなことはいたしております。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

東京都の離れた島、あれは大島ですが、あそこで噴火が起きて、その時の町長、副長は全部外に出て、島の外に行ってしまうと処置が取れなくて、新聞紙上で大問題になったことがありました。やはり、職務代理を決めてたとしても主要な方が町を空っぽにするというのは、私は危機管理が欠落しているように思います。

東京に行くのが、4 名行かなければいけなかったという状況ならば別ですよ。東京東彼杵会でしょう。なんで、前の町長、その前の町長の時は、町長と議長 2 人だけだったと聞いてます。最近では 4 名、これは予算も経費も多くかかりますよ。そういうことはどうでもいいんですけど、私は危機管理が欠落していると思っております。

次の質問にいきます。7 月 6 日の当日、各避難所における避難者数は掌握してた。避難世帯数は掌握していなかったという答弁でありました。では、総合会館で避難者対応に当たられた職員の方は何名だったんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

総合会館には教育長を含めて 5 名ということで対応しております。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

では、農村改善センターで避難者対応に当たられた職員の方は何名ですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

改善センターは2名の職員が対応しております。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

それでは、各避難所における職員の数は事前に決められているんですか。マニュアルで定められているんですか。この5名、2名は。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

状況にもよりますけれども、この警戒本部が設置した段階でございまして、その時に避難管理者の方で対応するような形の人数を決めてしております。状況によっては応援等もそういった状況に合わせてすると思います。以上です。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

基本的に定めてない、臨機応変に処置するということですね。

私は、西日本豪雨災害で対応された職員数は、当時30名と総務課長が9月議会で答弁されておられました。この30名、十分足りてたんですか、足りなかったんですか、どちらですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

消防団で警戒に当たったについては、他に職員が27名消防団にも出ております。当日避難体制で災害体制で足らなければ呼び戻すというようなこともございますが、その人数で対応できていたということでございます。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

当日その時の状況は足りていたという回答ですね。

それでは、長崎県の災害警戒本部が7月6日の20時30分における避難世帯数の掌握状況が資料3にあります。資料3を見てください。この資料によると、東彼杵町を除く10市5町は避難者世帯数を確実に報告しているわけですよね。東彼杵町のみが不明と報告されているんです。避難者の世帯数を掌握されていなかった理由は何ですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

避難勧告という切迫した状況の中で、避難者数についてはそういった避難所の運営等で必要であったということなのですが、どなたからどなたまでと一緒に住んでおられるかということについては、事後の世帯の状況のフォローとかそういったものには必要になってくるかと思いますが、その時点ではまだ必要なかったということで判断をいたしております。そういった形で混乱した中でどなたとどなたが一緒の世帯かということの調査はせずに不明ということで報告をさせていただいた状況でございます。今後検討したいと思っております。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

やはり避難者数ではなく、避難世帯数をしっかり掌握することが非常に重要な問題なんですよ。避難所における窓口での記入用紙は定型化されてるんですか、どうですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

反省等も生かして避難者のプライバシー等も含めて避難カードに変更して対応するようにいたしております。以上です。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

定型化されていないということですね、現時点ではですね、窓口では。それでは、避難所に来られた時に窓口で職員の方が、当時、総合会館も改善センターも、誰か1人ついて職員が対応しておられたんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

教育委員会は、総合会館で避難所開設いたしておりましたので、教育長、私、それ以外に職員4名でピーク時は対応いたしまして、避難者の人員、それから氏名等につきましては、名簿等で記入していただくようなことで受付を行っております。以上です。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

町民課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（構浩光君）

私が農村環境改善センターで従事しております。その際は通常の場合、一時避難が発生した場合は名簿をまず作るように最初からしております。ただし、当日はかなりの方が来られたものですから、普通の紙にお名前と世帯ごとにずっと書いてもらって人員を把握しております。その時、先ほど2名と言われたんですけど結果的に3名、私を含めて3名で対応しております、主に私が受付等をしておりました。以上です。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

やはり窓口ではしっかり対応しておかないと、書けない人もいるわけですよ。高齢者の方、手が震えたりとか、やはりしっかり窓口には対応するようなマニュアルをしっかりと作っていただきたいと思います。

9月定例会の一般質問で町長がこのように答弁しておられました。本町が学んだ災害の教訓について分析していると。その分析資料を10月22日に議長名で請求をしておりました。資料4、資料5を見てください。資料4は請求内容です。資料5によると町長はこの件については全て提出できませんという文書回答でありました。提出できない理由も記載されておられません。なぜ提出できなかったのか、提出できなかった理由について説明を求めます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

行政施策につきましては、その都度議会にも提案報告をしております、完了した事業の成果や公表しているものを除き、業務遂行上、途中の段階、また検討段階、日々変わってまだ検証が必要なものについては、資料というのは提出できない場合がございます。集落点検についても調査中でございますし、防災についても、今、随時検証見直しを行っているところでございまして、そういった段階での施策についてできないということで回答をしたものでございます。以上です。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

要求したのですが、今言った理由は付記されてないんですよ。今、松山総務課長が提出できない理由があれば、提出できない理由を付記するべきなんですよ。いいですか、議会が議長名で請求しているんですよ。それを提出できませんの一言で、何も理由を説明しない。ありえません。そして提出できない理由は、一般質問の場でやれという町長の指示であったということ、総務課長を通じて事務局長から聞いておりますよ。繰り返し聞きました。そのような指示を町長は総務課長に指示されたんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

指示じゃなくて、私の一般質問の手元の資料を公開なんかしませんよ。それを言ったんですよ。一般質問の答弁書を皆さんに公表しますか。しませんよ。それは、手元資料ですよ。だから一般質問でもらえば答えますということを行ったんです。それだけです。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

この 10 月 22 日提出の時、一般質問とか何も書いてませんよ。何も。どうやって一般質問と判断されたんですか。お答えください。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは一般質問の答弁と言われてるでしょう。答弁じゃないんですか。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

それは、1 の (1) 項のみですよ。(2) 公用車使用簿の写しとか、2 項の集落対策に関わるやつに

については、一般質問とも何とも書いてないじゃないですか。屁理屈を言ってもらっては困りますよ。もう答弁はいいです。次の質問にいきます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

いやこれは、9月定例会と書いてあるでしょう。だから一般質問でしょう、これは。本町が学んだ教訓を分析している、一般質問ですよ、これは。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

1の(1)が9月定例会であって、(2)項とか、2の(1)、(2)、(3)は何も9月定例会と書いてませんよ、一般質問とは。まあいいですよ、それは。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

私に答えさせてくださいよ。いいじゃないですよ、答えさせてください。だからそれは、一般質問であるのが一般質問ですよと。それ以外は要するにまだ未了ですよとか、公用車の使用簿とか見に来られたんでしょう。別に交付しなくても見に来られてるんですから、そんな必要ないですよ。それをわざわざ公文で出しますか、そういうことを。私は常識でいたします。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

いずれにしても、分析結果とかそういうやつを一般質問で長々と答弁されたら、議員に与えた1時間という一般質問の時間があっという間に消えてなくなるんですよ。効率的な質問をするために、事前に議員や議会が勉強するために資料を請求するものであるわけです。町長のこのような対応を議会に対する暴挙ですよ。すなわち町民に対する暴挙。近隣市町村に確認しました。大村市、それから波佐見町、川棚町。このような町長みたいに対応している所はどこにもありません。今後このような対応をされるかどうか。お聞かせ下さい。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

どこにもありませんとは事実ですか、それは。どうして調べたんですか、それを。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

電話で、担当の総務課長に確認をいたしました。ちゃんと記録もここに入っています。まあいいです。

いずれにしても9月の一般質問で、町長は西日本豪雨災害で教訓について分析をしてと答弁をし

ておられました。分析されてるんですよね。どうですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

当然、一般質問の手持ち資料ですから分析いたしております。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

では、分析しているという答弁であれば分析結果の資料提出を今求めます。暫時休憩をお願いします。

○議長（後城一雄君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午後 0 時 11 分）

再 開（午後 0 時 13 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に戻り会議を開きます。

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

時間もなくなってきたので、次に大きな 2 番目の質問にいきます。

東彼杵町集落対策に関わる実態調査の取りまとめは、完成してないという答弁でありました。それで、町長の肝いりで実施された徳野スクールの T 型集落点検、5 地区。遠目、飯盛、中尾、金谷、東宿。約 2 年間の歳月と町で 790 万円の税金を投入、790 万円ですよ、投入して実施されました。その集落点検の総括とその具体的活用策は我々には全く見えてこないんですよ。この T 型集落点検をどのように今生かされているんですか。具体的事例があれば教えてください。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

熊本大の徳野先生にお願いした調査というのは、確かにお金をかけてやったわけですけども、分析の結果は出てます。皆さんにもお知らせしたとおりでございますけども、じゃあ何をするかというところが出ておりません。それから全町、私は悉皆と言ってますけども、全ての町民の方の調査をしたいと。それでいろんなことが出てきますので、そこで具体的な施策をどうするかというのが集落点検調査でございます。徳野先生はそういう意味で、そういう手法というのはたくさんありますけども、今日本で一番そういう手法が良いというのは、徳野先生の評価が一番でございます。他にもたくさんあります。だからそれはそれとして、どうしてもお金がかかりすぎるということで、じゃあ自前で職員の意識改革も含めましてやろうということですので、それは今から調査をして、全町終わった段階で何をすべきかというのを出していこうと考えております。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

次の質問です。今、いろいろ調査をしておりますが、この成果が、まだ先ほどの答弁によると、まだ集計中と、今月末までに集計が終わるという話だったですよ。それから 31 年の 3 月だったですか、結果が出るのが。ということは、来年 5 月に、何回も言いますけど行政継続性ありますよ、継続性あるんだけど、次の町長がこの集落点検を。もし町長が当選されたら全然問題ありません。たぶん当選されると思います。当選されなかった場合、新しい町長がこの集落点検利用しないとなった時は無駄になるんじゃないですか。これは非常に博打的情勢というか、言葉としてよくないかもしれないけど、そういう感覚もあるわけですが、どうですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

博打的とかそういうことではなくて、議員さんも町長も地域のことを知らないといけないんですよ。そういう地域に入って、そういう話をされたことがありますか。あなたのお宅は何人ぐらい、今から 2040 年は子どもが、後継者がいるのかいないのか、どうするのか、そういう話をですね、議員さんもしてもらわないといけないんですよ。そうしないと政策できませんよ。基礎調査ですよ、これは。何処の町もやっていませんよ、長崎県内で、東彼杵町だけやっているんですよ。これは実態を調べるためですよ。いわゆる議員さん、町長の仕事なんですよ、これが。地域に出向いて地域の調査をすることが当たり前なんですよ。それをせずに机上論だけでやるというのは考えられませんので、私はこれは当然時代が変わろうと職員は当然知っておかないといけない問題ですよ。この地域は何処何処の家庭がどうだこうだというのを職員が自ら知るわけですから、職員も地元のことをよく知ることになりますので、政策はできますよ。バスの問題でも何でも、今から 2040 年に向けて大きな人口減少問題に対策を打たないといけませんから、そのためにデータがどうなのかとは、全く机上論でわかりません。そのためにやっているわけですから、私は博打じゃないと思います。これからも町長が変わろうとどうしようと、私はそういうデータは必要になってくるかと思えます。実態を知ることです。

○議長（後城一雄君）

時間がきましたので。

○——△——

締め、あと 2、3 分お願いします。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

いろいろ質問してきました。西日本豪雨災害についての教訓、これは町民の生命、財産を守る。国はもとより、地方自治体もしっかり分析して事後の対応について対策を講じることは、今求められております。国も行動を起こしております。ここに、町長、被災地から送るメッセージとして災害時にトップが成すべきことということで、平成 29 年 4 月に提言されている。これ見られたこと

はありますか。これは、災害時にトップが成すべきことということで、被害被災地 15 地方自治体の長がまとめて、兵庫とか、広島とかの方々が自治体の長がまとめています。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それは、必ず防災トップセミナーというのがありますので、その資料をもらっているかどうかはわかりませんが、毎回そういう町長の、首長の要諦という文言になっております。どうすれば良いかというのが書いてありますので、それは常に見ております。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

最後。こういった提言にしっかりと耳を傾けられて、やはりいつ来るか分からない未曾有の災害にしっかりと準備されてください。町民の生命を守ることは町長の最大かつ優先されるべき責務であるということを老婆心ながら申し添えて私の質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

以上で、9 番議員、大石俊郎君の質問を終わります。

ここで、昼食のため暫時休憩します。

暫時休憩（午後 0 時 19 分）

再 開（午後 1 時 13 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、一般質問を続けます。

次に、4 番議員、前田修一君の質問を許します。

4 番議員、前田修一君。

○4 番（前田修一君）

通告しておりました質問事項について、質問をいたします。

1 点目、ふるさと交流センター、昔の観光協会の現状と現状の活動状況並びに今後の方針についてでございます。現在、専任の方がいらっしゃって活動なさっていることは存じております。今後の運営方針、その中で今後そのぎ茶市並びに東彼杵町の花火大会との関わりをどうなされるのかお尋ねいたします。

2 番目に里漁港の防波堤と書いておりますけれども、護岸工事についてでございます。前町長との約束がいまだ履行されていないという声を聞いております。その後の進捗状況、水産庁その他の交渉は進んでおりますでしょうか。また次に、漁港内の防波堤に大きな段差があると。これはある方が負傷なされ、現在も病院に通っていらっしゃる状況でございます。その対策はと。突然 12 月の補正でその対策もきちんとなされておりますけれども、この 2 点についてお尋ねをいたします。登壇しての質問は以上でございます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

前田議員の質問にお答えいたします。1点目のふるさと交流センターの現状の活動状況並びに今後の方針でございますが、観光協会から、今、名称が変わりまして2年が経過いたしております。今、専任職員を1名置いてますけども、まちづくり課との連携を図りながら事務局的に行っておりますが、現状の活動というのはグリーンツーリズムあたりで積極的に取り組みを行っております。そしてまた、今、道の駅が重点道の駅で整備をしかかりつつありますが、まだまだ用地買収等がありますが、ここが計画が終わりますと交流センターあるいは情報発信施設というのが、国交省の方が拠点整備ですけど、やっていただくものと思っておりますので、この辺を活用して何かできないかと考えておまして、事務局をそちらに代えまして、移住定住のワンストップ窓口ですか、その辺の財源を収入あたりを上げながら、あるいはイベントあたりの企画ができますので、その辺で収益性を持って、ふるさと交流センターを独立をやりたいのですが、なかなか急にはまいりません。本当に今、大変苦慮しておりますので、いろんな施設を活用しながら収益性のあるセンターにもっていこうと考えております。

そして、花火大会との関わりをどうされる方針なのか尋ねますということで、再三、区長会あたりで話をしますが、全く話に乗っていただけません。川棚とかは、住民本意でされておりますけども、本町の場合はなかなかそういう財源の確保にはなりませんので、これは本当に商工会にお願いしているのが山々でございます。どちらも、そのぎ茶市も花火大会も関わりというのは、町の方としては、もう補助事業でいくしかないのかなと思っております。

次に里漁港の防波堤についてでございますけども、前町長時代に約束があったということでされておりますけれども、これは、約束は前町長時代ありません。書面も残っておりませんし、担当に聞いても上がっておりません。ただ、私も町長になりましてから、そういう話がありまして、今、一の字がございまして、その一の字からちょうど河川の関係で江の串川の河口になっておりますけども、それで一本松といいますか、半島が出ておりますけども、ここに組合長の方から私も話を聞いておまして、沿い波といいますか、波が来たときに半島を伝わってくる、沿ってくる波のことが沿い波ですけども、それを止めることが出来ないかという話があります。この時に当時の課長とも話を聞いてみますと、その時には漁港の造り方というのは、航行して来る船、あるいは停泊する船が、波の高さといいますか静穏度という表現をしますが、それが保たれるのかということで議論するわけですけども、その時に一の字ができたなら航路になる船が鉄道のガードの下をくぐるわけですけど、そしてくぐる前あるいはくぐった後の湾内の波の静穏度が落ち着いてるかということで、波が高くないのかという判定をしますが、それでいったら静穏度が保たれて必要性が認められないということで、前課長からも話を聞いております。

そういうことで、なかなか、今、人口、漁業者も少なくなる。あるいは公共事業も抑えられるということで大変厳しいかなと思っておりますけども、水産庁には話はしていないと思います。もちろん、当時の県の漁港の担当には、たぶん話をしているのではないかと思います。私もそういう記憶がありますので、そういうことでまだ全く進んでおりません。

それから2点目の大きな段差ですけども、これも、ご本人さんの方から話が私に、何かの時に

会いまして、そして担当に調べさせて、そういうことがあっているということで、もちろん担当は既に知っておりましたけども、大変怪我をされてお見舞い申し上げたいと思っております。そして、すぐさま段差の調査をさせまして、3cm ぐらいから 18cm ぐらいの段差がありますので、これは早急にしなければならぬということで、当初の設計の時どうだったのか、段差がいくらあったのかどうなのか、それも含めて今調査をされておりますけども、今回補正予算を上げさせてもらってこの段差解消をやるように考えております。あと、担当部署の方に把握しているのかというご質問がありますので、これは担当の方からお答えをさせます。

登壇での説明を以上で終わります。建設課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（楠本信宏君）

護岸の段差による転倒につきましては、10月10日の朝5時半ぐらいに転倒されたということで、当日になりますけれども10時過ぎぐらいに、配偶者の方が役場の方に見えられまして、そういう話をされましたもので、建設課の職員がすぐ現場に赴きまして立会いを行っております。その時は、その配偶者の方は、怪我は大したことないので段差の解消をお願いするということをおっしゃっていただきましたので、対策について検討をしておりました。その後、町長の方から先ほど申されましたけども、怪我をされてるらしいじゃないかということで、再度確認をしたら通院をしてるということをおっしゃったんですけれども、それが10月22日だったんですけれども、通院はしているけれども、早く段差の解消をしてくれということをおっしゃいましたので、今回議会の方で補正をお願いしているところであります。

里漁港の物揚げ場の護岸とエプロン舗装につきましては、昭和57年に施工をしておりますけれども、当時は段差はございませんので、いつから段差が生じたかというのは、地元の方にもお聞きしたんですけれども、知らない間に少しずつできてきたということで、今から10年ぐらい前だったか、地元の方でモルタルを施工されて塗られてるんですけれども、それもいつだったか覚えてないということだったんですけれども、それ以降また3cmから15cm、18cmぐらいの段差ができてるといのが現状であります。以上です。

○議長（後城一雄君）

4番議員、前田修一君。

○4番（前田修一君）

まず、ふるさと交流センター。今、現状で、将来的に道の駅が拠点になると、交流センターの拠点になると。それはそれでいいんですけども、今、現在の専任の方の、まず1点目ですけど、今、費用は年間おいくらですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

現在、1名の専任職員の給与並びに福利厚生等の費用を含めまして、約500万円弱の金額となっております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

4番議員、前田修一君。

○4番（前田修一君）

今現在、この専任の方、大変熱心にやられていると思います。500万円出して、この方は将来的にもずっとこの役を続けていかれるおつもりですか。そうさせるつもりですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは今まで観光協会ですらありまして、全くその機能が、例えば山開きみたいなことだけに特化しておりましたので、やっぱり地域の活性化ということで、なにかその辺の独立して起業できないかということで今考えております。だから、すぐにはできませんけども、他の市町でもふるさと交流センターを作って、いろんな取りまとめで収益を出しながら、そして独立していくということで考えております。厳しければ早めに解散しなければなりませんけども、先ずはそういう交流センターでグリーンツーリズムとか、それから道の駅でのイベントの開催とか収益性のものを作って、町の活性化に繋がるように、職員がやれば一番良いんですけど、誰かがしなければなりませんので費用的には同じかなと考えております。だから、それを民間ベースに持っていくようなことで現在考えております。

○議長（後城一雄君）

4番議員、前田修一君。

○4番（前田修一君）

この方、協力隊の方ですよ。この方はいつまでの任期があるのですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

いや、この方は協力隊としての任期は終わっておりますので、ふるさと交流センターの職員ということになります。

○議長（後城一雄君）

4番議員、前田修一君。

○4番（前田修一君）

そうすると、せっかく500万円出して、これを中心に持って行って将来的に収益性が上がるような事業までもっていくとなると、これ当然この方が中心になってやられると。これをだいたいどのくらいで判断なさるおつもりですか。期間を今から何年後に。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まず、まだとにかく基礎の方ができておりません。今は資料館の方に間借りしたようなことになっておりますので、これが1年先あるいは2年先に情報発信センターとか交流センターあたりが道の駅にできてくるでしょうから、そうしますとそこからシミュレーションしながら、そうですね、そう早くはできません。だから長い目で見ていって独立できればと考えております。もちろん、それはもうある程度のシミュレーションをしながら、ダラダラとしては全く一緒ですので、やっぱりそういうことで解散ということも視野に入れながら考えていかなければならないかなと思っております。

○議長（後城一雄君）

4番議員、前田修一君。

○4番（前田修一君）

ですから、その期間はどれくらいを想定していますかと。道の駅のがある程度完成する。そこにもって行く。そのところでそこまでは黙って見えていますかという。何年、それが3年先なのか5年先なのか、その期間を聞いているんです。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先ほども言いましたように、1年後か2年後ぐらいに交流センターができます。それまでは移行できませんので、その後、例えば5年間ぐらいで移行するようにもっていけるのか。あるいは1人ではできませんので、たぶん他に従業員を雇用しながらいかなければなりませんので、あと、まちづくり課からいくらか支援ができるか、その辺を見ながら定めなければならぬかと思っております。

○議長（後城一雄君）

4番議員、前田修一君。

○4番（前田修一君）

今、専任の方の、まだかなりお若いでしょうから5年後なら5年後見守っていきたいですけども。そのぎ茶市と花火大会は補助事業として今後はやっていくと。この体制ができたなら当然ふるさと交流センターの方で賄っていけないんですか。そういう方針は全然持っていないということですか、今の時点では。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

交流センターと、茶市とか花火大会。これらは全く関わりをもっておりません。これはとても無理です。そういうことは。それは商工会にお願いするしかないかなと思っております。

○議長（後城一雄君）

4番議員、前田修一君。

○4番（前田修一君）

そのぎ茶市には町の補助金が180万5000円、納涼花火大会には270万7000円。これが毎年ずっと出されておりますけども、今の状態で商工会におんぶにだっこでいいんですかね。かなり苦労し

て運営しているという感じがしてならないんですけど。それともこの花火大会あたり、茶市の場合は茶市の実行委員会形式で今やっておられるので、将来的にはもっと発展していくでしょう。花火大会は、ほとんど商工会の青年部がやっているようなものだと思います。何故こういうことを言うかと言うと、観光協会の総会、年に1回あった時に、将来的には観光協会でここら辺の事業もやりましょうというようなお考えのお話を町長がなされたとは私は記憶しております。その点はいかがですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それは採算ベースにのった時の話でしょうけども、実際、しかし、ふるさと交流センターと商工会青年部とかの母体を考えた時に、とてもその交流センターではできませんので、それは無理かと思います。それは確かにそういういくら協力してやるところがあれば、波佐見町あたりでも観光協会がやってる所もありますので、その辺は検討していかなければならないかと思っております。今のところは、まず無理かなと思っております。

○議長（後城一雄君）

4番議員、前田修一君。

○4番（前田修一君）

このままの状態にいけば、だんだんその花火大会の方が心配なんです。茶市の方はなんとかなくなっていってしまうでしょうけれども。花火大会、他の所から川棚町あたりの方式もなかなか、他の所からは区長さんが全部の区長さんが賛成できないとか、収入面の不安があるというようなお話ですけども、町の、東彼杵町の花火大会ですよ。商工会の花火大会じゃないと思います。一般的には、東彼杵町に行けば真直に見られる。他の花火大会とは違う特長がある。それをずっと永遠に商工会がやってきたかもしれないけども、もう少し補助金出せばそれで済むかと。捉え方が全然違うんじゃないかという考えがしてならないんですけど、いかがですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

いや、そもそも商工会主催で花火大会があつての訳でしょうから、それに町が補助をしてるのでしょうから。それを町に持ってこられたら、とてもできません。補助金はどんどん減っているわけですから、できません。それは少なくとも補助体制を変えて、補助金はそのままにしておいて、ふるさと交流センターを運営していくというのはいいかもしれませんが、今すぐはできませんので、それは商工会の方でお願いしたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

4番議員、前田修一君。

○4番（前田修一君）

今、同僚議員から平成29年9月21日の委員会審査報告書の東彼杵町納涼花火大会実施に係る陳情書ということで、審査の結果、毎年、東彼商工会東彼杵支所主催で開催される本町花火大会においては、近年開催に係る費用の調達源、事業に携わる人的資源等に大変苦慮されています。現行は

町補助金と町内各企業からの協賛金が全ての財源になっていますが、川棚町、波佐見町同様の財源の一部を町内の各世帯、各自治体の協賛金として徴収するための陳情です。これを総務厚生の常任委員会から出されておりますけども、これから一向に変化がないと言いますか、改革はもうしませんよというようなお話ですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それは議会としての判断でしょうけども、我々行政としては全くその辺は考えておりません。

○議長（後城一雄君）

4番議員、前田修一君。

○4番（前田修一君）

そうすると、議会にせっかくこういう委員会審査報告書が出ましたけども、議会はそういうお考えですかというだけですね。それでは、ここの時の観光協会でのご発言と、それから2番目に護岸工事についての前町長との約束は聞いてましたけど、ありませんと。それで工事の時の一の字でほとんどの効果が出てくるというようなことで、あの工事をなされた。何億円もかけて。ところが、その当事者は前町長との約束で、やってやるという約束を受けたと聞いています。それをやってやる。これは本人が一人だけならいいですけど、そこに漁業者の仲間が何人も居て、聞きましたという話です。どちらが本当なんですか。言いつ放し、やりっぱなしですか。聞きっぱなしですか。その点。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

前町長がどうしたかは、全く我々も知る由もございませんのでわかりません。

○議長（後城一雄君）

4番議員、前田修一君。

○4番（前田修一君）

首長ですね、町長のこと、市長のこと。その行政のトップの発言、約束。これはずっと行政が続く限り継続していくものと、そういう考えで我々は対処しています。そうすると前に1回言われたこと、そのことをずっと尋ねるんですよ。前の町長が言った件のことは知りませんじゃ話にならないんです。首長のご発言というのは、トップの発言は、これは、口から出たら絶対実行をしてもらわないとならないというのが私の考えですけども、いかがですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それは首長の発言したことは重みがありますので、実行しなければならないと思いますけども、できないものはできないわけですから、それが本当に約束したことであればですね、引継書というのがございますので、未了として新しい町長に引継ぎということで、そういう約束をしていますよということを、やっぱり書面にして残さなければ、第三者には全くわかりませんので、口約束だけで

は無効とっております。それは、本当に発言は大事にしないといけません、今回の場合は全く前町長がどこでどういう発言をしたか。約束をしてないと、前の担当課長にも聞いたらそういう約束はしてないということでございますので、それはそうかなとっております。

○議長（後城一雄君）

4 番議員、前田修一君。

○4 番（前田修一君）

私は、私の知り合いの同窓生ですけども、彼が熱心に言う、ここずっと毎回聞かされる。それで、たまたま防波堤で段差があって、またそれが蒸し返される。やはり町長とか首長が1回言われたことは、どうにかしてしてやろうかなと。今のところ水産庁とか何とかのお話もなさってないということは、もうやる気はないということですね。もうそのように私の友人には伝えますけどよろしいですね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先ほど言いましたとおり、全然駄目じゃなくて一回私にも話はあったんですよ。あってその時に、担当の課長に聞いたら水産庁とまでは話はしてないと。さっき答弁しましたとおり、その担当の課長の話では、その一の字という堤防を造ったことで、航路、湾内の静穏度、波が立つか立たないかという航路に支障があるようなことの静穏度が保てるから、それは必要性が認められないと。だからできないとそういう判断をしてるということで、担当の課長からも聞いたものですから、それはそうかなと。そうなればできませんから、それはそういう話があれば正式に陳情などをされて、そしてそれを判断するしかないじゃないですか。全く私にも口頭で要求もあっておりませんので、それはできないかできるかは、はっきりするならば要望か何かを上げていただいて、そしてそれが、前の町長が言った言わないではなくて、今、上げたら私はいいかなと思っております。できないものはできないわけです。

○議長（後城一雄君）

4 番議員、前田修一君。

○4 番（前田修一君）

その工事の時は、一の字だけでよろしいというような判断をなされたということ事態が、やはり質問者というか私に質問した人は、そこところが理解が不十分ですから、それでしたら、今、町長が言われたような形をとらせていただきます。そして、ご判断をしていただきたいと思っております。

もう一つの件の、この怪我をなされた方は、何日間か、1 週間に 1 回か、2 週間に 1 回は、やはり通院をしておられます。どういう形を取られるかわかりませんが、そのことだけは伝えておきます。以上で質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

以上で、4 番議員、前田修一君の質問を終わります。

次に、2 番議員、吉永秀俊君の質問を許します。

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

それでは、通告をいたしておりました質問をさせていただきます。

今回は1点についてでございます。

町長就任後の新規事業の成果と検証並びに財政の現状と今後について町長にお尋ねします。

町長におかれては、平成23年5月の就任以来、公約といたしますか約束どおり、副町長、教育長を含む報酬の50%削減等を実行されて、今年度まで実直に継続されております。さらに27年度からは、議会を含む再三の副町長選任要請を拒否され、ここ3年間は副町長不在の中で激務に耐えながら大変頑張って孤軍奮闘されているようでございます。また、24年度からは、まちづくり課を新設し、県内でも特に厳しい少子高齢化が進行している本町の将来を見据え、町長独自の視点に立った今までの本町にはなかった新しい形のまちづくりを具現化するため、多くの新規事業を立ち上げられておられますが、この中には評判が良かったもの、不評と思われるもの、成果があったもの、あまりなかったと思われるもの、中断したもの、継続中のもの等様々あると思われまます。そこで、今回は、特に金額が大きい新規事業の中で、継続中の事業と終了した事業については、主にその成果と今後について、また、中断した事業についてはどのような検証が行われたのかをお尋ねしたいというふうに思います。更に、新規事業の一部には、原資として町長等の報酬削減分及び一般財源、基金、国県の補助金等が充当されていると思われまますので、本町財政の現状と今後の推移などについて町長の所見をお尋ねしたいと思ひます。

まず、第1番目に、まちづくり支援交付金。就任の翌年から、町長及び副町長、教育長の報酬削減分を原資として開始されたこの事業の昨年度までの総額はいくらになつてゐるのか。また、どのような成果があつたと思われているのかを伺ひたいと思ひます。

次に2番目、先ほどの同僚議員の質問では失敗したということなんですけれども、この失敗した常明園跡地を利用したロハスの郷事業についてお伺ひします。平成26年度から準備を始め、改装費等に778万円、27年度には委託料に1300万円、28年度には当初予算1000万円計上されたがすべて不用額となつて中断されたこの事業。なぜ中断したのか、どのような検証がなされたのかをお尋ねしたいと思ひます。また、今後の利用計画や募集状況もお聞かせください。

3番目、まちづくり計画策定準備委託料を含むスタジオL(山崎亮氏)によるまちづくり事業については、総事業費と主要な成果をお尋ねしたいと思ひます。

4番目、集落点検業務委託事業。総事業費と主要な成果をお尋ねします。

5番目、写真によるまちづくりプロジェクト事業。26年度270万円、27年度497万円、28年度184万円、総額951万円を費やしたこの事業の成果は、どのような成果があつたのでしょうか。また、29年度は一旦中断したのに、今年度また再開されようと当初予算に計上されましたが、議会の多数決によつて修正されました。どのような考えがあつて当初予算に計上されたのかをお尋ねしたいと思ひます。

6番目、合併浄化槽設置整備補助金及び維持管理補助金。26年度から30年度までの5年間の期限付きで、それまでよりは大幅に増額された浄化槽設置整備補助金は29年度末までに総額約2億400万円となつてゐますが、来年度以降の延長は考えておられるのか。また、公共下水道が来ない世帯の総数と現在までの合併浄化槽設置世帯数を伺ひたいと思ひます。

7番目、就任以来の報酬カット分の総額、町長分だけでございませうけれども、先月までどのくらいになつてゐるのかをお尋ねしたいと思ひます。

8 番目、地方交付税は 3 年連続減額になっているが、今後はどのように推移すると想定されているのか。また、基金残高、これは一般会計部分でございますけれども、29 年度末 17 億 6519 万 4000 円。30 年度末、これは予定でございますけれども、16 億 1426 万 2000 円まで減少し、ピーク時の 27 年度に比して、4 億 2500 万円もの減額となるようでございますけれども、今後の基金の推移についてはどのように考えておられるのかを伺いたしたいと思います。

9 番目、公債費の現状と今後の償還計画でございますけれども、現状については資料をいただいておりますので答弁はおりません。そういうことで、今後の償還計画及び財政健全化の指標の一つで、特に起債事業が多い自治体においては重要視されております実質公債費比率の今後の推移をどのように想定されているのかを伺いたしたいと思います。

以上で、登壇での質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

吉永議員の質問にお答えいたします。

まず通告書の 3 行目にありますけれども、再三の副町長選任要請を拒否されてと書いてありますけれども、拒否はしておりません。なかなか適任者が見つからないということで、探しておりますので、拒否はしておりませんので、ご理解の程お願いします。

まず、まちづくり支援交付金ですけれども、総額いくらになるのかということでございますけれども、平成 24 年度から平成 29 年度まで総事業費が 5036 万 7000 円余でございます。成果につきましては、自治会関係が延べ 67 地区で 75 件、まちづくり団体が延べ 43 団体で 45 件の事業に取り組みまして、その成果というのは、特に住民総参加ということで考えておりますので、そういう自ら地域のことを考えて自主的に行動するというそういうこと、それで地域の課題解決とかそういうことのでかなりの活性化が図られたと思っております。引き続きこれからもやっていきたいと考えておりますけれども、やっぱり自分達の町は自分達で住みやすくしていかないと誰もしてくれませんので、是非これからもこういう事業は全国津浦浦やっておりますので、当然やるべきじゃないかと考えております。

2 点目の常明園跡地ロハス事業でございますけれども、なぜ中断かでございますけれども、やっぱりこれは午前中にもお話しましたけれども、ロハス養生事業プロジェクト提唱者で当初計画を実施いたしましたグリーンハンド株式会社が、ここで説明をされて非常に考え方は素晴らしいものがありまして、アレルギーの子ども達を何とかしようということで、現場を見に行きまして、本当に今しなければならぬ事業だなということを議員さん共々納得をしたと、私は全くそのとおりに考えておりました。ところが NPO の代表が女性の方に一度代わられて、そこまでよかったんですけども、その後男性の方に代わられました。それが私は全く知りませんでした。そして全く事業をやっていないということで、職員にも指示をしまして調べたところ、議会にも私にも説明があったことと全く違うじゃないかということで、私がそこでこの事業は止めろということで、そういう指示をしまして、本当にその辺の責任者、代表者の方が代わられた、そこが大きなこの事業が続かなかったことだと思っております。最初された方は自分の子どもさんもそうしたアレルギーをお持ちになっておられまして、真面目にされた方でしたので、福岡にお店を出しておられますけれども、そこも素晴らしい

事業を展開されておりましたので、私は信用おけるということで考えておりました。

そして、再三にわたって代表が 2、3 名代わられたわけですが、その我々の管理、指導が不十分であったということは、大きく反省するところであります。検証につきましては、先ほど申し上げたとおり、そういう代表者の方の経営能力、マネジメントといえますか、その辺が本当に欠けていたと思っております。これは地域の方からも大分批判をいただきまして、全くその能力がないと。そしてまた、話をしようにも半年間とか1年間とか放浪ではないんですが、そういう行方不明のような事態が何か月も続きまして、どうにもならないようなことになりました。途中ですね、アレルギーの過敏症ということで、アメリカからわざわざ女性の方が来ていただいて、何百人という方にロハス事業の食養生の指導がなされて、これは何とか取り戻すんじゃないかと期待をいたしておりました。これは世界的に有名な調理師でございますので、本当にその方がたまには来てもらって指導をしていただければもっと違うのではなかったかと思っております。しかし、反面そこいらっしやった5名ぐらいの方が今独立して、ロハスの事業を丸々やっておられませんが、マクロビオテックといういろんな調理法がありますけど、それを使って食堂を開かれるとか、そういう波及効果というのはあっているんじゃないかと思っております。

それから、3点目のまちづくりの計画策定の準備委託料等でございますけれども、これにつきましては、計画策定に580万円、平成25年度まちづくり計画策定業務委託料に525万円、1105万円となっております。

それから中断というか、中断じゃなくて、これは第5次の総合計画を作りましたので、これは中断じゃなくて策定で一応終わっております。そして、総合計画の検証等をやりながら、町民皆様に対する基礎調査、先進地事例調査、役場内の各課のヒアリング等、現状把握とか、まちづくりの勉強会の運営あるいは基本方針の策定の支援など主な業務といたしまして実施をしております。なお、計画策定にあたりましては、町民参加型で町内地域の個性と独自性を尊重して、町民の望む将来像を実現するための計画作りをいたしました。

25年度事業においては、24年度の成果を下に、まちづくり部会の設定、あるいはまちづくり部会参加者の募集、部会準備・運営、まちづくり計画基本構想、基本計画、実施計画書の作成、策定委員会の運営等の支援などを主な業務として実施してまいっております。成果といたしましては、町や町民の持つ魅力とか課題、これを把握するためにヒアリング調査等を実施いたしております。町には何が必要か、あるいは自分達は何ができるかという話をいたしまして、まちづくり会議を延べ30回程開催する中で、町民参加型の計画作りによって総合計画の基本理念といたします、今を未来へ10年後も今のままで良いと言えるまちが作り出されております。更にまちづくり会議が、参加した地域の方、町民の皆様方がこれまで約30を超えて、まちづくり団体が育成されており、活動を展開されております。

また、この計画策定作業におきまして、役場内の各課内でのヒアリング調査、あるいは勉強会、ワークショップ等を開催することによりまして、役場職員自体の意識改革、意識の醸成等が図られたと思っております。

それから、次の4番目の集落点検業務委託事業でございますけれども、総事業費は約790万円。27年度が340万円、28年度が450万円でございます。主な成果といたしましては、これは初めての試

みで、地区へ直接出向いて住民の方々に世帯家族の構成、後継者の有無とか転出者の状況など聞き取りいたしました。T型集落点検方式によって事実発見型の実態把握調査がありました。

また、その調査結果で、行政が、まず統計資料とか住民基録で把握できない地区の現状が把握できております。本当に消滅可能な都市になるのかどうなのかという判断も一定できております。そしてまた、皆さんにも5地区の方にはそういうことが、意味がおわかりになったんじゃないかと思っております。ただ、我々も期待したいのは、その先の事業展開を期待したんですけど、なかなかそこまではすぐには意見等も出ておりません。

これは、さっきのまちづくりのスタジオLにお願いいたしました件も、若干芽生えましたが、もっとももっとこの辺から大きな事業が展開できるかなと考えておりますけども、なかなかできるような状況にございません。やっぱりこれは、地域の方にも早過ぎるんじゃないかと思っておりますけども、やっぱりこれは丁寧で東彼杵町の状況、そして誰も助けてくれないということ、もっと丁寧に意識の共有をしながら、本当に今から人口が減っていきますので、何をしましょうかというのは、膝を突き詰めて真剣に考える時期ではないかと思っております。

そういうことで、今後もお話しましたとおり、職員による意識調査をやって、10年後の集落の姿がどうなるんだというのを検討するような急速さが、当然5集落だけでも一定の成果が出ておりますので、これに準じた取り組みを引き続いて全集落を今後も行つて、早急に将来の施策に活用していければ一番良いのかなと思っております。

次に、写真によるまちづくりでございます。成果というのは、写真というのはなかなか出にくいんですけども、やっぱり私も就任してからすぐ取り組みましたが、かなり東彼杵町が露出度が高くなって有名になってきているのは、皆さんも手応えを感じておられると思います。当然、皆さん方もいろんな機会を通じて町の発信をされたと思いますので、これからも行政、議会、それから住民の皆さん一緒になって、やっぱり写真よっての発信というのは、私はこれは常に必要かなと思っております。時代が変わろうとその辺は私はすべきじゃないかと考えております。

まず、成果でございますけれども、町の景観とか普段の人々の交流、あるいは生活などの出来事、そして町の魅力に気付けば、町をもっと好きになって町民自ら情報発信をいたし、そしてまた情報発信から町外との交流、外からの刺激を受けて町民が主体的に動いていくといった継続性のあるまちづくりを目指して、また、その風を受けて県内を始め、福岡や東京など都市部からの交流人口を増やすことを目的としております。その情報発信と継続的なコミュニティ継承のツールとして、老若男女誰でも気軽に始められる町の魅力を形に表現できて、情報発信しやすく継続してできるものとして、そのような仕組みを満たせるものが人の心をつかむ写真であると考えております。

続きまして、その成果といたしましては、本プロジェクトの核として、本町の魅力を引き出して情報発信する東彼杵町探偵団の結成が始まりまして、写真講座ワークショップ等の開催、写真展の企画、開催、町のPR発行物東彼杵町フォトマップの作成、町内の撮り歩き撮影会やツアーのイベント開催、延べ19回を開催いたしております。町民の方が150名の参加があつて、また首都圏や開催した写真展、町のPRブース等店には延べ13,401名もの来場があつております。このような結果から本町の魅力、あるいは新しい風景、環境に気付くことなど、また、町に誇りを持つなど、町民の郷土愛の醸成が図られまして、千綿駅に象徴されますように、目的とする交流人口の拡大にも大きく寄与したものと考えております。

次に、なぜ中断をしたのかということですが、また私がやりたいのは、丁度、北海道で、今そういう取り組みをやっている所、これは東川町という所がございますけれども、ここは、写真の町宣言をしております。2000年ぐらいから、写真フェスタといいますか、そういう展覧会というのが非常に多くなっております。見直しをされております。また、日本は写真大国といわれるぐらいに世界でもカメラ愛好家の多い日本でございます。そういうことで、いろんな展覧会も開催をするという意味で、写真フェスティバルとかをもう一度やって、皆さん方にもまた、ますます写真を好きになっていただくという考え方をしております。若干時間が経っておりますので、補正をなんで上げたか思い出しておりますけれども、そんなところでございます。

次に、合併浄化槽につきましては、町民課長から答弁をさせます。

それから、就任以来の報酬カット額の総額はということでございますけれども、これは4年間、12月までというわけにはいきませんが、3月までそのままいった場合は、5600万円位になります。したがって、教育長とか、副町長を置いてなかったとか、あるいは先ほど拒否されたと言われておりますけれども、この辺を入れますと、やはり1億2000万円から1億3000万円位が少なく済むようになるかと思えます。

それから、地方交付税の3年連続減額ですが、これは、そんなには減額になっておりません。それぞれ、これは理由がありまして、起債の交付年度の交付税での補填といいますか、それが減っているということで、当然、交付税算入が減ったということでございますので、その分の減額で、大きくは内容を調べてみますと減ってないようでございます。

そして9番目に入りますけど、実質公債費比率ですが、やはり、今からは福祉組合とかうちの方の下水道の元金償還とかですね。そういうのが上がってきますので、これ以上はハード的なものがなかなかできにくい状態で、起債制限比率も平成35、36年頃になりますと、限りなく17%位に近づいていきます。たぶん資料を配ってると思えますけれども、上がってくると思っておりますので、厳しい財政運営になるのかなと思っております。詳細につきましては、財政管財課長に、8番、9番は補足して説明をさせますので、登壇での説明は以上で終わらせていただきます。町民課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（構浩光君）

まず、浄化槽の来年度以降の延長はどうかということなんですが、公共下水道計画が平成35年度半ばまで事業を実施されるため、財源が許される限りはあと5年間継続して、担当としては継続していきたいと思っております。

また、下水道がきていない世帯数は、1200世帯です。設置世帯数は699世帯で58.3%の普及率となっております。以上です。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

吉永議員のご質問にお答えいたします。まず、普通交付税の交付額でございますけれども、簡単に申し上げますと、その町の人口や面積などを測定単位といたしまして、全国一律に機械的に必要額、これは需用額となりますが、これを算定した額と過去に実際に借り入れたその町の公債の額により、今年度において措置される交付額との合計額を合わせまして基準財政需要額になりますけれども、それから、その町の税収入、一定率を乗じまして算定した額から差し引き、不足があれば交付されます。不足がなければ不交付団体というふうなことになるわけですが、おおむね公債費の元利償還金の大小によって、その町が借り入れた元利償還金の大小によって一般財源として使える普通交付税の額も決まってまいります。

先ほど資料を配布させていただいておりますが、1枚目でございます。10年間の一般財源の状況ということで記載をいたしておりますけれども、一般会計の普通交付税という欄がございますが、それが本町に交付された普通交付税の額でございます。地方債と書いておりますのが、その年に借り入れた地方債の額でございます。それと、公債費と書いておりますのが、その年に返済いたしました元利償還金の額ということになります。それを、水道、農集、漁集、公共でまとめてございまして、それを普通交付税額から差し引いた額が一番右の列になりますが、その額を表にしたものが下の表になりますが、おおむねこれが10億円前後で推移しているということでございまして、平成28年度から普通交付税が減少していると、先ほど申し上げた普通交付税の額からわかるんですけれども、これは過去の大型公共事業債、やすらぎの里がこれにあたるんですけれども、対する算入が終了したことが大きな要因となっております。

ご質問でございますけれども、今後の推移ということでございますが、町の人口ビジョンをもとに、現在の人口一人当たりの対比表によって交付税がどうなるかというのを示しております。普通交付税としたところを見ていただいて、20年、25年、30年、35年と左にしておりますけれども、それが今単純にしていきますと、そういった金額で減っていくんじゃないかと、年間約6000万円前後位が減っていくんじゃないかというふうに思っております。

これは現在の人口一人当たりの額、単位費用と申し上げますが、それが変化しないということで見るとそういったこととなります。過去を見ますと平成10年度が1万300円程度でございました。直近の今ですが、1万1300円、約1000円、単位費用の額が上がっております。全体の交付税を割って交付することになりますので、日本国中の税収がどうなるかによって一番最後になりますが、そこが大きく変わらなければ今ぐらいの交付額は、ある程度は10億円前後ぐらいは交付されるのではないかといった見通しを立てております。

それから、町長が飛ばしました基金の推移についてでございますけれども、まず決算が終わりました27年度、29年度の一般会計が保有している基金の減少額は、約2億7500万円が減少をいたしておりますが、減少原因としましては、平成29年度に光情報基盤整備事業に対して、オフトーク通信施設整備財政調整基金から1億7110万円を充当いたしております。それと、浄化槽設置事業補助金に対しまして、27年度から毎年約3000万円を充当したこと。また、定住促進や子育て支援を町長の施策により強化をしております。そのため、ふるさと創生事業基金からふるさと納税や決算剰余金による積立額以上に取り崩しが進んだことによりまして、基金が減少しているということでございます。

今後の基金の推移でございますけれども、まず一般会計で持っております財政調整基金他9基金では、その総額は平成29年度末で17億6500万円となっております。この基金の推移予測としましては、財政調整基金、減債基金及び防災情報等提供財政調整基金は、繰入れは見込んでおりません。預貯金程度で3基金合わせて100万円程度が毎年積み上がっていくというふうに思っております。

それと、ふるさと創生事業基金でございますが、この積立の主な原資となりますのは、ふるさと納税ということになります。ふるさと納税は10月から業者委託で寄附額の増加を図っております。今後、平成28年度の寄附額程度の5000万円程度で推移してくれたらというふうに思っておりますが、本年度もなんとか5000万円にのせたいという目標を立ててやっております。今後、寄附額の増減によりますが、4億円程度で基金残高は推移できるのではないかと見込んでおります。

それから、地域福祉基金でございますが、この基金は、東彼地区保健福祉組合の平成23年度の老人ホーム建設の際に、起債相当分をこの基金から一括して負担をいたしております。そのため平成40年度までは400万円を毎年この基金に積み立てることとしておりまして、今後の取り崩し予定としましては、大きいもので子育て支援のための施設建設に約1億円程度の取り崩しを見込んでおりまして、残額が3000万円程度に落ち込んでくるのではないかとこのように見込んでおります。

下水道基金につきましては、下水道4会計と先ほど申し上げました浄化槽整備基金に入れておりますが、公共下水道事業が34年度で終了予定となっておりますので、平成34年度をもって廃止予定というふうなことで考えております。合わせまして最後に15億円程度で基金が推移するのではないかと思っております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

時間がないので、次から次にいきます。まちづくり支援交付金が、今まで約5000万円の交付をしたと。自治会に対しては67地区。また、団体は45団体ということで、私もはっきり申しまして、初期の1、2年、各地域の公民館のクーラー、椅子、机。こういったものがこのまちづくり支援金で整備がされて、その辺の効果は私は若干あったのではないかなと思っておりますけれども、このハードの方がたぶん去年、一昨年もなかったんですよね。今年もハードの申し込みはあっているんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今年は、ハードはまだ要望があっておりません。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

ということで、ハードは3年連続要望がないわけですよね。そういうことで、私はこのハードについてはそろそろ目的を達したのかなという思いがありますので、来年度は再考をお願いしたいと思います。また、これは、大体2割の地元負担が要りますので、その辺がネックになっているのでは

ないかと思っております。

それとソフトの方ですが、3年間で20万円の合計60万円となっておりますけれども、このソフト事業の中には20万円丸々使って3年ということも有れば、たとえば29年度を見ますと、ゆるラジなどは、たった4800円ですよ。これを3年間で終われというのは無理じゃないかと思しますので、こういった事業については、例えば60万円の限度額にして期間をもっと延ばしてやるとか、そういった政策変更も私は事業によっては必要じゃないかと。20万円丸々使えば3年で終わりますが、10万円使えば4、5年使っていいよというような規約の変更等をされたらいいんじゃないかと思っております。

次に、ロハスの郷事業でございますけれども、施設の改修とかクーラーの設置、合併浄化槽の修復の準備から総額2000万円以上使ったこの事業は、町長は26年3月の施政方針で自然農園食育推進事業として、耕作放棄地の対策を兼ねたバイオマス農法での試験で、環境に優しい農業を目指します。と、実現できれば一石三鳥の素晴らしい事業です。こう言っておられるわけでございますけれども、しかしながら現実としては、たった1年で事業が終わったと。先ほども町長がちょっと失敗したと発言をされましたけれども、そもそも環境に優しい農業、化学肥料とか除草剤とか防虫剤を使わないバイオマスの農業の基本はですね、まず土作りなんですよね、土作り。だからこの土作りはですね、1年2年ではできません。最低でも3年から5年は掛かるんですよ。それをたった1年で、先ほど町長はいろんな中断した理由を述べられましたけど、1年間で成果が上がるような事業じゃなかったんです、そもそも。ですから、私は事業の計画の段階から無理があったんじゃないかと思っております。やはり先ほど我々も議場で糸島の社長さんの話を聞いて、5年連続で赤字ということをお聞きしたので大丈夫かなというふうに思ったんですが、町長が熱意を込められて是非したいということをおっしゃったものですから、我々も賛成したという経緯があったんですけども、やはりもう少し研究調査をされて具現化されたらどうだったかなということも思っております。

次に、時間がないものですから、過去のことをいろいろ言ってもしょうがないですから、この常明園の跡地利用について討論をしたいと思っております。先ほど町長が約1300万円の補助費用をもらったという答弁でしたが、もしこの事業をこのまま中断したら補助金の返還等はどういうふうになるのでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

国との確認の中では、やはり事業が中止となった場合には補助金の返還があり得るかもしれない。ただ、現状この活用しました地方創生交付金ですけども、これについては事業の中止等の規定とございますか、要綱等がありませんので、実際、やむなく中止となった場合には、国との最終的な協議をおこなっていただきたいという結果でございます。

また、その前段におきましては、その都度国との協議を行った中で、一応、当初目的としたこの

ロハス事業の設置ということに関しては、設置が実際できていると、一応事業としては遂行されたということで、その後いろんな経過の中で状況が変わってきているというところがございますので、そういったところを含めて現時点では、まだそういった最終的な補助金返還というようなところの協議までは至ってないという状況でございます。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

そういうことで、中断の理由とか、今後、将来、例えば補助金返還という事態も可能性があるわけですね。私はそこを非常に危惧しております。そこで提案なんです、東彼杵町では一昨年から茶摘みということで、手摘みをするために1週間程度手摘みの要員をアルバイト募集をされて、去年も今年もされたと思うんですが、例えば京都の宇治、これは日本で一番お茶が有名なところなんですが、こういった宇治市周辺の市町村においては、毎年4、5、6約3か月間ぐらい、各自自治体でその茶摘みアルバイトを募集されております。それで、ものすごい応募があるそうです。それで、そういう時に一番困るのは茶摘みアルバイトさんの宿泊場所で困られるそうですが、私は、せっかくこういった風呂も改装し、クーラーも付けた改修施設でございますので、そういった東彼杵町の特産品の、例えば今は1週間ぐらいの茶摘みアルバイトですけど、これは農家によっては6月まで欲しいという、今から事業を拡大したらもっと人手が足りないということもでてくると思います。そういう所にされたらどうかなという提案と、もう一つ、今、島原の私の知り合いの酪農家で4年前からベトナム人が2人来て、酪農の研修をしてるんですけども、今回、法律が改正されて、今3年間ですけど、これが5年間になりますよね、来年から法律が制定すると。そしたら、ちょうどタイミングよく今日の朝日新聞に、県としても外国人就農に特化、派遣会社を設立ということで300名を見込んでいます。主にこれはベトナム人だと書いてあります。東彼杵町の場合は、例えば基幹産業がお茶、次に多いのが苺とかアスパラとか、また、酪農の農家もございます。こういった農家で、今から後継者がいないとか、もう少し人手があつたら事業を拡大したいというような農家があると私は聞いております。そういったところに、県も推進しているわけですから、こういったベトナムなどの外国人労働者を、その農家で雇っていただいて、そういう所の宿泊場所、例えば先ほど話しました島原の酪農家では、有家町にアパートがないから島原市内のアパートに住んで、有家の酪農家まで毎日通勤をしているということを知りましたので、もし良ければそういった外国人労働者の宿泊場所等に検討されたらどうかなと思いますが、町長の見解をお伺いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

ありがとうございます。今のような話が女子学園跡地にもそういう話があつておりますし、それから今、大楠小学校にベトナムの方が日本語学校を作ろうということで、3回位地元の方に話しに行かれました、地元の方も宿泊は駄目だと、通学するような形ならいいですよというような話があります。その、さっき言いました常明園の跡地を宿泊にするとか、そんなことは可能かと思っております。今そういう話でいっぱいいろんな所から話が出ておりますので、その辺も含めまして、まずロハスも、ロハスも本来やりたいんです。ロハスは、私も議員がおっしゃるように簡単

に1年2年ではやれない状態ですが、やっぱり有機農業は取り組んでいかなければ東彼杵町の、農業立町ですけども、はっきり言いまして先はありません。今からはバイオマス農業をやらなければだめです。これは石川県がいい事例があるんですが、石川県の羽咋市という所があるんですが、ここは140haぐらい無農薬でやっていますので、この辺の研修をして、やっぱり今からそういう無農薬栽培でやる農業を確立をしなければなりませんので、そういうものの研究所なども調べながら取り組んでいきたいと思っております。今、議員がおっしゃったようなことも当然受け入れながら検討してまいります。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

そういうことで、ともかくこれは町長、農学園の二の舞になるかもしれませんので、はっきり言って29年の4月以降誰も住んでませんね。もう約2年位になるわけですよ。そしたらせっかく800万円位掛けて改修したのが、また、3年、4年、5年と人が住まないと町長もご存知のように、人が住まないと荒れます。ですから、早く結論を出して計画を作っていただければ、今だったらあまり改修費用を使わないで、私はそういった事業が出来ると思っておりますので、早期の決断をしていただきたいと思っております。

次に、スタジオL、山崎亮さんの話でございますが、山崎亮さんですが、以前ほどテレビで見なくなりました。大体、山崎亮さんはコミュニティデザイナーということで、コミュニティを作ってやる、希薄な町にコミュニティを新たに作ってやるというのが大体のお仕事だったのではないかと、いうふうに思っておりますが、東彼杵町では、それぞれの地区でお祭りもあれば運動会もあります。ソフトボールのチームもたくさんあります。敬老会、お年寄り同士のグラウンドゴルフ、ゲートボールもあります。また、草払いなども共同の仕事でされております。そしてまた、近所同士の助け合い、すなわち共助がまだまだあるんですよ。そして、また逆に言えば、行事が多すぎて困ると、いうような、逆にそういった話まで私は聞こえてくるわけでございます。都市部のように、まだまだコミュニティが希薄になってないと思っております。スタジオLの計画を採用するには、私はちょっと時期尚早ではなかったかと。コミュニティが東彼杵町はあるわけですから、そういった部分ではスタジオLの計画は少し時期尚早ではなかったかと思っております。

現にあの時、7個か8個のワークショップがあって、提案をスタジオLからいただいたんですが、結局、今残っているのは、先ほど言いました、ゆるラジだけですよね。他のは何も残っていないようでございますので、せっかく1000万円近くお金を投入したことで勿体ないんですが、ちょっと時期尚早ではなかったかという意見を私の意見として言わせていただきます。

また、徳野研究所による集落点検事業ですが、町長もおっしゃったわけですが、点検したら必ず調査結果を出すのが当たり前ですよ。委託料をもらって、そういったプロならばですよ。その対処はこの地区にはこういうことをすれば人口減少が留まりますとか、今後もこの地域は継続可能ですよというような対処案を報告するのが普通だと思いますが、そういった提言とか対処案が町長がおっしゃったように全くなかったということでございます。

逆に言えば、お金を払って徳野研究所の研究資料にされただけというような結論になったのではないかと私自身は思っております。地域の実態把握なら、それぞれの区長さん、民生委員さん、児

童委員さん、地域の長老さん等が知っておいでです。わざわざお金をかけて個人情報漏洩に抵触するような調査まではする必要がなかったのではないかと、私の見解を述べて時間がないから次にいきます。

写真によるプロジェクト。先ほど町長がこういったことで写真による町の PR はどこもしているんだと、非常に成果が上がっているというような話をされました。それで、たぶん 26 年度から 28 年度まで委託事業をし、その前には、25 年にはフォトコンテストをされてますね。これはたぶんその時の事業費は商品代を入れて数十万円です済んだと思います。それで、このフォトコンテストで町内の絶景スポットの再発見とか発掘が私はかなりできたのではないかと感じておりますけども、今年、熊本県の小国町を視察に行った時に、その小国町の道の駅に、ここも毎年町内の絶景スポットの写真コンテストを行っておられまして、毎年、商品には数万円の町内産の特産物をされているのですが、そこに町内の絶景スポットの入賞作品を半年ぐらい掲示してあります。ですから、東彼杵町としても絶景ポイントの写真コンテストをして、もう少しリピーターが私は必要と思うんです。例えば、千綿駅に来た方が、次は、大野原演習場を見たいとか、茶園の様子を見たいとかリピーターに繋がると思うんですよ。そういうことで写真コンテストをした写真を東彼杵町もちょっとされたんですが、もう少し長期的に、例えば千綿駅とかソリソリソリとか道の駅に、そういったコンテストをした入賞作品を掲示すればかなりリピーターの呼び込みにも繋がると思うのですが、そういったことをもう一回、25 年にされた写真コンテストを復活されるようなお考えはないのかをお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

そういう発表の機会を与えた方が良くと思います。だから先ほど申しましたとおり、トレンドというのは、我々は写真の文化というのはよくわかりませんが、やはり、そういうフォトコンテストをすることが情報発信になりますので、しないよりはした方が良いですので、やっつけようと思います。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

次に合併浄化槽の件でございますけど、先ほどの課長の答弁では、まだ公共下水道が来ないところが 1200 世帯あって、そのうち 699 世帯が設置をされて 58.3% の設置率とお伺いしましたが、たぶん公共下水道の設置率が大体 70 以上超えてると思います。ですから、課長が独断で後 5 年間ぐらいというような独断専行の意見を述べられましたが、私もやはり公共下水道と同じくらい、80% ぐらいなるまで浄化槽の補助は続けてもらいたいと思います。

金額によれば、資料 1 を見て下さい。資料 1 を見ますと 25 年度は 15 基だったんですが、確かに補助金を出してから急激に増えているわけです。26 年度から 68 基とかずっと増えております。確かに、これは補助金を増額した成果が本当に上がっているわけですね、この資料を見ますと。ですから、私はまだまだ設置率が足りませんから、現在、7 人槽に限っていきますと、7 人槽はたぶん 25 年度までは 41 万円だったと思います。それで現在が 80 万円になっておりますね。80 万円に。

この 80 万円の内訳、国県町の持分はどのぐらいの割合になっていますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

町民課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（構浩光君）

基本的には3分の1ずつの負担割りになっております。それプラスすることに上乘せという形になっております。以上です。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

そしたら7人槽でいきますと、80万円の内の3分の1ですから、大体27万円ぐらいが町負担ということになります。町長。ですから、来年の3月で終わるわけですね。それで以前は41万円、現在は80万円ですね、7人槽で。これは、来年4月以降継続するには、私は満額というわけにはいかないと思います。80万円のそのままでは、どの位の補助額を想定されていますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

いや、これはまだ来年のことでございますので、私も先のことは言えません。課長が単独で判断と言っていたとおり、忖度しておりませんが、これは本当にデータのとおり1200世帯のうち何世帯あるのかというのは調べなければいけないです。だから、そこはさっき言いました集落調査を今やっています。悉皆調査はその辺なんです。水道ももちろん併せて調べます。下水道も調べます。しかし、合併浄化槽さえやりたくないという家庭が、もう1人しかいないということでやりたくないという方がいらっしゃる。それを確実に何戸ぐらい残っているというのを把握をして、そしてまた、今、議員がおっしゃるように何処まで補助金を上げたらやっていけるのかということ、試算をしていこうかと思っております。それは高度処理で上げましたので、国の規定が変わっているのに気付かずそのまま放置しておりました。今回もっと大きい面積のところまで上げていきましたので、その辺を全部調べながらいきます。早くこれをやってしまおうと思っております。そうしますと、空き家になった時がすぐに活用できますので、その辺の把握のためにも集落調査を急いでやっていきたいと思っております。それと併せて検討していきます。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

そういうことで、今の7人槽でいきますと80万円の満額はちょっと無理かもしれませんが、以前が40万円でしたから、その辺を十分考慮していただいて、今後來年の4月以降もやはり合併浄化槽は、特に千綿地区では公共下水道が来ないために、合併浄化槽設置が余儀なくされているわけ

ですから、なるべく多額の補助金を、継続を是非検討していただきたいと思います。

次に、町長の8年間の報酬カット分が大体5600万円になるというふうなお話をされました。非常に貢献をされているのではないかと思います。逆に、ロハスの郷で2300万円とか写真で1000万円とか徳野さんとかスタジオLで1500万円、先ほど言っておりましたが通販サイトで600万円とか、これを足しますと5000万円以上になって、なかなか成果が上がらなかった事業もこの5600万円の中からかなりされて、成果があったかなかったのか、私もよくわかりませんが、5600万円の節約は町長がされたということで、とりあえずの評価をさせていただくというふうに思います。町長のご意見は、ちょっと伺います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

ありません。

○議長（後城一雄君）

ないそうです。

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

私は、久しぶりに町長を褒めたんですが、ないんですか。よろしいですか。はい、わかりました。

それでは、次に資料の2をお願いします。これは、一般会計の基金の変遷をやっているわけでございます。町の広報紙には、11月号も10月号も基金の変遷というのが棒グラフで載っております。それを見ると23億円ぐらいからあまり減っていないように見えるんですが、実質は先ほど私が述べたように、ピーク時の27年度から4億円以上基金が減っております。

先ほど申しました23億円は、この中には特に最近著しく基金の額が増えております介護保険の準備基金が入っておりますので、それが非常に寄与しているわけでございまして、一般会計だけで見ますとずっと減っているんです、基金が。先ほどの財政管財課長の話では、このまま15億円位の推移で済むというような話がありましたが、特に町長、資料2を見てください。特に28年度からは29年度、30年度今年の予定ですが、27年度から急に増えて、ずっと3億円以上の基金取崩しが続いているんですよ。私はこここのところをちょっと心配しております。財政管財課長の答弁では、これはいろいろあったから、これは、このままは引き続きはしないというような答弁でしたけど、やはり、3年連続3億円以上基金が減っているわけですから、下手すれば5、6年で枯渇するわけですよ。あと15億円しかないわけですから、その辺をちょっと、先ほどの財政管財課長の答弁を聞きましたが、私はもう少し他の要因があるのではないかと思います。町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今、おっしゃったのは、一般会計は減っておりません。いやいや一般会計はほとんど減っていないんですよ。要するに特定目的基金が減っているわけです。

例えば、取り崩しが大きいのが、ふるさと創生。これは当然減ります。これはそのためにふるさ

と納税を充てながらやっているわけですから、やむを得ませんが。他のは、例えばオフトークをするとかそういう時は財調で持って行って基金を取り崩していくわけです。当然、29年度1億7500万円、これはインフォカナルなどの設置をします。それはオフトークに替わるものでございますので、基金を貯めておりますのでこれは当然のことです。

それから、取り崩しが大きいのは下水道ですね。下水道は確かにきついです。これは毎年返還していきます。これは計画的にやっておりますので、それはやむを得ません。これは、これから大変厳しくなっていく基金でございます。したがって、これが千綿地区を止めましたので、そこが逆に良かったかなと思っております。これは続けていたら当然やっていけない状態になっていきますので。

それから、あとは28年度に3億円減っておりますが、大きいのは下水道基金が3分の1、7000万円ぐらい。それから、ふるさと創生基金が年間8700万円。これは、ふるさと納税を入れながら、戻しながらしますので当然あがります。だからそんなには減っておりません。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

それでは表3をご覧ください。表3で29年度の公債費残高が88億円ございますね。それで臨財債、これが21億円。この臨財債というのは100%国の裏づけがあるわけでございますから必ず貰えるという臨財債で、これを引くと67億円となっております。この67億円の中に交付税措置があるものがあると思うんですよ。それで見かけは88億円、臨財債を除いて67億円。もう一つこれに載っていない交付税措置がありますから、たぶん真水の部分はもう少し減るのではないかと思います。その辺がわかったら数字だけ、簡単に。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

結果的に、70億円あった時でも20億円ぐらい、実質負担は20億円位になります。交付税措置とか、すべて交付税算定にはそういう後年度の補填がありますので、実質負担というのはそんなに多くないと思います。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

福祉組合で、町長はよくご存知のように、30年4月から新しいゴミ処理場が51億円でした。三町の持分が27億円。その内、東彼杵町の持分が約7億円ということで、この7億円の返済が平成33年から始まりますね、年間約5000万円。これによって私は非常に財政が厳しくなると思います。その他に、26、27、28年間しました簡水の事業費が12億円。これが町の持ち出し分が3億5000万円ぐらいでした。この償還も始まります。先ほどの答弁で、公共下水道が34年度で終わって35年度から本格的な償還が始まるわけですが、財政管財課長からいただいた別資料のこれを見ても、平成36年度からは実質公債比率が17になってしまいます。実質公債比率の平均は3年間の平均ですから、1年間だけ18%超えても国からの指導はきませんけれども、非常に私は財政的に厳しい、特

に平成 33 年からは返すものは多くて、入ってくる地方交付税は減ってくるという状況ですから、非常に厳しい財政を私は強いられると思うのですが、やはり今まで以上に緊縮財政、やはり歳出抑制をしないと本町はなかなか厳しい財政状況になるのではないかと思います。そこで最後に町長の見解をいただいて私の質問を終わりたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

確かにこれは東彼杵町だけの問題ではございません。全国的にこういう人口減少に伴う、あるいは今からハードもやろうということで、今日の新聞を見たら公共工事もかなりまた増やすとしてますが、とても無理です。これは注意しないといけません、本当に公共事業は無理かと思っております。

それと別に 17 としておりますが、これはまだ、交付税算入をよく精査しておりませんので、まず心配ないと思っております。厳しいですが、そんなに心配しておりません。ただ、今おっしゃった東彼杵町の場合は、起債償還が下水道と福祉組合の償還。これは完全にボディブローじゃないですけど、かなり効いてきますので、その辺の財政調整を見ながら、今、来年度予算の編成がっておりますが、担当課はかなりの削減で、経営経費の削減ということでやっておりますので、そういう財政運営に心がけてまいろうと思っております。後、追加して課長からさせます。財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

先ほど、元利償還金の額ということのご質問だったと思いますが、先ほど吉永議員さんが、この表を配布してるかと思いますが、平成 30 年度というのを見ていただきたいのですが、その 1、2、3、4、5、公債費から控除される額を 6 番目、年度は入れないで 6 番目の 4 億 5489 万 9000 円が公債費に算入された額でございます、平成 30 年度の元利償還金の額が約 6 億円、5 億 9400 万円のうち、4 億 5400 万円が地方交付税で跳ね返って戻ってきているということでございます。これは積み上げれば合計額はわかりますが、現時点ではそういうことになっているということでございます。

○議長（後城一雄君）

以上で、2 番議員、吉永秀俊君の質問を終わります。

ここで、暫時休憩をします。

暫時休憩（午後 2 時 49 分）

再 開（午後 2 時 59 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

先ほどの回答をし直すそうです。町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

先ほどの吉永議員からのご質問によります平成 30 年度のまちづくり交付支援金のハードの実績ということでございますけれども、なしということで回答させていただいておりましたが、訂正をさせていただきます。現在まで 1 件ございまして、手揉み茶用の焙炉設置ということで事業費が 29 万 9700 円で、交付決定を 23 万 9000 円ということで現在事業を実施しています。30 年度では 1 件実績が上がっております。以上でございます。

次に、7 番議員、浪瀬真吾君の質問を許します。

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

先に通告しておりました次の 2 点についてお伺いをいたします。

高齢者の交通事故防止のための自治会型コミュニティバスの活用についてと町活性化のための各種の施策についてでございます。

まず 1 点目、わが町の人口は、年を追うごとに減少し高齢化率も 34%以上となっており、3 人に 1 人が高齢者となっているのが現状でございます。また、近年、高齢者による交通事故のニュースをよく聞きます。わが町は、面積も広く 74k m²以上あり、交通手段は車に頼らざるを得ません。買い物に行くにしても病院へ行くにしても、車無しでは生活が出来ない状態です。国は、高齢者事故を未然に防ぐため、高齢者の車の運転免許証の返納を推進しているようです。しかしながら、必要に駆られ、なかなか進まないのが現状ではないかと思えます。以前から提案していることではございますが、各自治会あるいは近隣自治会との協力による予約制の自治会型コミュニティバスの運行ができるようであれば、免許証を持たない方々にとっては暮らしやすくなるのではないかと考えますが、検討できないか伺います。

2 点目でございます。12 月末にはアメリカを除く 11 か国による環太平洋経済連携協定 TPP が発効されます。農業の活性化、発展のため、今後の施策はどのように考えておられるか。町内の各作目別には、具体的にどのように考えておられるかお尋ねいたします。また、商工業の発展のためには、どのように考えておられるのか。漁業後継者の確保は、どのように考えておられるか。

更に、本町の人口も 8,000 人を切ってきておりますが、人口減少対策として、町内移住者の確保と若い人が住みやすい定住に向けての更なる施策は、どのように考えておられるのかをお尋ねいたします。

登壇での質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

浪瀬議員のご質問にお答えいたします。高齢者の交通事故防止のための自治会型コミュニティバスの活用についてでございます。これは、予約制の自治会型コミュニティバスの運行ということで、これまでの議会での発言もしておりますとおり、継続して検討していきたいと考えております。あと、職員の方が、総務課長が特に 9 月 26 日に小郡市、それから 10 月 2 日には区長さんと一緒に島

根県の飯南町の自治会バスの視察研修をそれぞれ行っておりますので、総務課長の方から活用案を説明をさせますのでよろしくお願いしたいと思います。

それから、町活性化のための各種の施策でございますが、非常に今、農業を取り巻く情勢は担い手の高齢化あるいは減少、耕作放棄地の増大とか栽培面積の減少、生産コストの上昇、有害鳥獣の被害、食糧需給率の低迷等々解決すべき根幹的な課題が山積をいたしております。これは全国的に、全く東彼杵町も同じでございます。今後、財政が一層厳しくなる中、国はますます認定農業者等への担い手へ、土地の利用集積、あるいは補助事業などの施策を周知させる方向でございます。東彼杵町といたしましても同様に、やる気がある担い手、自ら頑張る担い手、チャレンジする担い手を中心に施策展開を図る必要がございます。

次に、作目別の施策の考えでございますが、特に今までのような作目別の振興策とかは取りません。そういう時代は終わったと考えております。農業をする人がいけませんので、やる人が何をするかということで考えてもらわないと、町で振興作目をやって、皆でやろうというそういう考え方は全く取っておりません。これからもそういう作目別にはいろんな JA と協力をして、生産部会と協力しながらやるのは当然でございますが、町でこうだ、ああだという振興作目はやらないようにしております。

まず、作目別に考えていきますと、お茶につきましては、そのぎ茶ブランドという取り組みが 62 年から行われておりますが、ちょうど 30 年目に当たっております。そしてまた、いろんな大会では、話をしてますように、正真正銘ブランドが確立しつつあります。あとは販路をどうするかということで、今、必死になって頑張っておりますが、本当に今のやっているお茶、特に今からは、やぶきた一辺倒はもう通用しない時代になっております。やぶきたではなくて、他の品種に代えていかないと、今までのアワードの大会を見ても、全てがやぶきた以外のお茶が優勝しておりますので、ここはもう大きな転換をしなければならないと考えております。

苺につきましては、本当に 20 年前と比較しますと半分に減っております。農家数も減っております。栽培面積も 65% ぐらい減っております。これからは減るのは少ないかと思っておりますが、大きくは減りませんが、やっぱり減っていくのかなと考えております。品種につきましては、今、ゆめのかが 87%。推進をいたしまして、これからはさちのかから朱色が安定しているゆめのかへの品種転換を、推進をいたしていこうと思っております。現在、ゆめのかが 87%、さちのかは 13% でございますので、これも県と一緒に、JA と一緒に奨励をしなければならないと考えております。

それから炭素ガスの発生装置とか環境測定器、この辺の導入等の推進はやらなければならぬかと思っております。アスパラにつきましては、これは極端に減ってないんですが、33% 位戸数も減っております。面積も 25% ぐらいですので減るのは間違いないですが、20 年前の比較でございますが減っております。それから新規参入者も、逆にこのアスパラは取っつき易いような品目でございますので、国県の補助事業等あるいは青年就労資金等活用しながら施策を展開してまいらうと思っております。

それから、みかんにつきましては、これは、もう極端に農家数が 68% 減っております。200 戸近くあったのが 64 戸に減っております。栽培面積も 117ha が 32ha ですので、73% 減っているということで、本当にこれが一番減っております。しかし、今残っているみかん農家というのは、一貫

体制で周年を使った栽培ということで、かなりの成果を上げておられます。所得もかなり上がっております。非常に、販売単価も全国で1位になるぐらいの西海みかんと同じようなみかんの単価までアップするような素晴らしい成果も上がっております。少数でございますが、これは引き続き維持をしてみれば、これからの農業としてやっていける可能性は十分ございますので、支援してまいりたいと思っております。

それから肉用牛でございますが、これは繁殖、肥育を合わせまして、20年前が50戸でしたが、半分になっております。27戸ぐらいになっております。それから飼育頭数はそんなに減ってませんが、1,450頭が1,300頭ですから、多頭飼育の方は後継者もいらっしゃいまして継続でやっておられるということになります。ただし、小規模の畜産農家は徐々に減っているのではないかと考えております。

次に、ハウス枇杷でございますが、これは10年前と現在を比べますと、これはスタートから最初10戸あったのが2戸でございます。2戸でずっとやっておられますので、引き続きこれは2戸であっても、本当はそういう施設があったんですが、全部壊されまして新規就農は無理でございますが、相当ハードにお金がかかりますので増やすのは無理かと思いますが、お陰さまで、ハウス枇杷につきましては後継者がいらっしゃいますので、小規模ながらも維持をしてみれば良いのかなと考えております。

それから、水稻につきましては、農家戸数が平成10年には707戸ありましたが、平成29年の戸数ですが、456戸で36%減っております。栽培面積も318haから286haということで、これも10%の減でございます。非常に水稻も生産調整があって、そのあと自由化ということでされておりますが、秋田とか新潟とか米の産地の所はですね、かなりのいい成果が出ておりますが、小規模ではなかなかこれでやっていくのは厳しいので、いろんな特長のある米作りをやっていかなければならないかなと思っております。

それから、漁業後継者の確保ですが、これは全く、今、1名音琴地区にいらっしゃるだけで、2013年漁業センサスでも35戸が漁家戸数ですが、本当に今、後継者がいない状況でございます。そういう中でどういうふうにして施設の維持管理、あるいはやっていくのかと考えております。道の駅の販売を見ますと、かなり、道の駅での魚の売り上げというのは上がっております。それで、市場に出さずに流通経費が少ない道の駅に出せるのかなと思っておりますが、あつという間に販売されるということで、品不足的なことがあっております。今回、道の駅も大きくなろうとしておりますが、せつかく漁業もあるわけでございますので、大村湾漁協ともいろんな協議をしながら、やっぱりまずは後継者をどうするのかということを真剣に考えてもらいたいかなと思っております。やめるのは簡単ですが、全てやめてしまえば大村湾の対岸の時津の方から漁業者の方が参られて漁業権の交渉をされたらたまったものではございませんので、やはり、これはいろんな施策を練っていかねばならないかなと思っております。

併せまして、多面的機能の発揮対策事業ということで、いろんな対策がのっておりますが、本当に、貧酸素水塊ですか、この対策は待った無しでしないとうにもならないのではないかと考えております。常々、東京へ陳情のときはこれを一番に上げておりまして、国家プロジェクトでしてくださいと要望をいたしております。簡単にはいかないと思いますが、今の貧酸素水塊の現状をしっかり見ていただければ一番良いのかなと思っております。

次に、商工業の発展のためには、どのように考えておられるかということでございますが、今、経営指導活動支援事業で起業家とか事業継承者等の創業セミナー等が開かれておりまして、いろんな取り組みをしていただいて、活性化事業ではスタンプラリーとかを行っていただいております。これは安心していいのかわかりませんが、後継者が以外といらっしゃいます。それが純然たる商業だけをする店舗、食料品とかそういうところは減っておりますが、普通の事業の方は後継者も十分確保できて今からもいるのではないかと考えております。事業所系も、今 198 件ぐらいあるわけですが、全産業ですね。今から今後どうなるかということで、今現在の集落調査でチェックしたぐらいでは、129 件が後継者あり、あるいは事業承継済みということで、これは日本の平均値からいきますとかなり高い数値になっております。35%ぐらいの減少ですが、これは実際そういうことかなと思っておりますが、かなり厳しくなっていくのではないかと考えております。したがって、商工業というのは我々がどうこうするわけではございませんので、商工会が一体となって、あるいはいろんな知恵を出しながらするしかないかなと考えております。いろいろな税制の制度があって、措置法などで税の減免もあっておりますので、その辺の活用も発信していかなければならないと思っております。

事業者数は、平成 29 年度の数値で 316 件に対して 10 年前は 325 件でございましたので、93%となっております。あまり減ってないということになります。更に 20 年前の平成 9 年と比較しまして、38%の減少で 89%になっております。商業統計数値においては、年間商品販売額も平成 10 年度の 89 億円近くあったわけですが、平成 20 年度は 61 億円、31.2%程減っております。平成 29 年度には 49 億円ということで 45%減って、年々減少率が拡大をしております。

そして、また、商工会でも先ほど申しましたとおり、後継者問題は大きな問題でございます。日本の中小企業は 70%が消滅するであろうといわれておりますが、現在のところは 35%ぐらいの減少ですので、先ほど申しましたとおり、若干後継者がいらっしゃるのかなという気持ちは持っております。

それから、移住者の確保と定住に向けての更なる施策はどのように考えておられるのかでございまして、持家奨励金とか空き家バンク、あるいは空き家活用奨励金等定住支援に関する奨励金制度、また、空き店舗活用に対する賑わいづくりと創業支援補助に取り組んでいるところでございます。更にはお試し住宅の整備によりまして、町の魅力や生活環境を紹介する機会提供の視察も加わりまして、かなりの成果が上がっているところでございます。

また、来年 4 月開校となりますきのくに子どもの村学園誘致によって、児童の家族や教員等約 30 名程度の移住が見込まれております。そしてまた、今、特にお願いしているのは、北海道から転入してこられます、小学 3 年生の子どもが転入するわけでございますが、家族が 5 人引っ越して来られます。その 5 人の家族は小児科の先生でございまして、今、連絡をすぐ取るように指示しております。是非、東彼杵町で小児科を開業していただければ、東彼 3 町 1 件もないような時代がきますので、本当にそういう方が来てくれたらいいかなと思っております。それと、大阪からもドクターの方が家族 5 人お出でになると。それで、あと沖縄から来られる方がわかりませんが、それも家族 5 人で来られますので、そういう方の力を借りながら移住定住も図っていければ、大きなウエイトになっていくのではないかと思います。

そして、また、空き家の活用等も今やっておりますが、なかなか専任の嘱託職員を置いてやって

おりますが、なかなか貸してもらえません。成果はいくらか出ておりますが、90軒ある空き家が、年々また増えてまいりまして、そしてまた、貸してもらえないというのが非常に残念ですので、是非、何とか力を入れてやらなければならない大きな問題かなと思っております。

登壇での説明は以上で終わります。総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

自治会型コミュニティバスの運行についての研究のために、9月26日に職員による福岡県小郡市ののぞみが丘小学校区の自治会バスを視察し、10月2日には千綿地区の区長さんら17名と職員6名でございますが、島根県飯南町谷自治会の自治会バスの視察研修をそれぞれ行いました。

視察から得られたことは、自治会バスの運行には名前のとおり自治会の主体的かつ積極的な取り組みがありまして、視察先の2自治会とも地域の移動手段を、自らつくり、守り育てるという意識をもって住民自らが行動、その上で行政や関係機関が連携しながら地域の交通を作り上げられているというものでございました。具体的には、バスは、町が10人乗りの自家用車を購入し維持管理費も補助金として負担して自治会へ無償で貸与。ただし、路線や運行日、時間、本数など、それぞれ使う住民がニーズを調査して決定し、運転手はすべて自治会のボランティアで組織されているというものでございます。

こうした自治会型コミュニティバスについては、道路運送法の適用外となる無償住民輸送であるがゆえに、運転手がボランティアであったりと、先ほど総務委員会の視察報告にもありましたとおり、ドライバーの確保に苦慮したりと、その持続性、また安全性についても課題であると思われま

す。ちなみに小郡市に行きました時に、川棚町でも自治会、議員さん達が中心になって視察に来られたそうです。来年そういった形で進めていきたいということでございますが、町の行政の方は全く関与してないというような部分で、自発的な交通弱者の取り組みが進んでいるようでございます。

ただ、しかし、東彼杵町では逆な展開となっておりますが、今後とも引き続き地域自治会と、他の移動手段等も含めながら継続して検討協議を進めていきたいというところでございます。以上です。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

ただいま、総務課長から詳しく視察の内容を言っていただきましたが、やはり先ほど述べましたように、高齢化になっていけばなかなか今後、運転ができなくなると。そうした場合に、やはりタクシーばかりに頼っていても年金生活の上では相当な負担が生じてくると。そういったことでデマンド型の乗り合いタクシーと申しますか、逆にそういった民業のタクシー会社に依頼して送り迎えをするとか、いろいろ方法はあると思いますが、先ほど言われたように、まだ町では現在のところ考えていないということでしたが、その千綿地区の方から区長さんとか何人か行かれたような総務課長の説明でありましたが、そういった話が出ているのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

特に出てるのが、駄地地区辺りから出ております。これも、交通運行の白地ですね、白地の所です。もちろん、今、代替バスで大村から川棚、あるいは太ノ浦から役場前付近ですね。これは公共交通としてあったものですから、代替の路線バスになります。それ以外は全くそういう路線がないわけですから、そこに全部置いていたらとても行政はついていけませんので、だから千綿地区は、特に考えているのは千綿駅を中心として巡回バスとして考えていこうと。そのためには、自治会の方からの協力がないと、行政はできないと思っております。それで、今、議員がおっしゃるようにバスとタクシーの組合せとかも、今、遠目でタクシーを使って、遠目から中岳のバス停までは往復の補助をしているわけですが、そういうことをするにも、何人どこで誰がどう乗るのかというのがわからずに机上論だけしたって、本当に今の東部循環線、これはもっとよく考えてもらわないといけないのですが、ほとんど乗ってないんですよ。一部分には小学生、中学生が通学するために乗っていますが、あとは乗っていません。ですから、赤字も 1000 円の経費に対して 100 円還元できるようなところになっておりません。その 3 割ぐらいまでの収益がないと、やはり、熊本の交通局も言っておりますが、そういうところは止めようと言っておりますので、その辺が住民の方に理解してもらわないと、全てに町営バスを置くということはできませんので、是非、複合した運行も考えていこうと思っております。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

今、町長が言われたように、私も見る限り、空バスが結構走っているのは見かけるわけです。そこで全国でも茨城県の笠間市とか神栖市とか埼玉県志木市とか、あちこち調べてみたところ、そういった送迎バスがあるようでございます。予約制をしてある程度何人かまとめて、時間はいつ頃通るということで予約制ということされてるといふ所もあります。近くでは、有田町とか佐賀市なんかでもネットで調べたら載っているようでございました。

先ほど言われたように、町営バスにもかなり補助金を出して運行しておりますが、そこをもう少し組み替えて、例えば、前の日の何時までに予約をすると明日何処何処に迎えに行くとか。この茨城県の笠間市とかは玄関先まで迎えに行ってバス停の近くまで送迎をしてくれるとかですから、1 人の場合もあるかもしれませんが、2、3 人なら、2、3 人まとまればその時間帯に送迎をするとかですね。それも高齢者だけではなく免許証を持たない交通弱者、小中学生とかそういった人達も対象にして調べたところによれば、1 回 300 円程度、乗り継ぎの場合は 200 円とか 100 円とか、いろいろその自治体によってしてあります。

そういったことで、本町もせっかく千綿地区から区長さん達が行かれて研修をされたのであれば、まずそういった実態を把握するためにアンケート調査とか希望等調査をしなければ前に進まないと思いますが、そういったアンケート調査を実施されるお考えはないのか、お尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

アンケートというのが一番怖くて、全部丸をしてるのに誰も乗らないんですよ。そういうのが東部循環線じゃないかと思ってます。だから、本当に地域の方と話をして、誰々乗るのか、いつから乗らなければいけないのかわかるんです。だから、そこを調べないといけないと思います。

例えば、先ほど行政報告で言いましたけど、区長さんと一緒に高山地区という鹿児島県の日置市に行きました。ここは6集落が、例えば西部地区なら西部地区が全部まとまって、その6集落がまとまってNPO法人を立てて、そこに公用車を買って、それに町から、今回県の補助制度ができましたので、県の補助が来るわけですが、そういう補助金をもらって、そして運転手を出して、全部無償ですよ。何で賄うかといえば、物販の売り上げとか直売所を造って運営をして、稼ぎながら自分達で運ぶんです。全部保険を掛けます。それで、その辺が道路運送にも抵触しないとなりますので、全く問題ないということでオンデマンドでそういうことをしております。だから、地域の方の理解があって、誰々が乗るといってもわかって、週に何回ぐらい走らせようか、毎日走らせなくてもいいじゃないかと話せますので、その辺の見極めが一番大事かと思えます。

ですから、今回、飯南町も千綿地区の区長さんは行かれています。鹿児島県の日置は全部区長さんも行っておられます。全てではありませんが、行っておられますので、そういうところを今度の12月の区長会にでも投げかけて、やはり話し合いをしていって誰かが手を挙げてもらわなければいけないんです。というのも60歳から65歳ぐらいの人がいないと、町でやるというのは無理です、はっきり言いました。全部、町で廻さないといけないなら、赤字も赤字、大赤字になります。もう買わなくていいバスは買わなくていいわけですから。

それとあと一つはスクールバスを、これは本当に教育委員会にもお願いしたいのですが、空いてる時間にそれを運行するというのも運転手もいるわけです。今、各地区で困っているのは、運転手がないという問題に困っているわけです。しかし、スクールバスが空いております。これは、文科省も使って良いということで答弁しておりますので、この辺の町バスとの組合せとかも検討していかなければならないかと思っております。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

町長が答弁されましたように、前回の委員会でも文科省にそういったことでお願いに行った時も、空いた時間等であればスクールバスも使って良いと。そういったことで大きく期待をしておりましたけれども、なかなか現状では進んでいないというのが実態ではなかろうかと思えます。そこで言われたように、そういったことで今の民業の方をお願いをしてそういったことをするのか、あるいはボランティア、ボランティアというのもいろいろ制限があるかと思えますが、そういった中でバスを回すようにして、やはり利便性を高めていくというのが必要じゃないかと思えます。それで、本来言われるように各自治会において、そういった要望の取りまとめをしていかないと、町が中心になって進めたにしても、先ほど言われたように、してください、してくださいで実際利用する時は乗る人がいないと。そういったこととなりますので、ある程度小規模な自治会、あるいは近隣自治会等と話し合いをされて、例えば、そういったボランティアで送迎をしてくれる人がいるとか、そういった実態調査をして進めていただければなと思っております。

そういったことで、こういったことが進んでいけば、東彼杵町人口減少対策にも少しはプラスに

なるのではないかと、私は思っております。言い換えれば、民業を圧迫するところも出てくるかもしれないませんが、あと 2025 年には団塊の世代が 75 歳位になってこられますので、そういったことを考えますとタクシーばかりでは逆に足りないような現状になってくるのではなかろうかと思っておりますので、そこも研究課題として今後やっていただければと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それと、小郡市と飯南町ということでありましたが、近くでは有田町もされているようです。インターネットに載っておりますので、たぶんされているのでしょうか。ですから、すぐ車で何分かでありますので、そういったことで、一部の地域だと思えますけども参考材料として佐賀市辺りもされてるようです。ですから、そういったことも考慮しながら、先に進めていただければなと思っておりますのでございます。

それから次、農業の面で後継者対策として、今どのようなことを、確保について施策を具体的に取っておられるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

農林水産課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（高月淳一郎君）

農業後継者対策につきましては、まず新規就農者につきましては、就農支援資金というのがあります。基本的には年間 150 万円の資金がございまして、それを最長 5 年間という制度があります。これは全く新規の場合です。あと、補助事業につきましては、国県の補助事業がございまして、国県の補助事業につきましては、それぞれ個人では個別ではできませんので、あくまでも任意組合の組織を作って、共同で補助を受けるという制度。できれば国庫事業、それがだめなときは県事業ということで、特に国については、県、町の上乗せ補助金がないと採択がまずできないという話になっておりますので、そういう取り組みを推進しているのと、各生産組織との会合の中に出席をしまして、現在どういった問題があるのかというのを聞き取って、それを施策に反映させるという取り組みで調整を行っているところです。以上です。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

新規就農者には 150 万円の助成金、補助金があるということですが、この新規就農とは、普通私たちが考えるときは跡継ぎというふうな捉え方もあるわけですね。しかし、例えば、お茶農家の跡取りとして、例えば、親が 60、70 歳になって跡継ぎをした場合は、新規の就農者の対象にはならないということでした。他に部門別拡大とかそういった作目を選択しないか、あるいはまた、新たに農地を借りたり増やしたりしないとできないという要件がありますが、普通は多く広くしておられるところはこれ以上拡大はできないということで、新たに卒業してとか、学校に行って就農するとしてもそういった支援策はないわけですが、そのような点はどのようにお考えですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

詳細につきましては課長から答弁させますが、今、お茶農家がですね、お茶だけではやっていけないということで、中古のハウスを借りてトマト栽培をするとか、それぞれ考えてやっております。それは新規就農は出ませんが、ハードの方に幾らか助成がいきます。そういう町独自ではあまり補助はできませんので、県の補助事業とかその辺でたぶんいけるかと思えます。それから、知恵を働かせれば地方創生交付金がそういうのには一番乗っかっていきますので、そういう補助金がもらえれば一番良いのかなと思っております。詳細については課長からさせます。農林水産課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（高月淳一郎君）

同一作目内での後継者については、議員がおっしゃるとおり新規就農でありますけれども、そういう助成が実際のところございません。ですから、一昨年ありましたミニトマトにつきましても、各それぞれがお茶農家の後継者でございました。お茶の価格もなかなか上がらずにということで、複合的な経営で農業経営を実践しようということで後継者が就いておるわけですが、どうしても同一作目内での補助については、なかなか難しい面があります。なんとかそこを支援ということで考えても、国県の補助がない中で非常に厳しいというのが現状であります。今の補助事業の国の考え方というのは、人口減少が進む中でいかに省力化、機械化を図ろうかという方に進んでいます。具体的に言えば、どういった方向かと言うと、飯盛の馬鈴薯はきれいに基盤整備が整いました。それで無人化の機械を使おうということで、例えば、馬鈴薯の防除についてもドローンで全自動で防除して回ると、そういう感覚に今、国の方が進めておりますので、機械化、無人化そして土地の利用集積、そういったものに特化して、とにかく少ない担い手にそういう施策を集中させようというのが基本でございます。町としてもそういう財政的な余裕が当然ございませんので、できるだけそれに乗っかるような形で各作目ごとの新規の後継者についても支援をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

新規就農者、あるいはそういったものも含めて、認定農業者の方は今何名ぐらいいらっしゃいますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

農林水産課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（高月淳一郎君）

本日現在 102 名です。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

その中で、大体、平均年齢、あるいは作目はどのように把握をしておられますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

農林水産課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（高月淳一郎君）

後で詳細は述べさせていただきます。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

102 名ということでございましたが、本町にはみかん農家とかお茶農家もたくさんおられる中で、農業をしながら認定の申請をされてない方が結構いらっしゃいます。やはりいろいろな事業をする時には認定農業者じゃないとできないとか、そういった事業があるわけですね。そういったところの取扱いは、今日どのようにされていますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

農林水産課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（高月淳一郎君）

基本的には、国県の補助というのは認定農業者が当然含まなければなりません。県の一部の事業については認定農業者を 40%含むとか、そういう形で認定農業者外の方も担い手と見なして事業をできる場合がございます。以上です。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

先ほどから言われておりますが、担い手という位置づけでいろいろな事業に取り組むということですが、こういった事業も先ほどから言われてますように、複数いないと事業の対象にならないというのが前提ではなかろうかと思いますが、1 人でもできるような事業もあるわけですね。何軒か家が離れてするとか、畜産クラスターとかそういったものがありますが、現在までで個人で受けられたような事業というのがありますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

農林水産課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（高月淳一郎君）

特に畜産クラスター事業ということで、繁殖肥育のリース牛舎になります。農協が事業主体になってリース牛舎という形で、リース償還が終わると個人の資産になるという制度でございます。その他の畜産以外については、後ほど確認して報告させていただきます。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

今の畜産クラスターの中で、また、新たに来年度に向けての要望等の申請が現在上がってきているのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

農林水産課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（高月淳一郎君）

現在、構想協議ということで県の方と調整を行っておりますけれども、31年度で畜産クラスターに申請しているという、予定している組合は今のところございません。以上です。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

先ほども言いましたけれども、12月末にTPPが発効されようとしておりますが、特に輸入肉については相当打撃を受けるようなことが農業新聞にも書いてありますが、既に昨年を上回る輸入肉が200万t以上になるのではなかろうかということではありますが、そういった町の考え方として、TPPを捉えての畜産に限らずどのように考えておられるのかお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

TPPクラスになりますと政策的な話になりますので、国の政策的なものであって、特に、県あるいは団体辺りから反対の行動をしてくださいとあるものですから、その位の行動しかやっておりません。

実際、なかなか内容がよくわかりませんので、例えば町村会でまとめてTPPはやるかやらないかと

ということで、FTA も含めまして、そういう活動は行っておりますが、町独自ではやっております。全国町村会とか、そういう規模での意思表示は行っております。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

余り時間ありませんが、先ほど町長も言われましたように、茶品評会では全国 1 位を 2 連覇とって、特に今年は 1、2、3 とられて、それからアワードでは 2 連覇ということ町長も言われましたとおり、そのぎ茶においては非常に知名度アップといいますか、銘柄確立ができていないかと思いますが、そういったものについて主要な成果にも載っていましたが、去年それを受賞を受けての町の PR 活動ということでお尋ねをしておりましたが、現在まで具体的に、主な点でここを一番力を入れているというところがあればお知らせ下さい。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

私も機会をみて、東京出張などの時はずっと主な所を回っておりますが、実は町内のお茶農家がかなり頑張っております、既に回った所はたくさんありました。例えば、東京の青山という所がありますが、ここに行きまして、お茶屋さんで東彼杵町ですと名刺を渡して、そのぎ茶がこうこうでと説明をしたところが、もう既にそのぎ茶が入っていると、行ったこともあると、そういう店が何軒かありました。本当にそういう面で、日本経済新聞に広告を 170 万円掛けてやりましたが、あれの効果とか、あるいは他のパンフレット等を作って、東京に何万部か雑誌を発信しまして、かなり効果があって、お茶の産地から東彼杵町にお出でになって、原料を買いいたいという話があります。

それから一番は、森議員から話があったおりましたが、例えばシェフ、料理人とか著名人等を集めてプレゼンの準備を今仕掛けております。この辺で食ですから、お茶と一緒に料理の中で出すとか。これは、ある区長さんからの紹介がありまして、1 月に行く予定にしておりますが、大阪でそういうプレゼンをしようかと考えております。それが今一番力を入れているところでございます。

それと道の駅なら道の駅で販売する方法です。今、行かれたらどのお茶を買ったら良いか全くわかりません。これは生産者にも言っております。ランクをつけようということで、だからマークをつければ良いんですが、その ABC というランクをつけて売らないと、来た人はどのお茶も一緒になって買ってくれません。ただし、お茶屋さんはそれぞれやっております。それぞれのお茶屋さんで上中下がありますので、販売した時は売れております。あとは、道の駅なんかの売り方をもう少し考えないと誰も買ってくれません。買いにくいんです。そこを消費者の立場に立ってどうあれば買い易いかということを、今、職員に指示をして、これは 1 年掛けてしておりますが、ランクをつけて販売ということを考えてやっております。なかなかいい案ができませんが、そういうシェフとか、あるいはブランドをするためにはどうするとか。それから、あとは、あらゆる機会に雑誌に載せるとか、例えば航空会社もしておりますが、その位しか行政はできませんので、あとはお茶農家が努力をして売ることです。お茶農家が本当に今頑張っているのが千綿地区に 1 名、彼杵地区に 1 名ぐらいしかいらっしゃいません、まだ残念ながら。やっぱり自分で売ろうと思えば、頑張っ

自分自ら売って六次産業化をしてやらないと、せっかくの賞も無駄になっていきますので、そこも生産者と一体になって考えなければならないかと思っております。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

今、町長の答弁でわかりましたけれども、やはり東彼杵町のお茶の銘柄確立を上げるのは、やはり底上げを、先ず全体を上げないと銘柄確立というのは何にしてもできていかないと。ただ個人だけ行って、他の人がつぶれてしまえば何もならないような時代になってくるかと思えます。そこでやはりこれは JA の販売部局、そういった苺にしてもみかんにしてもですね。お茶にしても、それから肉牛にしてもそういった担当者との協議、あるいはバイヤーとの交流会等を通じて売っていく方法を模索して有利に、県央農協の販売窓口になるわけですが、そういった対策を練っていかねばならないところですが、そういった対策会議というのは、年に何回ぐらいされていますか。全然全くされていないのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

JA と組んでの考え方は全く考えておりません。これは全く JA に任せればいいわけですから、それを止めて直販でいかなければなりませんので。そういう話じゃなくて先ほど申しましたが、料理研究家なら料理研究家にプレゼンをして、そして売ってもらう。地道にそういうことをしないとだめなんです。そういう間口は広げますから、後は皆さんで努力をしてくださいということでやらないと。バイヤーを入れていけば、それはマージンが高いです。あるいは大きく捉えれば、静岡、鹿児島のお茶の生産量が全く違いますので太刀打ちできません。質は、今回も 1 位、2 位が長崎県です。3 位が、堀口製茶という鹿児島の物凄い茶工場の周りに 250ha ぐらい持っているお茶屋さんで、そこが 3 位です。だから、本当に品質はもう長崎県東彼杵町が 1 番、波佐見町がたまたま 2 番だったんですが、素晴らしい玉緑茶です。ここを逃さずやらなければならないと思っております。バイヤーとは組まずに、地道に販路をどうすればいいのか。皆で努力をしていかないとそのままじゃ宝の持ち腐れで全然上がっていきませんので、そういう著名人を使ったとか。八女茶は 5000 万円、地方創生でお金を使って、アメリカに 2 年計画ぐらいでやっております。この辺は補助事業が今年はないものですからどうにもならないんですが、八女の本玉露はお茶の域を超えておりますので、ああいうお茶はあまり飲む人はいないかと思っております。一番、今東彼杵町のお茶が、長崎県の玉緑茶がチャンスですので、なんとか知恵を絞っていこうと思っております。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

私が言いたいのは、いろいろな施策の中で、国の事業とかそういうものがあるわけですね。それで、JA も JA で全部が全部知らない面もあるかと思しますので、そういったところとタイアップしながら、先ほど言われたようにして底上げをして、より高く売った方が、また裏を返せば税収も東彼杵町も増えてくるということになるわけですね。ですから、一緒にして組んでしてください

と。

お金の出し入れとか何とかは当然行政側はできませんので、そういった後押し、施策の後押しを、やはり一緒に中に入っていくないと、どういったものが必要なのかわからないでしょう。行政もただ、上からきたのはこういうものがありますよぐらいでは。やはり話を聞いたり、こういうものが必要だなというのを身近に捉えていただいた方が良いのではなかろうかと思って、そういった対策会議なんかを開いて一緒にやっていただければ、より農業後継者の確保にも繋がるのではないかと考えているところでございます。

余り時間ありませんので、漁業者の確保ということで、現在1名、浦地区におられるようですが、今のところ漁業者全体として何人ぐらいの方がおられるのか。それと、年齢的にも結構高齢化といえますか、そういうところにきておられるのではないかとと思いますが、そういったところがどのようになっているのか手短にお願いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、漁港の港勢調査ということで、昨年12月末のデータですが、29年度末で、音琴地区が25名。正会員が13名で準会員が12名。それから、西宿が主体ですけど、正が7名で、準が9名で16名、里が、正が5名で準が4名、合わせて9名です。したがって、合計で50の母体があるわけですが、正が25名でございます。しかし、これはもう言いましたとおり、正規に漁業をやっている人はなかなかいませんので、古い数字で申し訳ないですが、2013年のセンサスでいきますと、専業というのは20戸あったわけですが、これがもっと減っていると思います。センサスが新しいのでわかりませんが、土曜、日曜だけ漁に出るといってもいらっしゃいますので、本当に風前の灯ではないかと考えております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

今、重点道の駅の整備が行われようとしておりますが、東彼杵町の商工業の発展という中で、以前にも申し上げたことがあるかと思いますが、そういった商店街の集約と、併せて購買者の人が買いやすい環境づくりというものができないものか。それと併せて、道の駅での返礼品の取り扱いはどうなっているのかお尋ねいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

商店街の集約というのは、道の駅に商店街を持ってくるということですか。それは考えておりません。ただ、この議会で平面図を出したいのですが、後で、また提出しますが、駐車場ができあがります。そして奥の方がイベント広場になるわけですが、ここも駐車場にしてしまっ、あとはイベントができるようなスペースになりますので、背後地に何か、皆さんと知恵を出さないといけません、例えば長屋方式にブースを造るのか、それは駄目と反対される方もいらっしゃいますが、町内のお店を持ってくるということは考えておりません。

それと、ふるさと納税で返礼はしておりますが、後で、どのくらい売り上げあるのかは説明いたします。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

もう時間もありませんので、定住に向けての人口確保ということで、先ほども町長が言われましたように、きのくに学園が来年 4 月 1 日から開校されるわけですが、現在のところ、この前、私たちが研修に行く前は 18 人が募集で決まっているということで、その中で言われたようなお医者さんの家族とかが来られるようですが、そういった住宅の斡旋とかは町の方に尋ねてこられたことはあったのか。又は斡旋をされたことがあったのか。今後そのようなことを斡旋をしたり、例えば町営住宅を優先的に貸したりしなければ、結局、他所の町に行かれるわけですので、そういったところはどういうふうになっているのかお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

町営住宅が空いていけば一番良いのですが、なかなか空きがありません。そして空き家もなかなかありません。ですから、病院ですので、勤務医になれるか開業されるのかわかりませんが、その辺を、今、教育委員会に言って確実に調べるように指示をしております。

それと私も、親和銀行と十八銀行の社宅が統合によって、統合になる前でもそのまま空いています。これをなんとか貸してもらえるように半年ぐらい前から交渉しておりますが、銀行はそれを貸したら駄目らしいです。社員の寮ということで、貸せないということで言われてますが、検討させてくれと言っています。だから、親和銀行のは丸々空いております。十八銀行もたぶん空くだらうと。4 室ほど空いてるそうなので、そこを貸してくださいと。十八銀行は積極的に貸そうかという話をしておりますが、そういう段階で、あるいは、そういう話はあっておりませんので、あった時にすぐ貸りれるようにということで、そういう話は銀行とはしております。以上です。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

子育て世代の若い人達に住んでいただくために、以前から申しておりますように、子育て支援、あるいは保育料とか給食費をもっと軽減できれば、若い人達が住むきっかけになるのではなかろうかと、いくらかは町の方でも給食費の補助をしておられますが、そういったところをもっと手厚くしたら、義務教育の間だけでもできれば、もっと若い人達が住んでいただけるし、もともと、東彼杵町にいる人にしていただかないと、他所から来た人ばかりに補助をするより、もともと、東彼杵町に居る人に手厚くしていただくような方策を考えておられるのか、最後にお尋ねいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、安倍総理が大変なことを言いまして、選挙目当てかどうかわかりませんが、幼児の完全

無償化ということで出しておりまして、これが今、大きな問題になっておりますが、蓋を開けてみたら、全て市町村の負担ということでなっております、認可保育園も4分の1になっておりますが、それも保育料はただということで、所得制限はないように撤廃されて、来年の10月からスタートするということを言っておりますが、今日の段階では無認可も3分の1、3分の1、3分の1なんです、それも4分の1に低減をして、そして事務費もいくらか補助をしますとなってきました。しかし、やっぱり市長会とか町村会とかは、真っ向から反対して、全部国で見てもらうように話をしております。そういうことで、保育料の無償化はかなり実現が高うございます。しかし、反面、消費税を上げた分を充てるわけですから、ますます、国の借金は返すことが困難になるのかなということで、やぶへびなところもあるのかなと思って十分注意しながら、その程度の期待をいたしております。町の方としてもまだまだ整理することがたくさんありますが、昨年、出生祝い金等を上げておりますので、見直すかどうかは、来年の予算はまだ暫定予算になりますので、検討はしていこうかと思っております。以上です。

○議長（後城一雄君）

以上で、7番議員、浪瀬真吾君の質問を終わります。

次に、6番議員、立山裕次君の質問を許します。

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

それでは、登壇しての質問をさせていただきます。

1、今後の町内公共施設等の総合管理計画についてということで、平成29年3月に東彼杵町公共施設等総合管理計画が作成されていますが、基になるデータは平成26年頃のものと思われるので、計画に変化があると思います。今後の計画に対し、次の点についてお尋ねします。

1、2040年頃から2045年頃にかけて、約70億円の大規模な建て替えが予定されていますが、変更はないのか。

2、保有施設の複合化や集約により、40年間で25%の保有量削減を目指していますが、小中学校の統合等による変更はないのか。

3、40年間で200億円、年平均で5億円の大規模改修、建て替え費用を見込まれていますが、変更はないのか。

次に、公立中学校の部活動休養ガイドラインについて。今年10月に県教育委員会は、公立中学校の運動部活動の休養日について、週2日（平日1日、学校休業日1日）以上を設けるガイドラインを策定し、来年4月から適用する予定です。この件に対し、次の点について教育委員会の考え方をお尋ねします。

1、本町においては中学校統合を控え、どの部活動が継続するのか等不明な点が多いと思うが、来年4月に適用することができるのか。

2、春、夏、冬休みなどの長期休業日の取り扱いはどうなるのか。

3、各種大会について、郡の大会は1日で実施できると思うが、県大会等は2日以上必要と考えられます。そのような時の対応はどうなるのか。

4、今回のガイドライン策定については、教職員の働き方改革が深く関係していると思われます。教職員の負担を軽減するためには外部指導者等の活用が大事かと考えますが、町として今後の対策

をお尋ねします。

次に、集落点検アンケートの活用について。今年実施された集落点検アンケートの活用について、町の考え方をお尋ねします。

- 1、町内全体での回収率はどの位か。
- 2、1番少ない地区の回収率はどの位か。
- 3、現在、町外に在住している方で、10年以内に町内に移住の可能性がある方は、何名中何名いるのか。
- 4、これは先ほどありましたので飛ばします。
- 5、設問の中で、利用している水道水やし尿処理方法がありますが、町の方である程度把握されていると考えますので、どのように活用されるのか。
- 6、設問の中で、20年後の自治会行事等の参加状況がありますが、記入された方の年齢等により変わってくると思いますので、実際に活用できるのか。

以上、登壇での質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

立山議員の質問にお答えいたします。1番目の、今後の町内公共施設等の総合管理計画についてでございます。

2040年頃から2045年頃にかけて、約70億円の大規模な建て替えが予定されているが、変更はないのかということでございますが、これは変更はございません。これは、あくまでも29年3月に策定をいたしまして、公共施設等総合管理計画ということで、平成26年度末の施設のデータによりまして、本町の全建物の公共施設の現状、将来の予測及び今後の整備方針等の計画を作成したものでございます。

ご質問は、計画書の10ページに記載しております数値等からのご質問と思いますが、将来の更新費用の推計につきましては、それぞれの施設の法定耐用年数によって更新時期を判断いたしております。現在の面積で建て替えを行った場合、どの程度の金額になるかを、これは総務省が提供しております公共施設等更新費用試算ソフトがございまして、そこで、機械的に算出したものでございます。仮に、法定耐用年数が到来したものを、同じ面積でそのまま建設したとした場合の金額が基礎となりますが、次の質問にありますように、40年間で25%は削減する目標を立てておりますので、当然変更は出てまいります。しかし、これは、70億円というのは今のデータでそっくりそのまま出したものですから、これをどうするのかということを考えなければなりません。今ある建物を全て更新した場合、MAX約70億円ぐらいかかるだろうということで算定いたしております。

したがって、これからは、その中でどれとどれを潰してどれを残すとか、そういう作業が出てまいります。そのためには、その施設の回転率といいますか、利用率、朝昼夜ぐらいに分けて何回使っているかと。使っていない所は壊すということをしなければなりませんので、そういう計画を今から作って、そして町民の皆様にご提示をして、それでたぶんかなりの反対があると思いますが、そうしないと財政がやっていけませんので、そういう公共施設等の総合管理計画ということでやっていきます。そうしなければ、町が対応できません。橋梁ですね、橋はやっていけませんので、水

道、下水道、これも当然今から更新事業がやってきます。その辺も含めまして、計画を建物だけじゃなくて、今回のご質問は建物だけですが、そういう所も含めて、やっぱりやらなければならないかと思っております。

それと、2番目の保有施設の複合化、あるいは集約によりまして、40年間で25%の保有量削減を目指していますが、小中学校の統合等による変更はないのかでございまして、これは、計画書52ページに削減目標を25%立てております。削減率については、所有権がなくなったら削減となるか、使わなくなったら削減となるかです。そういう判断が難しいところではありますが、仮に後者の方として、後の方ですけれども、統合による削減率が15%程度であります。現時点では、削減率を変更する予定は今のところ考えておりません。

それから、3番目の40年間で200億円、年平均で5億円の大規模改修、建て替え費用を見込まれていますが、変更はないのかでございまして、1番目のご質問でお答えいたしましたように、大規模改修とか建て替え費用を機械的に算出したものでありますので、当然変更はしなければなりません。計画はあくまで計画ですが、今から先、具体的にはその辺をどういうふうに変更していくのかというのを、潰すものと潰さないものを分けてすることになるかと思っております。いずれにしても、人口減少で負担をする人が減ってまいりますので、縮小しなければやっていけません。住民皆さんも町職員も覚悟は要らと思っております。町の職員も、本気でやって動かなければ衰退は止められないと思っております。これは大きな今からの財政負担になりますので、大きな総合管理計画になるかと思っております。

次に、3点目が集落点検アンケートの活用でございまして、これは午前中に話をしましたとおり、このアンケート的なものは2040年、60年に人口減少になるだろうということを前提に、今の実態の基礎資料、生活の実態を把握をして、これから先の施策に役立てようというものでございまして、ご理解をお願いしたいと思っております。詳細につきましては、担当のまちづくり課長から説明をさせます。

登壇での説明は以上でございまして。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

立山議員のご質問にお答えをいたします。公立中学校の部活動休養ガイドラインについてということでございましてけれども、この公立中学校の部活動休養ガイドラインというものでございまして、運動部活動は、心身ともに健全な育成を図ることができる大変有意義な教育活動でもありますが、目先の、いわゆる勝利至上主義のもと、大会などで勝つことのみを重視した過度な練習は、生徒の心身のバランスの取れた発達を妨げるという問題があります。また、顧問となる教師の長時間労働に繋がると共に、教師に競技経験がないために生徒が望む専門的な指導ができない、生徒のスポーツニーズにも必ずしも応えられないことなどの問題があります。

更に、少子化が進む今後において、生徒がスポーツに親しめる基盤として運動部活動を持続可能とするためには、抜本的な改革に取り組む必要があります。県教育委員会では、学識経験者などによる策定委員会における検討を経て、現状の課題の改善も含め、適度な運動部活動とすることを狙い、県の運動部活動の在り方に関する方針として、長崎県運動部活動の在り方に関するガイドライ

ンを策定いたしました。

その主な内容といたしましては、適切な休養日及び活動時間などの設定として、ジュニア期のスポーツ活動時間に関するスポーツ医科学的な観点も踏まえて、以下のような基準を設けております。中学校では、学期中は週当たり2日以上休養日。月曜から金曜の平日1日、そして土曜日曜日1日以上、そして家庭の日、これは毎月第3日曜日を指すのですが、この日をノー部活デーとすること。また、2番目として、1日の活動時間は、長くても平日は2時間程度。学校の休業日、これは土曜日曜のことですが、土曜日曜あるいは長期休業のことですが、3時間程度とすると、休業日は3時間程度とするという一応の基準を定めております。

さて、1番目の質問でございますが、本町においては中学校統合を控え、どの部活動が継続するのか等不明な点が多いと思うが、来年4月に適用することはできるのかと。統合中学校の部活動に関する事項につきましては、東彼杵町立中学校統合実施協議会作業部会、PTA 学校運営協議会部会の中で現在協議をし、原案を策定中であります。部活動の設置などにつきましても、来年度予定の生徒にアンケートを実施したりして検討しています。遅くとも3月いっぱいまでにはまとまるものと思っております。そして、4月からは中体連大会等目指して、練習にしっかり入れるようにする予定で進行しております。

県の体育保健課によりますと、長崎県運動部活動の在り方に関するガイドラインは、平成31年、来年の4月1日施行で、31年度中に100%の実施をお願いしたいということでございました。本町の教育委員会、東彼杵町教育委員会といたしましては、来年の3月までに県に提出するよう求められている設置する学校に係る運動部活動の方針を策定し、県に提出する予定です。各中学校、それぞれの中学校校長は、町の教育委員会が策定した、設置する学校に係る運動部活動の方針に則り、学校の運動部活動に係る活動方針を策定して、教職員や学校運営協議会や生徒、保護者、外部指導者などに諮り、周知いたします。そして運動部の顧問は、年間及び毎月の活動計画並びに活動実績を作成し、町教育委員会に提出し公表します。4月に開校する新設中学校ですので、全て規定どおりにいくとは限らない、いかないかもしれませんので、中身などにつきましては、若干の変更を持ちながら、県教委と相談しながら適宜対応していきたいと思っております。

2番目の、春、夏、冬休みなどの長期休業日の取り扱いはどうなるのかということでございますが、中学校におきましては、学期中は週当たり2日以上休養日を設けること。その場合、平日は少なくとも1日、土曜及び日曜日は少なくとも1日以上として、家庭の日は、ノー部活デーということになっております。その際、週末や家庭の日に大会参加などで活動した運動部は、翌月曜日とか、あるいは連休がありましたらその最終日を休養日とするなど、休養日を他の日に振り替え、適切に休養日を設定することとなっております。

春、夏、冬休みなどの長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行うこととなっております。また、生徒が十分な休養を取ることができると共に、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間、これはオフシーズンと申しますが、これを設けることとなっているようです。つまり、このオフシーズン、学校閉庁日がお盆の前後8月11日ぐらいから15、16日ぐらいまで学校が閉庁になりますので、ここは丁度オフシーズンに当たるのかなと思っているところです。

3番目の、各種大会について、郡の大会は1日で実施できると思うが、県大会等2日以上必要と

考えられます。その時の対応はどうなるのかと。県大会や全国大会等で、週末や家庭の日に大会参加などで活動した運動部は、翌月曜日や連休最終日を休養日とする等、休養日を他の日に振り替え、適切に休養日を設定することと、先ほど申し上げたとおりでございますが、よって、県大会等で週末2日以上活動した場合は、翌週以降の週末土日は、休養日となろうかと思えます。トータルとして週当たり2日以上休養日、平日1日、土曜日曜1日以上が確保されるよう務めなければならないということでございます。

4番目の、今回のガイドライン策定については、教職員の働き方改革が深く関係していると思われれます。教職員の負担を軽減するためには外部指導者等の活用が大事かと考えますが、町として今後の対策をお尋ねしますということでございますが、中学校の教職員の時間外労働の半分以上は部活動の指導にあるようでございます。それは、本町においても同じです。教職員の働き方改革を図る上では、部活動の指導の問題を解決する必要があります。そこで、県教委は、公立中学、高校で教員に代わり運動部の顧問を務められる非常勤職員運動部活動指導員を、県教委が来年度から一部の学校に配置する。試行的でございますが、一部の学校に配置する方向で検討しています。教員の長時間労働による負担軽減と各競技の専門的な指導力を高める狙いがあります。

運動部活動指導員は、各競技で一定の知識や経験がある人が対象です。県教委は、顧問を務めたり大会に引率したりする権限を与えることで、顧問を外れた教員の負担を軽減し、生徒も専門的な指導を受けられる機会が増えると考えています。

東彼杵町教育委員会といたしましても、運動部活動指導員の配置を現在希望いたしております。県教委と協議をしていきたいと考えています。また、総合型スポーツクラブとの連携も今後検討していきたいと思っております。

以上、登壇しての回答を終わらせていただきます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

町長に代わりまして回答させていただきます。

3番目の集落点検アンケートの活用についてでございます。

1点目の、町全体での回収率はどの位かというお尋ねでございますが、町内全体での回収率は64%であります。

2点目の、1番少ない地区の回収率はどの位かということでございますが、1番少ない地区の回収率は36.2%でございます。

3点目の、現在町外に在住している方で10年以内に町内に移住の可能性のある方は、何名中何名いるのかでございますが、現状での暫定的な数値であります。町外在住者が3,324名中、175名の方が町内移住の可能性のあるとの数値となっております。

4点目でございます。生活用品等の調達先がありますが、結果についてどのように活用されるの

かでございますが、データ活用につきましては、仕事場所や勤務先などの日常の就労実態状況や、また、世帯収入源の現状及び予測との関連性を含めて、今後の町内外での調達先の予測にも活用が可能であります。また、このデータは町内商業者の方にも参考となるデータとなるものと考えておりまして、町内購買力の予測あるいは購買者の見通しによる消費者や販売先の選択、拡大など経営戦略データへの活用も想定されます。具体的な事例としまして、町外者向けや消費者層のターゲットを絞った商品開発や販売手法の検討にも有効なデータ活用が可能であります。

5 点目の、利用している水道水やし尿処理方法がありますが、町の方である程度把握されていると考えますので、どのように活用されるのかでございますが、利用している水道水の設問は、地区共同施設水道や個人施設水道の利用状況の実態把握であり、この数値は町の資料ではデータがないものであります。必要なデータの基礎資料となります。具体的には、地区別における上水道への依存度を把握することで、今後の人口減少による収益減に対する施策形成の参考といたします。更に上水利用世帯の今後の動向把握によって、実際の世帯人数、特に独居高齢を含む高齢世帯の上水利用者を把握することで、今後の契約件数の予測が可能となります。

また、し尿処理方法については、現状の状況を把握し、下水道や合併浄化槽の未接続世帯の接続推進の参考資料とすることが可能です。具体的には下水道整備地区内における未接続世帯への接続に対する意向や、家族構成、独居高齢や高齢世帯、今後、子どもの帰郷予定なども含め、全体的な把握をすることで今後の接続推進の参考となり、特に汲み取り方式の状況把握によっては、下水道整備地区外での今後の合併浄化槽設置期待数として分析し、環境施策の合併浄化槽設置補助金等への基礎資料として活用する計画であります。

6 点目でございます。20 年後の自治会行事等の参加状況であります。記入された方の年齢等により変わってくると思いますので、実際に活用出来るのかでございますが、本調査の目的は、個々の地区の人的資源の実態を具体的に把握する事実発見型の実態把握調査であります。設問の目的は、現状と未来予測との比較において、その状況を数値によってデータ化し、その状況を見える形にすることによって将来的な不安に対し、しっかりと認識することが必要であり、また、具体的な数値や分析はまだ途中でございますけども、自分の地域や集落の現状課題として、身近でかつ具体的な問題を確認してもらうことが重要であると考えております。

加えて、今後の集落維持への対策や活性化に向けて地域や行政との様々な議論や施策検討の材料として、更には地域住民の主体的なまちづくりに向けた気運情勢にも大いに活用していくべきものと考えております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

先ず、町内の公共施設の 1 番の方からですが、2040 年から 2045 年は変更なしということですが、個別に聞かせてもらいます。旧音琴小学校ですが、来年からきのくにさんの方で使われますが、約 25 年から 30 年後ぐらいで 60 年になると思います。この 70 億円に入っていると思うのですが、もし、その頃建て替えされる場合は町がされるのですか。それとも、きのくにさんがされるのですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、私の考えでは、全く建て替えは町の方ではいたしません。ですから、例えばきのくにの方で新たに建てられる場合があるかもしれませんが、その時に借地になるのか売却するのか、その辺がありますけれども、それは今のところ想定できませんので、私は造る考えは全くありません。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

同じく、旧大楠小学校ですが、今、応募が 1 件あっておりますよね、先ほど話がありましたように。そこも、この旧大楠小も私は 70 億円に入っていると思いますので、それも、当然使わなければ建て替えしないと思いますけど、もし、応募された方が使われた場合、その建て替えの場合も町がされるのか、新しい業者といたしますか、事業者がされるのかお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先ほどの答弁と全く同じでございます。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

であれば、その 70 億円は減るのではないかと思います、1 番の質問で、町長は変更なしと言われたですよね。それで、3 番と関わってきますが、40 年で 200 億円かかるというのも、それももちろん含めてですが、これは変更しなければならぬというお答えをされましたが、1 番と 3 番の答弁が違うと言ったらおかしいですけど、どういうことだったのでしょか。70 億円が減るのではないかと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

MAX でそういう必要量がありますということは変わりませんということです。今の段階です。だから、今後は当然、解体したりとか、売却とか仮にあった場合は減っていくということです。だから、70 億円は今の段階では減らないということです。まだはっきりしていませんので、だから今から 3 つあるうち、2 つは止めて 1 つだけ残すとなれば、額が減っていくわけです。それを今から選択をしながらしていかなければなりません。私の言い方が悪かったですが、今の 70 億円は計画上の MAX の数字ですよということです。そういうことでご理解ください。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

私の理解力がちょっと悪いのかもしれませんが、特に決まっている旧音琴小ですが、町長の今の考えでは建て替えしませんとおっしゃられたですよね。ということは、何億円かわかりませんが、5 億円か 10 億円かかりますよね。その分は減るのではないかと思うのですが、町長の言葉からいく

と、それでもこれでは減りませんということで、MAX かかかりますよということであれば、そうなる
と他に何かあるのかですね。減るなら減る、減るだろうでも良いですが、減りませんとい
うことであれば、建て替えるのかなと思いますが、そこをもう一回。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

大変すみません。今の調査では 70 億円は計画でございますので、減らないということです。今
のこの管理計画ではですよ。しかし、今からまた、ずっと見直していきますので、それで将来的に
は建て替えしないわけですから、それは落としていきます。それは変更があります。今から作る本
物の再生計画は落としていきます。しかし、常にずっと変わっていきます。だから今のは、MAX で
どのくらいあるのかという数値を掴んだだけでございます。大変申し訳ございません。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

ついでにと言ってはなんですが、中学校の統合が決まりましたが、千綿中学校が使われるのかど
うか。確実ではありませんが、学校としては使われないんじゃないかと思います。その場合も今と
同じような形になるのかなと思いますが、一応 MAX70 億円ですけど、旧音琴小、旧大楠小は今の千
綿中を造り替えなかった場合どのくらい減るかわかりますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

時間をいただければ今計算をしていますので。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

町長にお尋ねします。

去年も私、質問したんですけど、去年何部作られたか覚えておられますか。町長をお願いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

どのくらいか記憶にございません。議員さんに配布、各区長さん、職員にですから、500 部くら
いですか。

すみません、80 部ぐらいしか作っていないそうです。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

昨年聞いた時は 100 部でした。概要版とこれとで、2000 万円かけて作っておられました。

私達も持っているんですけど、住民の方には、去年 7 月の広報で 1 ページ、これだけなんです、

知らせてあるのが。ですので、変わってる部分があれば、大きく変っているんです1億円、2億円ではなくて、そうであれば、住民の方にお知らせする義務があるのではないかと思います、今回こういう質問をさせていただきましたので、先ほどの数字をお願いします。

次に、教育長にいきます。31年度中にガイドラインを設定できればいいという県の教育委員会です。3月中までに作業部会の方で話を進めているということみたいなんです。4月以降にはできるということよろしいですか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

先ほど申しましたように、なにぶんにも新しい中学校の設立ということで若干不十分なところが出てくるかと思えます。まずは町教育委員会の方でこの運動部活動の指針を作りまして、それを基に各学校の運動部活動の方針を策定をしていただいて、3月いっぱい県の方に提出してくださいと言われているので、それを提出をいたしまして、4月からスタートしていくということです。可能だと、可能にしなければならないと思っているところです。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

平日の休養日ですが、先生の、教職員さんの都合もあると思えますけど、教職員指導、学校指導なのか、保護者がこの日が良いですよというところも含めて考えていらっしゃるのかお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

平日の休養日などにつきましては、先ほど申しました学校の運動部活動に係る活動方針を受けて、顧問や外部指導者も含めまして、その運動部の関係者、顧問を中心として毎月の活動計画を作成するようになっていきます。だから、1か月分、今月はこの週とこの週の土曜日とか、この週の日曜日とか、そういうふうにして前もって活動計画案を作成をいたしまして、実行していくという形になるかと思っております。その過程において、部活動振興会の保護者、代表者、顧問の先生、指導者を含めて、たぶん相談をして確定していくものと思っております。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

ちょっと私が理解ができなかった部分があつて、では、平日の月曜日から金曜日の間は、何曜日とは決めずに1か月の中で月曜日があつたり水曜日があつたりと、部活動の保護者とか先生の中で決めるということですね。土日についても、土曜日、日曜日と決めずにという形でいきますよということよろしいですね。

次に、春休み、夏休み、冬休みなんですけど、先ほど聞いた話では、月曜日から金曜日までは1日休みで、土日も1日休みというふうに解釈してよろしいですか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

そのとおりでございます。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

県の大会が 2 日間あった時は、2 日出て、土日たぶん土日ですね、翌週なのか月曜日なのかはわかりませんが休みというのは、県内全部同じなのですか。東彼杵町だけではなくて。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

先ほど申しましたように、この部活動の休養ガイドラインにつきましては、子ども達の何と云いまして心身のバランスの取れた発達、特にスポーツ障害の予防ということで、過度な練習のためにあちこち故障を起こすようなことがあってはならないということで、県下一斉に実施していこうということです。だから、土曜日曜日などに大会がありまして 2 日間使ったとした場合には、1 か月スパンで見て、その前の週に土曜日曜日のいずれかを休む。あるいは 2 日連続で土曜日曜日を休む。あるいは、大会が終わった後に、本来ならば土曜日曜日の 1 日だけ休みなんですけど、土曜日曜が先週大会で活動したから一緒に連休でお休みにするという形での練習計画を作っていくことです。

だから、これは家庭の日の第三日曜日を含めまして、今まで県の方からは週に 1 回休み、土曜日曜日の 1 日休みというのを、かなり強く話をしてこられたんですけども、なかなか徹底しないということで、スポーツ庁の活動方針を受けて県の方がこういうガイドラインを作って、これを徹底して 4 月以降は守っていただきたいということで。まだ、4 月当初はなかなか難しいからもう少し長い目で見ていただいてもいいのではないかという意見も出たんですけど、4 月 1 日施行で、できない場合は早めに完成できるようにしていただきたいと強い指導を受けたところです。以上です。

○議長（後城一雄君）

ここで、先ほどの立山君への回答を町長の方からお願いします。町長。

○町長（渡邊悟君）

質問の途中に、保留していた件ですけど、概算でいきます。大楠が 7 億円、音琴も同じく 7 億円、千綿中が 14 億円。これは体育館もプールも全部入っております。概算も概算です。そういうことでございます。よろしくをお願いします。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

教育長に尋ねます。過度な子どもの部活動ということで、今回入っているというみたいなんですけど、私に言わせると、過度な部活動かなというのがちょっとあります。なぜかと言いますと、例えば、小さな中学校です、現在の彼杵中、千綿中。陸上部などないですよ。ですので、朝から行っています、走りに。あれは部活動に入っていないと思います。でも、あれは過度な運動に私はなっ

ていると思います、実際は。そういうことを差し置いて、部活動の時間を減らしましょうと県の方から話があるみたいですが、けれど、私から言わせると、教職員の働き方改革が大きいだろうと、実際は。働き方改革が。教職員の働く時間が長いということです。それを減らしましょうということが本当だと思います。子ども達は、部活動は本来毎日でも、平日なら平日、毎日でもしたいと思っている子ども達がいると思います。そのためには、今後も教職員の働き改革は変わってくると思いますので、もっと減ってくるのかなと、子ども達の部活動が。根本的に変えていく必要があると思います。確かに、教育長が言われたように、11月30日に部活動指導員配置ということで、長崎新聞に載っていました。これは県内でもそう多くはないですね。先ほど教育長が言われました総合型スポーツクラブの活用を考えていますと、おっしゃられました。それを具体的にるのであれば教えていただきたい。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

総合型部活動につきましては、東彼杵町でも有効活用させていただいているところなんですが、今現在は、大人の方の活動が中心でございます。一部の陸上などに関しましては、子ども達も保護者と一緒に参加をしているわけですが、総合型スポーツクラブの活用については、まだどうだろうかということを考えているところで、具体的にどういうふうに持っていこうかと。まだ、会長さんともお話をしたことはありませんので、今後検討していきたいと思います。

できれば、もし時間が許せば、放課後4時過ぎぐらいから、あるいは5時過ぎ6時近くまで、特定の場所を決めて、大人の方との合同の活動という形でできれば、全部が全部できるというわけではありませんけど、できればいいなという考えでいるところです。以上です。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

今、教育長が最後におっしゃられたことが理想ではないかと思っています、私も。要するに、中体連です、中学校体育連盟に加入をしていないと中体連に出れませんよということがありますから、なかなか外部指導者だけではできないということがあったのだらうと思います。今の総合型スポーツクラブの中に入って活動をして、中学校の部活動として認められるのかどうかをお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

できれば、総合型スポーツクラブの中に入るというよりも、中学校の部活動の中に総合型スポーツクラブの人達が来ていただくと。一緒に来ていただいて、大人の方々はスポーツクラブの活動として、子ども達は部活動として、という虫の良い話が可能になればいいなと思っています。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

私も良いと思います、それはそれで、その考え方で。それを進めてもらうためには、総合型スポ

ーツクラブの中に、中学校にある部活動の指導ができる方をどのような形で配備といいますか、加入といいますか、されるのか。もし考えがあられたらお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

これは、中学校の部活動は各学校ごとにいろんな部を設定して活動していくという日本的なやり方、これは人数が、生徒数が減っている所においてはかなり厳しい活動になっていると思います。

ヨーロッパでは、放課後になりますと子ども達が地域にパッと散っていくんです。それはなぜかといいますと、総合型スポーツクラブ的な、ここはバスケット、ここはバレー、ここはサッカーとか、そういうものがありまして、そこに子ども達は散っていきます。学校単位ではなくそういう形で自分の心身の健康を図っているということで、地域の方とのコミュニケーションなどを中心として活動しているという形で、東彼杵町においてもその活動全部ではないですけど、一部は、特に土曜日曜あたりはそういう形で、地域の方と一緒に運動を継続していく。そうしますと、一般の中学生から 70、80 歳の方の人間的な繋がりも出てくるのではなかろうかと、他の面での波及も大いに期待をしていければなと思っていますところでございます。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

おっしゃるとおり、地域の方との繋がりも増えますし、将来、教えていただいた指導者の方と一緒にスポーツがしたいという理由で残れるかどうかはわかりませんが、町内に残ってくれる子どもも増えれば良いかなと思いますので、できる限り進めてもらいたいと思います。

次に、集落点検アンケートですけど、64%の回収率ということですが、町としてはどのくらいを最初は見込んでいたのでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

見込みというよりも、実態把握調査ですので、限りなく 100 に近いというものを目指しておりました。これで良いといった目標設定はいたしていません。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

であると、午前中言いかけられたみたいでしたけど、64%ですので、今後 100 に限りなく近づけるということですので、今から集約といいますか、出していらっしゃる方はわかると思いますので、どのような形で集めるのかお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

先ずは、当初調査の説明の中では、区長さんには強制ではありませんという話をしていましたので、この今後の対応については、12月の区長会等で協議、相談をしたいと思います。そういった中で理解等が得られれば、どのような形でできるかどうかは今後の検討ということでいたしたいと思います。具体的な取り組みは検討に至っていない状況です。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

先ほどの答弁の中で限りなく100%に近くと言われましたけど、出しても出さなくてもいいですよと区長には言っていたと答弁をされましたが、必ず出してくださいとは言っていなかったんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

区長さんに説明の中において、これは強制ですかという質問に対して、強制的なものではありませんという回答をしております、絶対出してくださいという説明はいたしておりません。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

わかりました。

少ない所は36.2%ということは、3分の1ぐらいですね。こういう所を、先ほど今から区長さんと話をするとおっしゃいましたが、こういう、せめて50%ぐらいきていない所は、町の方から回ってでも行くべきではないかと。こういうことをすると決めたからにはそうではないかと思いますが、そういうことは考えられなかったのですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、私も午前中に悉皆調査という表現をしましたが、100%調査を目指しています。確かに協力していない所もありますので、そこは何回も繰り返しますけれど、鹿児島県の日置市では6集落が100%の世帯の同意を得てNPO法人を立ち上げていますので、そこで素晴らしい事業ができています。そういうことをしていかなければ駄目なんです。区長さんにもNPO法人の設立の仕方とかの説明をしようかと思っております。併せまして、先ほど課長が答弁しますように協力をしてくれということで、なかなかペーパーだけでは趣旨がよく伝わっていませんので、やがては我々団塊の世代とかが一番必要になる問題点を把握するためのアンケートです。是非、趣旨を協力してもらいたいなと考えでございます。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

たぶん質問の意味が、36.2%だったのに、50%も満たない所があるということは確実ですよ。なのに、回収に行くということは考えなかったのですかと質問をしました。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

現時点の流れの中ではそこまで行動には至っておりません。この調査結果のデータの数字を見て、議員ご指摘のように地区によってバラつきがあるという実態がございまして、そういった把握、分析の中で回収率が低い地区については、そういった取り組みをしなければいけないということです。現在まではそのような行動はとっていない状況でございます。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

町外に住んでいる方で10年以内に町内に戻ってこられる方は何人中何名かということで、町外在住が3,300人ですよ。可能性がある人は175人です。ということは、ものすごく町外在住が多いなと思いますが、10年後に175人という数字を見て、町の方でどのように考えられましたか。率直に。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

集落調査の、現時点で回収率がまだ60%もいっていないんですけど、その中で3340人が将来帰ってくるだろうということでございます。175名が帰ってくるということでしょう。これは内容は聞いていませんのでわかりませんが、当然、退職とか、全く聞いていませんので、退職してこっちに帰ってくると人が主だと思います。あくまで想定です。私もアンケートをした中でそのように書

きました。10年後は無理だけでも20年後には子どもは帰ってきますよという回答あたりも考えではないだろうかと、そういうことではないかと思えます。もちろん単純に近々帰ってくるという予定の人もいるかもしれませんが、内容はわかりません。そこら辺が課長も答弁していますが、先ほど50%にすると、ではないのにどうするのかと立山議員が言われたとおり、私は、そこは今から職員が、地域エリア担当が地域に出向いて、ずっと聞きながら100%に限りなく近づけたいという気持ちで思っております。

○議長（後城一雄君）

ここであらかじめお知らせします。本日の会議は延長します。6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

175名の中の内訳は、年齢を書く欄があるんですが、何歳の方が出ていますよと。それでわかるはずですよ、175名の。そういうことは把握していないんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

年齢構成の分析の集計にまでは至っておりません。今回、立山議員よりご質問いただいた中で、この項目だけの集計を行った数値としてご報告をさせていただいています。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

次にいきます。

4番の生活用品の調達先ということであります。単純に調達先、例えば川棚なのか大村なのか佐世保なのかわかりませんが、どうしてというのは書いていないみたいで、質問にないんですけど、ただ単に場所だけを設問されているんですけど、生かしようがあるのかなど。先ほど言われましたけど、どうしてそこに行くのかというのがないとわからないのではないかと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

そこまでは調べて、何処で調達していますかというのは書いていますね。大村で買っているとか川棚で買っているということはわかります。しかし、どのような目的とかはまったくわかりません。そこは逆にヒアリングとか商工会のデータあたりと突合するしかない。シビアにするすればいいのですが、あまりやってはわかりませんので、後は聞き取りでしょうね。そこら辺を組み合わせなければ思っております。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

目的というか、品数が多いとか金額が安いとか、そういうことは必ずあると思います。わざわざ行くのですから、そういうことを調べるのがアンケートではないかと思うのですが。聞けばわかりますよということでありまして、要するに、夫婦がいて私が話しにきました。実際、奥様が買い物に行っています。わからないと思うんですよ。そういうところを、何故こういうかたちだったんですかという質問だったんですけど、私の言い方が悪かったのか、ちょっとよかったらまたお願いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

全てを網羅して、具体的に何を誰が買いに行くのかとしたいんですけども、そこまでいけば非常に複雑になりますので、本来、集落調査というのは隣保班に行くんですよ、各班です。隣保班ということはわかりますか。だから、そういうレベルまで本当は入らないといけないんです。確実に聞いて何処から買っているのか。そうなれば、食料品なのか、衣料なのか、電化製品なのか、いろんな種類がございます。そこら辺まで調べなければならなくなります。商工会にお願いするようにして、どこかにいっているだけで、商工会も商業統計をしていますので。町としてどうなのかということですので、データでいくしかないだろうと思っています。そこまで言っていたらますますアンケートに答えてもらえませんので、必要最小限の聞き取りを含んだところでやろうかということしております。至らないところがたくさんあるだろうと思います。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

最後の質問です。20 年後の自治会行事のことが、活動できるかどうか最後にあったんですけど、答えられる年齢の方、70 代の方か 50 代の方か。30 代の方が答えることに関して 20 年後の年齢がわかりますね。変わってくるはずですが、当然。これは代表の方が書いていますが、それでどういうふうに把握をされるのかなど。例えば 70 代の方が書きました。20 年後は私は参加しません。でも、家には 40 代の息子が居るので、それは参加するかもしれません。そこまでなぜしなかったのか。二人三人四人、なぜしなかったのかをちょっとお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

議員ご指摘のように、実際記入者、いわゆる内容が世帯主もしくは記入代表者の方のお名前を書く欄を設けていましたので、誰が基準でこれを書かれたという把握はできるかと思っておりますけども、た

だ、そういったお話の中でこのデータを、どのように今後そういった分析も含めて活用できるか。また、そういった分析の方法等についても、現状においては私達も専門性がありませんので、今後、県との協力も得ながら、得たデータですので、活用をどういった方向でできるかを併せて今後の検討課題と考えています。実際答えになっていませんけども、この分析においては非常にいろいろな活用方法があるかと思っております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

活用を今から考えるという答弁だったんですけど、何のためのアンケートだったのかとなると思います。町長は午前中に、行政も議員も地域に入って調べなければいけないとおっしゃられました。机上では駄目ですよ。これは机上だと思います。70代の方に聞きました。でも40代の方のことはわかりません。聞けばいいのではないかと思います。そこはどういうふうに思いますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

完璧なアンケートや調査はできません。しかし、やはり手間暇かけて、職員が出向いてヒアリングをして、誰がこの時居るのか。ここが一番問題なんです。まつりが一番基本で、だって居なくなるわけですから、だからそれをなんとか守ろうと、どういう施策をするかが大事です。それはやはりヒアリングしかないです。だから、アンケートもあまり意味がないんですよ。単なるアンケートになります。だから、出向いて行って調査をするということはしなければいけないと思っております。

以上で、6番議員、立山裕次君の質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

保留分がありますので、農林水産課長からお願いします。

○議長（後城一雄君）

保留分に対して回答いたします。町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（高月淳一郎君）

浪瀬議員の一般質問の件で、認定農業者数を102名と申しましたが、102名は、個人が102名、法人が4名おります。トータル106が認定農業者の実数です。平均年齢は、個人は55歳になります。そして、各作目ごとの割合ということで主な作目を申し上げますと、お茶が57%、苺が16%、畜産が10%、アスパラが6%、果樹が5%、その他が6%ということで、その他は水稻とか柿と1戸という場合があります。トータル100%になります。

もう1点、個人へのリースの補助ということで、畜産クラスター以外にお茶の乗用型摘採機の事業も同様のリース事業で行っておりまして、産地パワーアップ事業という補助事業で導入をいたしております。以上です。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

2点保留いたしておりまして、まず、吉永議員の質問でございますけど、元利償還金の88億8000万円に対して交付税措置がいくらあるかというご質問だったと思いますが、42億5000万円ほどがありますので、約47.87%ぐらいが返ってくると思います。

浪瀬議員のご質問でございますが、ふるさと納税の道の駅の額のご質問だったと思いますが、平成29年の決算になりますけれども、件数的には総計で1793件の返礼品を返しておりますが、その内道の駅の分が809件、約45%が件数的には道の駅から調達をいたしております。金額的には、総計で1600万円ほどとなっております。約500万円、32%ぐらいが道の駅になっております。主には長崎和牛、みかん、お茶になりますが、ほとんどが長崎和牛の金額になろうかと思っております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

以上で本日の一般質問を終了し、森敏則君の質問は明日行います。

本日はこれで散会いたします。お疲れ様でした。

散 会（午後5時6分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 後城 一雄

署名議員 堀 進一郎

署名議員 吉永 秀俊